特別会員、A会員、B会員（勤続1年以上）、C会員（勤続1年以上）、
退職後継続加入のみなさまへ

H31年度

商品内容のご説明

イオングッドライフクラブ
福利厚生の団体保険

みらいスタイル

選べる7つの保険

死亡・高度障がいに備える 特別 A B C 会員 ※
団体生命保険
団体定期保険

NEW!
3大疾病に備える 特別 A B C 会員 ※
三大疾病保険
3大疾病保障保険（団体型）

ケガ・病気に備える 特別 A B C 会員 ※
総合医療保険
総合医療保険（団体型）

親の介護に備える 特別 A B B 会員 ※
親介護保険
親介護一時金支払特約

長期療養に備える 特別 A B B 会員 ※
所得補償保険
団体長期障害所得補償保険

老後に備える 特別 A 会員 ※
年金保険
拠出型企業年金保険

学費・住宅・老後資金に備える 特別 A 会員 ※
積立保険
拠出型企業年金保険　ニッセイみらいのカタチ（総合医療保険）（定期保険特約付）一時払退職後終身保険

N-コンシェルジュ
加入者特典

※保障制度ごとの加入対象者は4ページをご確認ください。

申込締切日 と 効力発生日［加入（増額）日］

申込締切日
平成30年9月30日（日）
（締切日までにGLC団体保険コンタクトセンターへ送付ください。）

効力発生日 加入（増額）日
平成31年1月1日
（年金保険・積立保険は、加入日が責任開始日です。ただし、半年払の責任開始は平成31年6月1日からです。）
（所得補償保険・親介護保険の保険期間（ご契約期間）は平成31年1月1日午後4時より1年間です。）

■平成31年2月1日以降も毎月お申込みを受付けます。

申込締切日
毎月末日

効力発生日 加入日*
GLC団体保険コンタクトセンターが「申込書兼告知書」を受付た日から3カ月後の月の1日となります。
（年金保険・積立保険は、それぞれの加入日が責任開始日です。半年払の責任開始日は56ページの「責任開始期」をご確認ください。）

■効力発生日・加入日*の例 … 3月1日～3月31日にGLC団体保険コンタクトセンター「申込書兼告知書」受付分は、6月1日が効力発生日・加入日*となります。

*年金保険・積立保険は、増額のお取扱いはありません。増額を希望される方は毎年9月の本募集時にお申込みください。

「契約概要」と「注意喚起情報」には、それぞれご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項と特にご注意いただきたい事項が記載されています。また、「正しく告知いただくために」には、ご加入・増額のお申込みの際に必要となる被保険者告知に関する重要な事項が記載されています。お申込みにあたっては、当パンフレットとあわせてご確認ください。
なお、当パンフレット（「契約概要」・「注意喚起情報」等を含みます。）は、お申込みいただきました後も大切に保管ください。

みらいスタイルの商品ラインナップ

	商品名	対象者	特　徴	今年度からの
ご自身、ご家族の病気・ケガ・親の介護の保障	団体生命保険	特別 A B C 会員※	死亡・高度障がいに備える。	●本人さま・配偶者さまの加入年齢・継続加入年齢を延長しました! ・新規加入・増額年齢：60歳6カ月以下の方→65歳6カ月以下の方に変更 ・継続加入年齢：70歳6カ月以下の方→75歳6カ月以下の方に変更 ・退職後継続加入年齢：70歳6カ月以下の方→75歳6カ月以下の方に変更
	NEW! 三大疾病保険	特別 A B C 会員※	がん・急性心筋梗塞・脳卒中と死亡に備える。	●新設しました! ●所定の3大疾病【がん（悪性新生物）・急性心筋梗塞・脳卒中】になられた場合に、3大疾病保険金を一時金でお受取りになれます。 ●所定のがん（上皮内新生物等）になられた場合、上皮内新生物診断保険金（3大疾病保険金の金額の10%）を一時金でお受取りになれます。
	総合医療保険	特別 A B C 会員※	ケガや病気等による1泊2日以上の入院・手術等に備える。	●本人さま・配偶者さまの加入年齢・継続加入年齢を延長しました! ・新規加入・増額年齢：60歳6カ月以下の方→65歳6カ月以下の方に変更 ・継続加入年齢：70歳6カ月以下の方→75歳6カ月以下の方に変更 ・退職後継続加入年齢：70歳6カ月以下の方→75歳6カ月以下の方に変更
	親介護保険	特別 A B B 会員※	親の介護に備える。	●毎月加入が可能です。 ●親介護補償プランから「親介護保険」へと名前が変更になりました。 ●親介護一時金額100万円の場合50才～89才（20円～5,800円）で加入できます。
ご自身の所得補償	所得補償保険	特別 A B B 会員※	ケガや病気により長期間仕事ができなくなったときに備える。	●毎月加入が可能です。 ●GLTD収入サポート制度から「所得補償保険」へと名前が変更になりました。 ●所得補償保険では精神障害による就業障害も補償されます。
ご自身の資産形成	年金保険	特別 A 会員※	老後に備える。	●毎月加入が可能となりました!
	積立保険	特別 A 会員※	学費・住宅・老後資金に備える。	●毎月加入が可能となりました!

※保障制度ごとの加入対象者は4ページをご確認ください。

みらいを描こう!
必要な保障を自在に組み合わせできます!

制度変更ポイント

●お子さまもお申込み可能となりました!

●死亡された場合、死亡保険金(3大疾病保険金と同額)を一時金でお受取りになれます。

●団体保険としての割引が適用された保険料です。

●医師の診査ではなく、健康状態等の告知によるお申込み手続きです。
※告知に関しては、「正しく告知いただくために」をご覧ください。

●総合医療保険への単独加入が可能となりました!
・総合医療保険のお申込みには、「団体生命保険の加入」を条件としていましたが、単独加入が可能となりました。

●保険料払込期間満了時に、年金受取開始時期の繰延べを選択できるようになりました!
・1年単位で最長10年まで、年金の受取開始を繰延べることができます。

●保険料払込期間満了時に、年金受取開始時期の繰延べを選択できるようになりました!
・1年単位で最長10年まで、年金の受取開始を繰延べることができます。

〈お申込みスケジュール〉

●本募集

GLC団体保険コンタクトセンター「申込書兼告知書」到着日	保障開始日
平成30年9月1日～9月30日 (次年度更新手続き期間)	平成31年　1月1日

(例)　申込書兼告知書が本募集時(9月)に到着した場合のスケジュール

9月　10月　11月　12月　1月～

受付期間　9/30 申込締切　診査・診査結果送付※1　1/1 保障開始　保険期間 1/1～12/31

申込受付後に今後のスケジュールをご案内します

12月中旬ごろ「加入通知書」をお届けします

＊保険料の控除日は、申込手続き後にご案内します。

●新規加入・増額(年金保険・積立保険は除きます。)のお申込みは毎月受付しています。

毎月末日に申込締切とし、GLC団体保険コンタクトセンターが「申込書兼告知書」を受付た日から3カ月後の月の1日から保障開始となります。

GLC団体保険コンタクトセンター「申込書兼告知書」到着日	保障開始日
平成30年10月1日～11月30日	平成31年　2月1日
平成30年12月1日～12月31日	平成31年　3月1日
平成31年　1月1日～　1月31日	平成31年　4月1日
平成31年　2月1日～　2月28日	平成31年　5月1日
平成31年　3月1日～　3月31日	平成31年　6月1日
平成31年　4月1日～　4月30日	平成31年　7月1日
平成31年　5月1日～　5月31日	平成31年　8月1日
平成31年　6月1日～　6月30日	平成31年　9月1日
平成31年　7月1日～　7月31日	平成31年10月1日
平成31年　8月1日～　8月31日	平成31年11月1日

(例)　申込書兼告知書が1月に到着した場合のスケジュール

1月　2月　3月　4月　5月

受付期間　1/31 申込締切　診査・診査結果送付※1　4/1 保障開始　保険期間 4/1～12/31※2

申込受付後に今後のスケジュールをご案内します

3月中旬ごろ「加入通知書」をお届けします

＊保険料の控除日は、申込手続き後にご案内します。

※1 診査の結果、加入いただけない方へは文書にてご連絡します。
※2 以降は毎年1月1日を更新日とし、保険期間1年で更新となります。
更新のご案内は毎年9月に送付します。

みらいスタイルには、「万一」の場合に

もくじ

団体生命保険 7ページ～10ページ

取扱内容	39ページ～43ページ
【契約概要】	63ページ～64ページ
特にご注意いただきたい事項【注意喚起情報】	65ページ～66ページ
【ご加入の生命保険をご活用いただくために】	82ページ
正しく告知いただくために	83ページ～84ページ

NEW!

三大疾病保険 11ページ～14ページ

取扱内容	44ページ～51ページ
【契約概要】	67ページ～68ページ
特にご注意いただきたい事項【注意喚起情報】	69ページ～70ページ
正しく告知いただくために	71ページ～72ページ

総合医療保険 15ページ～18ページ

取扱内容	52ページ～55ページ
【契約概要】	73ページ～74ページ
特にご注意いただきたい事項【注意喚起情報】	75ページ～76ページ
ご加入のみなさまへ	77ページ～81ページ
【ご加入の生命保険をご活用いただくために】	82ページ
正しく告知いただくために	83ページ～84ページ

親介護保険 19ページ～20ページ

重要事項のご説明	85ページ～88ページ
お支払いする保険金のご説明	89ページ
健康状態告知についてのご案内	91ページ～92ページ

所得補償保険 21ページ～24ページ

重要事項のご説明	93ページ～96ページ
お支払いする保険金のご説明	97ページ～98ページ
健康状態告知についてのご案内	99ページ～100ページ

年金保険 **積立保険** 25ページ～34ページ

取扱内容	56ページ～62ページ
【契約概要】	101ページ～102ページ
特にご注意いただきたい事項【注意喚起情報】	103ページ～104ページ

N-コンシェルジュ（加入者特典） 35ページ～38ページ

【対象商品】
団体生命保険・三大疾病保険・総合医療保険・所得補償保険

ご相談窓口等 裏表紙

備えた保障制度がそろっています!!

加　入　対　象　者

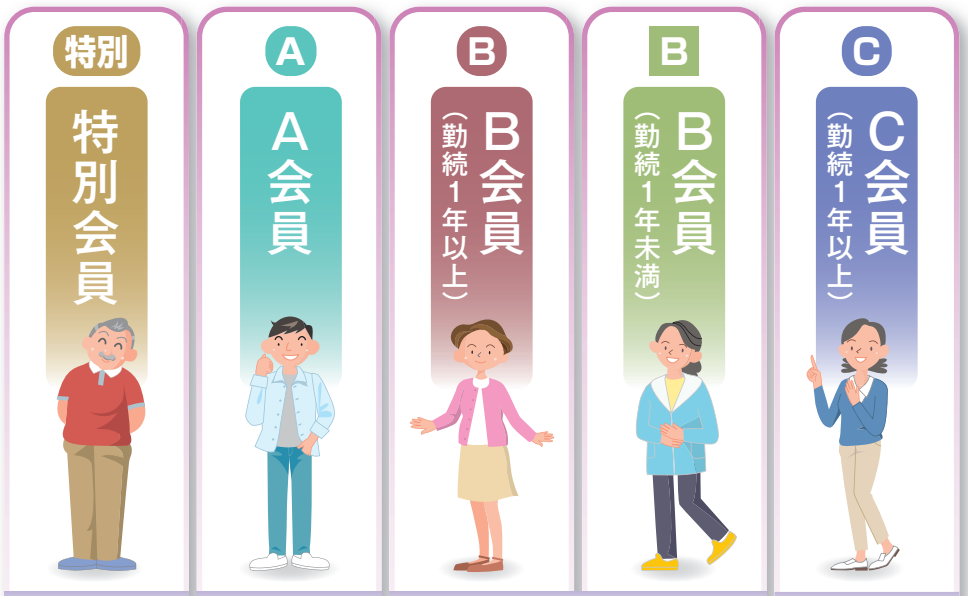

	特別 特別会員	A A会員	B B会員（勤続1年以上）	B B会員（勤続1年未満）	C C会員（勤続1年以上）
	役員の方等	社員、キャリア社員、契約社員の方等	長時間コミュニティ社員、長時間フレックス社員、長時間パート社員の方等		短時間コミュニティ社員、短時間フレックス社員、短時間パート社員の方等
団体生命保険 団体定期保険	○	○	○	×	○
NEW! 三大疾病保険 3大疾病保障保険（団体型）	○	○	○	×	○
総合医療保険 総合医療保険（団体型）	○	○	○	×	○
親介護保険 親介護一時金支払特約	○	○	○	○	×
所得補償保険 団体長期障害所得補償保険	○	○	○	○	×
年金保険 拠出型企業年金保険	○	○	×	×	×
積立保険 拠出型企業年金保険　ニッセイみらいのカタチ（総合医療保険）（定期保険特約付）一時払退職後終身保険	○	○	×	×	×

詳細は各商品ごとに記載の取扱内容をご確認ください。

ライフイベントに合わせたおすすめプラン!!

万一の場合の家族の必要生活資金総額（世帯主年齢別）

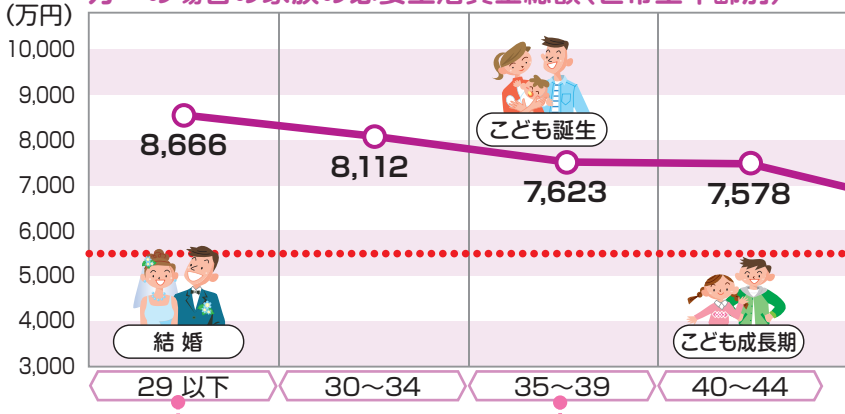

25歳の方（独身）

本　人：25歳

最低限の死亡・高度障がい保障と医療保障の確保をおすすめします。

35歳の方（配偶者・こども1人あり）

本　人：35歳 男性
配偶者：32歳 女性　　こども：3歳

結婚やお子さまの誕生にあわせて、保障の確保・保障の上乗せをおすすめします。

団体生命保険
団体定期保険
特別 A B C 会員
●死亡・高度障がいに備える

25歳の方	35歳の方
死亡保険金額（高度障がい保険金額）	死亡保険金額（高度障がい保険金額）
本　人　200万円（月払保険料（概算）男性 337円 女性 309円）	本　人　3,000万円（月払保険料（概算）5,055円） 配偶者　1,000万円（月払保険料（概算）1,545円） こども（1人）　100万円（月払保険料（確定）70円）

NEW! 三大疾病保険
3大疾病保障保険（団体型）
特別 A B C 会員
●3大疾病に備える

25歳の方	35歳の方
死亡保険金額・3大疾病保険金額　上皮内新生物診断保険金額	死亡保険金額・3大疾病保険金額　上皮内新生物診断保険金額
本　人　100万円　10万円（月払保険料（概算）男性 245円 女性 242円）	本　人　300万円　30万円（月払保険料（概算）1,125円） 配偶者　200万円　20万円（月払保険料（概算）658円）

総合医療保険
総合医療保険（団体型）
特別 A B C 会員
●ケガ・病気に備える

25歳の方	35歳の方
入院給付金	入院給付金
本　人　日額 5,000円（月払保険料（概算）男性 1,310円 女性 1,710円）	本　人　日額 5,000円（月払保険料（概算）1,435円） 配偶者　日額 5,000円（月払保険料（概算）1,905円） こども（1人）　日額 3,000円（月払保険料（概算）507円）

親介護保険
親介護一時金支払特約
特別 A B B 会員
●親の介護に備える

25歳の方	35歳の方
親介護一時金	親介護一時金
父親　54才　200万円 母親　54才　200万円 （月払保険料（概算）父親30円 母親30円）	父親　64才　200万円 母親　64才　200万円 （月払保険料（概算）父親190円 母親190円）

所得補償保険
団体長期障害所得補償保険
特別 A B B 会員
●長期療養に備える
※特別会員・A会員の場合

25歳の方	35歳の方
支払基礎所得額（月額保険金額）	支払基礎所得額（月額保険金額）
本　人　月額 20万円（4口）（月払保険料（概算）男性 428円 女性 360円）	本　人　月額 30万円（6口）（月払保険料（概算）男性 984円）

年金保険
拠出型企業年金保険
特別 A 会員
●老後に備える

25歳の方	35歳の方
口　数	口　数
本　人　月払 5口（月払保険料 10,000円）	本　人　月払 5口（月払保険料 10,000円）

積立保険
拠出型企業年金保険
ニッセイみらいのカタチ（総合医療保険）
（定期保険特約付）一時払退職後終身保険
特別 A 会員
●学費・住宅・老後資金に備える

25歳の方	35歳の方
口　数	口　数
	本　人　月払 5口（月払保険料 10,000円）

〈アンケートによる希望値〉

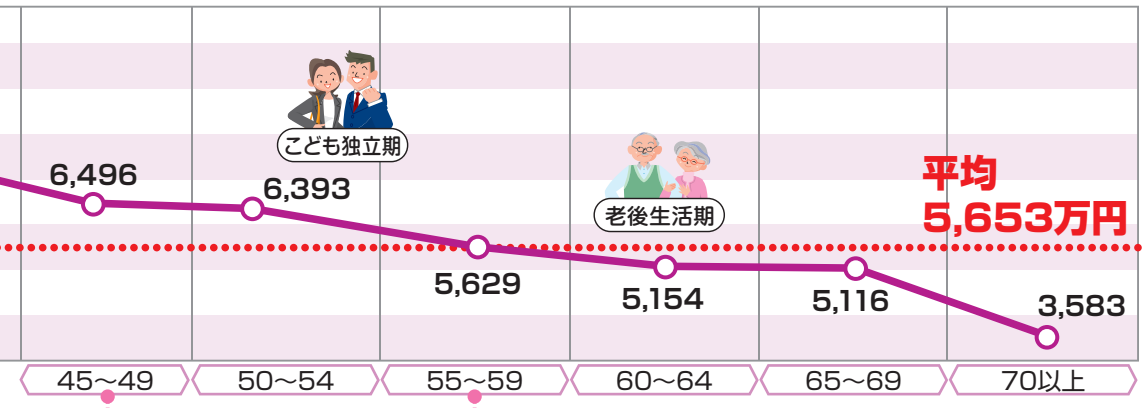

※「世帯主に万一のことがあった場合に、残された家族のために必要とされる生活資金・年数はどのくらいか」という質問に対する回答（年間必要額×必要年数）の平均値です。
（公財）生命保険文化センター「平成27年度 生命保険に関する全国実態調査」

45歳の方（配偶者・こども2人あり）

本人：45歳 男性
配偶者：42歳 女性　こども：12歳・10歳

お子さまの成長など、保障の充実が必要な世代。当制度のフル活用をおすすめします。

死亡保険金額（高度障がい保険金額）

本　人（月払保険料（概算）	4,000万円（7,840円）
配偶者（月払保険料（概算）	1,000万円（1,805円）
こども（2人）（月払保険料（確定）	1人あたり 100万円（140円）

死亡保険金額・3大疾病保険金額　上皮内新生物診断保険金額

本　人（月払保険料（概算）	300万円	30万円（2,271円）
配偶者（月払保険料（概算）	200万円	20万円（1,380円）

入院給付金

本　人（月払保険料（概算）	日額 10,000円（3,740円）
配偶者（月払保険料（概算）	日額 5,000円（1,630円）
こども（2人）（月払保険料（概算）	1人あたり 日額 3,000円（1,014円）

親介護一時金

父親　74才	200万円
母親　74才	200万円
（月払保険料（概算）	父親1,000円 母親1,000円）

支払基礎所得額（月額保険金額）

本　人（月払保険料（概算）	月額 40万円（8口）男性 3,448円）

口　数

本　人（月払保険料	月払 5口）10,000円）

口　数

本　人（月払保険料	月払 5口）10,000円）

55歳の方（配偶者あり）

本　人：55歳 男性
配偶者：52歳 女性

お子さまは独立。ご自身の保障を確保し、ゆとりある老後生活を送りましょう。

死亡保険金額（高度障がい保険金額）

本　人（月払保険料（概算）	2,000万円（5,340円）
配偶者（月払保険料（概算）	400万円（904円）

7 ページ～

死亡保険金額・3大疾病保険金額　上皮内新生物診断保険金額

本　人（月払保険料（概算）	300万円	30万円（5,358円）
配偶者（月払保険料（概算）	200万円	20万円（2,246円）

11 ページ～

入院給付金

本　人（月払保険料（概算）	日額 10,000円（6,920円）
配偶者（月払保険料（概算）	日額 5,000円（2,345円）

15 ページ～

親介護一時金

父親　84才	200万円
母親　84才	200万円
（月払保険料（概算）	父親5,630円 母親5,630円）

19 ページ～

支払基礎所得額（月額保険金額）

本　人（月払保険料（概算）	月額 30万円（6口）男性 3,990円）

21 ページ～

口　数

25 ページ～

口　数

本　人（月払保険料	月払 5口）10,000円）

29 ページ～

＜「団体生命保険」と「総合医療保険」について＞
年齢は、保険年齢で記載しております。「保険年齢」とは、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数については6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げて計算した年齢をいいます。（例：19歳7カ月の方の保険年齢は20歳となります。）
保険料は概算保険料です。正規保険料は申込締切後に算出し、更新日（今回は平成31年1月1日）から適用します。また、年齢・性別によって異なります。
＜「三大疾病保険」について＞
年齢は、満年齢で記載しております。
保険料は概算保険料です。正規保険料は申込締切後に算出し、更新日（今回は平成31年1月1日）から適用します。また、年齢・性別によって異なります。

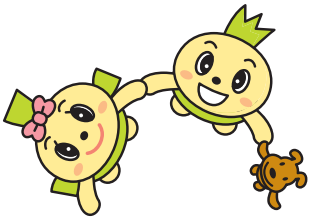

イオングッドライフクラブ　特別 A B C 会員

団体生命保険

団体定期保険

万一の死亡・所定の高度障がい状態に備えることができます。

今年度からの変更ポイント!

- **本人さま・配偶者さまの加入年齢・継続加入年齢を延長しました!**
  - ・新規加入・増額年齢：60歳6カ月以下の方→**65歳6カ月以下の方に変更**
  - ・継続加入年齢：70歳6カ月以下の方→**75歳6カ月以下の方に変更**
  - ・退職後継続加入年齢：70歳6カ月以下の方→**75歳6カ月以下の方に変更**
- **お子さまもお申込み可能となりました!**

新規加入・増額のおすすめ

意向確認書

ご自身のニーズ（ご意向）に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続してご加入いただくことができます。

◆**死亡保障・高度障がい保障**

当パンフレット（「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。）により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

チェック欄
- □保障内容はニーズに合致していますか。
- □ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

特徴

- **一旦加入すれば、その後病気になられても、加入資格を満たすかぎり同額、もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。**
- **医師の診査ではなく、健康状態等の告知によるお申込み手続きです。**
  ＊告知に関しては、「正しく告知いただくために」をご覧ください。
- **団体保険としての割引が適用された保険料です。**
- **1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。**
  配当金のお受取りがある場合、実質負担額が軽減されます。
  ※脱退され、保険期間の中途で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。

ご参考 過去3年間の配当実績

年　度（保険期間）	平成29年度（H29.1.1～H29.12.31）	平成28年度（H28.1.1～H28.12.31）	平成27年度（H27.1.1～H27.12.31）
配当還元率＊	約 11.4％	約 35.9％	約 41.0％

＊配当還元率：年間払込保険料に対する配当金の割合

※上記の数値は、平成27～29年度の配当実績に基づくものであり、将来のお受取りをお約束するものではありません。

保険金のお支払状況等によっては、剰余金が生じず、配当金が「0」となる場合もあります。

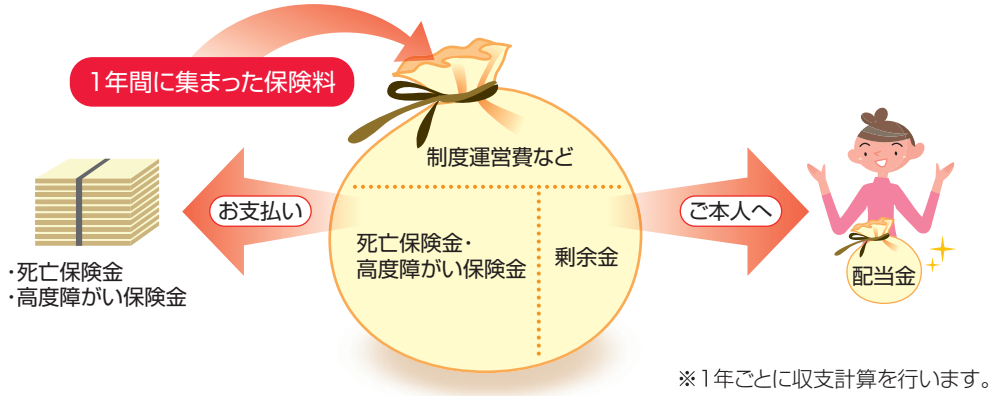

※1年ごとに収支計算を行います。

平成29年度 実質負担額

例　本人　保険年齢36歳～40歳　男性　死亡保険金額（高度障がい保険金額）1,000万円にご加入の場合

年間払込保険料 21,360円（月払保険料：1,780円） － 配当金 2,446円 ＝ 配当金差引後の実質負担額 18,914円（月額換算：約 1,577円）

あなたに「もしも」の時、ご家族の暮らしを守ることができますか？

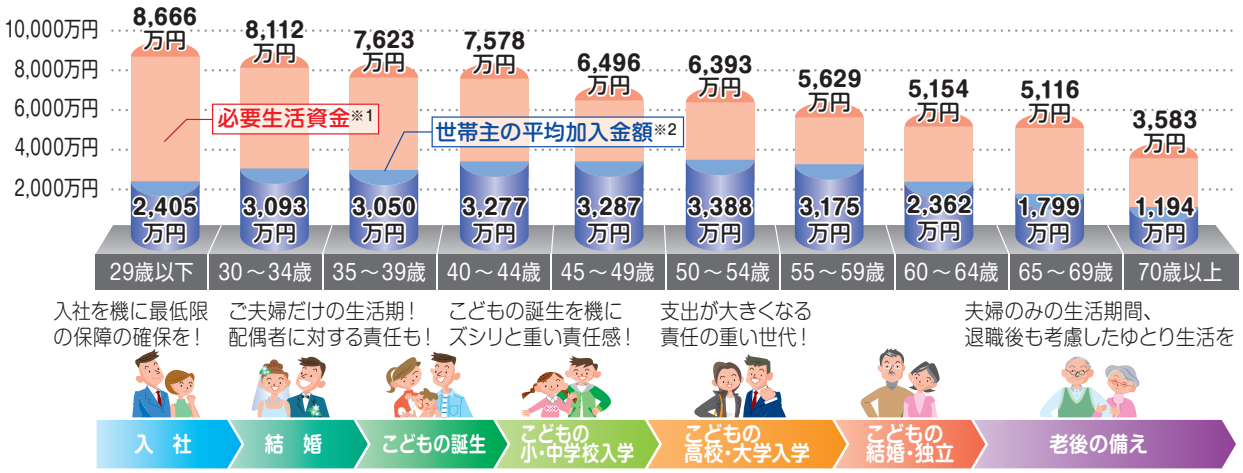

必要生活資金※1と世帯主の平均加入金額※2の実態（年代別）

※1「世帯主に万一のことがあった場合に、残された家族のために必要とされる生活資金・年数はどのくらいか」という質問に対する回答（年間必要額×必要年数）の平均値です。

※2 普通死亡保険金を受取れる生命保険に加入している各世帯における、その保障合計金額の平均額です。（全生保）

（公財）生命保険文化センター「平成27年度　生命保険に関する全国実態調査」

保障額と保険料

ご加入の際は以下の中からご希望の保障額を選択ください。
グループ保障制度は1つの契約で「平均保険料率」と「年齢群団別保険料率」を併用した制度です。

■月払保険料（概算）

【本人・配偶者】

※配偶者の方は「1,000万円」までの加入となります。ただし、本人の保障額の範囲内とします。
※こどもは本人の保障額の範囲内とします。

（保険料の単位：円）

死亡保険金額（高度障がい保険金額）		200万円	300万円	400万円	500万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円	3,000万円	4,000万円	4,950万円	5,000万円
保険年齢												
15歳～35歳（H16.7.1生～S58.7.2生）	男性	337	505	674	842	1,685	2,527	3,370	5,055	6,740	8,340	8,425
	女性	309	463	618	772	1,545	2,317	3,090	4,635	6,180	7,647	7,725
36歳～40歳（S58.7.1生～S53.7.2生）	男性	357	535	714	892	1,785	2,677	3,570	5,355	7,140	8,835	8,925
	女性	342	513	684	855	1,710	2,565	3,420	5,130	6,840	8,464	8,550
41歳～45歳（S53.7.1生～S48.7.2生）	男性	392	588	784	980	1,960	2,940	3,920	5,880	7,840	9,702	9,800
	女性	361	541	722	902	1,805	2,707	3,610	5,415	7,220	8,934	9,025
46歳～50歳（S48.7.1生～S43.7.2生）	男性	449	673	898	1,122	2,245	3,367	4,490	6,735	8,980	11,112	11,225
	女性	402	603	804	1,005	2,010	3,015	4,020	6,030	8,040	9,949	10,050
51歳～55歳（S43.7.1生～S38.7.2生）	男性	534	801	1,068	1,335	2,670	4,005	5,340	8,010	10,680	13,216	13,350
	女性	452	678	904	1,130	2,260	3,390	4,520	6,780	9,040	11,187	11,300
56歳～60歳（S38.7.1生～S33.7.2生）	男性	656	984	1,312	1,640	3,280	4,920	6,560	9,840	13,120	16,236	16,400
	女性	503	754	1,006	1,257	2,515	3,772	5,030	7,545	10,060	12,449	12,575
61歳～65歳（S33.7.1生～S28.7.2生）	男性	865	1,297	1,730	2,162	4,325	—	—	—	—	—	—
	女性	582	873	1,164	1,455	2,910	—	—	—	—	—	—
66歳～70歳（S28.7.1生～S23.7.2生）	男性	1,157	1,735	2,314	2,892	5,785	—	—	—	—	—	—
	女性	694	1,041	1,388	1,735	3,470	—	—	—	—	—	—
71歳（S23.7.1生～S22.7.2生）	男性	1,434	2,151	2,868	3,585	7,170	—	—	—	—	—	—
	女性	836	1,254	1,672	2,090	4,180	—	—	—	—	—	—
72歳（S22.7.1生～S21.7.2生）	男性	1,559	2,338	3,118	3,897	7,795	—	—	—	—	—	—
	女性	901	1,351	1,802	2,252	4,505	—	—	—	—	—	—
73歳（S21.7.1生～S20.7.2生）	男性	1,704	2,556	3,408	4,260	8,520	—	—	—	—	—	—
	女性	978	1,467	1,956	2,445	4,890	—	—	—	—	—	—
74歳（S20.7.1生～S19.7.2生）	男性	1,872	2,808	3,744	4,680	9,360	—	—	—	—	—	—
	女性	1,063	1,594	2,126	2,657	5,315	—	—	—	—	—	—
75歳（S19.7.1生～S18.7.2生）	男性	2,070	3,105	4,140	5,175	10,350	—	—	—	—	—	—
	女性	1,155	1,732	2,310	2,887	5,775	—	—	—	—	—	—

保険年齢60歳以下のイオンリテール（株）・イオンディライト（株）・イオン北海道（株）・イオンリテールストア（株）・まいばすけっと（株）の方の加入保障額上限は4,950万円です。
イオンリテール（株）・イオンディライト（株）・イオン北海道（株）・イオンリテールストア（株）・まいばすけっと（株）の方のみ加入できます。

【こども】

（保険料の単位：円）

	100万円	200万円	300万円	400万円
3歳～22歳（H28.7.1生～H8.7.2生）	70	140	210	280

●特別会員、A会員、B会員（勤続1年以上）の方の保険料は、毎月の給与から控除します。（第1回目は12月給与から）
●C会員（勤続1年以上）、退職者の方の保険料は、イオンカード払いとなります。
●《本人・配偶者》の保険料は概算保険料です。正規保険料は申込締切後に算出し、更新日（今回は平成31年1月1日）から適用します。
追加募集の際に加入される場合は、保険料が確定している可能性があります。
保険料は直近更新日時点の保険年齢でご確認のうえ、詳細は、GLC団体保険コンタクトセンターまでご照会ください。
保険料は、毎年の更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額で更新された場合、通常、更新後の保険料は更新前より高くなります。《こども》の保険料は1人あたりの確定保険料です。記載の保険料は、確定保険料を含め、平成30年5月30日（計算基準日）現在のものであり、保険料率等が改定される場合には、変動することがあります。
※保険年齢61歳以上の方は「1,000万円」までの加入となります。「1,000万円」超にご加入の方は保険金額が「1,000万円」以下となるよう減額のお手続きが必要です。「申込書兼告知書」をご提出ください。
「申込書兼告知書」のご提出がない場合、保険金額は「1,000万円」に一律自動減額となります。
※退職後継続加入の方は年齢にかかわらず、「1,000万円」までの加入となります。（増額はできません。）
●当パンフレット（団体生命保険部分）における年齢は原則として満年齢で記載しており、保険年齢の場合は保険年齢○○歳と記載しております。
※「保険年齢」とは、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数については6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げて計算した年齢をいいます。（例：19歳7カ月の方の保険年齢は20歳となります。）

■加入資格

特別会員、A会員、B会員（勤続1年以上）、C会員（勤続1年以上）とその配偶者で年齢75歳6カ月以下の方。
（新規加入・保障額の増額は、年齢65歳6カ月以下の方。）
上記会員（本人）の扶養するこどもで年齢2歳6カ月超22歳6カ月以下の方。

※配偶者・こどもは会員（本人）が加入の場合に限ります。（配偶者・こどものみで加入することはできません。）
※会員（本人）は中途退職、定年退職等にかかわらず年齢75歳6カ月まで継続加入することができます。（会員（本人）が退職後、会員（本人）・配偶者・こどもの新規加入・増額はできません。）
※詳細は39ページの取扱内容をご確認ください。

■加入限度額

	年　　齢	限　度　額
会　員（本　人）	年齢60歳6カ月以下の方 ※ただし、イオンリテール（株）・イオンディライト（株）・イオン北海道（株）・イオンリテールストア（株）・まいばすけっと（株）の方は4,950万円までとなります。（慶弔災害見舞金給付規定の弔慰金の一部財源として団体定期保険に加入しているため）	5,000万円まで
	年齢60歳6カ月超　年齢75歳6カ月以下の方	1,000万円まで
配 偶 者	年齢75歳6カ月以下の方	1,000万円まで

※退職後継続加入の方の限度額は年齢にかかわらず1,000万円までとなります。（増額はできません。）
※配偶者の保障額は1,000万円の範囲内で、会員（本人）と同額もしくはそれ以下となります。
※こどもの保障額は400万円の範囲内で、会員（本人）と同額もしくはそれ以下となります。

■グッドライフクラブ慶弔災害見舞金給付規定

対象者	イオングッドライフクラブ 特別会員・A会員	イオングッドライフクラブ B会員	イオングッドライフクラブ C会員
弔慰金	有扶養者　500万円 無扶養者　300万円	有扶養者　300万円 無扶養者　180万円	有扶養者　100万円 無扶養者　60万円
受取人	下記の順位とします。 ①配偶者　②こども（こどもが死亡している場合はその直系卑属）　③父母 ④祖父母　⑤兄弟姉妹		

上記の慶弔災害見舞金給付規定に基づき、不慮の事態が生じた場合に備え、イオングッドライフクラブが保険料を負担し、下記の方々が被保険者となる保険制度を付保し、上記金額のうち次の「保険料 イオングッドライフクラブ負担部分について」に記載の金額を当保険制度からお支払いします。高度障がい保険金の受取人は会員本人（主たる被保険者）です。
当件について同意いただくことができない場合は、GLC団体保険コンタクトセンター宛に、9月30日までにお申し出ください。

■保険料 イオングッドライフクラブ負担部分について

イオンリテール（株）・イオンディライト（株）・イオン北海道（株）・イオンリテールストア（株）・まいばすけっと（株）に在籍する年齢60歳6カ月以下の特別会員、A会員、B会員（勤続1年以上）、C会員（勤続1年以上）の方 ……50万円

▼

※新規加入日は年1回更新日（1月1日）です。

（注）本人（主たる被保険者）のご加入が、保険料イオングッドライフクラブ負担部分のみである場合、配偶者・こどもはご加入になれません。また、配偶者・こどもが加入される場合は、本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みいただく必要がありますが、この場合の本人の保障額には、保険料イオングッドライフクラブ負担部分は含まれませんので、ご注意ください。

制度内容の詳細は39ページ～43ページにてご確認ください。

イオングッドライフクラブ　特別 A B C 会員

三大疾病保険

3大疾病保障保険（団体型）

3大疾病［がん・急性心筋梗塞・脳卒中］に備える一時金の保障と死亡保障に備える保険です。

NEW!

- 新設しました！
- 所定の3大疾病【がん（悪性新生物）・急性心筋梗塞・脳卒中】になられた場合に、**3大疾病保険金を一時金**でお受取りになれます。
- 所定のがん（上皮内新生物等）になられた場合、**上皮内新生物診断保険金（3大疾病保険金の金額の10%）を一時金**でお受取りになれます。
- 死亡された場合、**死亡保険金（3大疾病保険金と同額）を一時金**でお受取りになれます。
- 団体保険としての**割引が適用された保険料**です。
- 医師の診査ではなく、**健康状態等の告知**によるお申込み手続きです。
  ※告知に関しては、「正しく告知いただくために」をご覧ください。

ここがポイント

被保険者が保険期間中に余命6カ月以内と判断された場合、保険金のお受取りが可能です。

リビング・ニーズ特約

ご家族と一緒に過ごす費用に!!

高額な先進医療の費用に!!

- リビング・ニーズ特約保険金は、被保険者本人がお受取りになれます。（こどもの場合は本人が受取人です）
- 所定の範囲内で必要に応じた金額を請求できます。
- リビング・ニーズ特約は無料で付保されます。

➡ 詳細は44ページの「受取人」、46ページ～ 49ページの「保険金の支払事由」、49ページ～ 50ページの「保険金をお支払いしない場合等（詳細）」、67ページ～68ページの「ご契約の概要について」をご確認ください。

〈 リビング・ニーズ特約保険金の受取人 〉

受取人は被保険者が本人・配偶者の場合、被保険者ご自身です。被保険者がこどもの場合、本人です。
ただし、指定代理請求人*を指定している場合は、指定代理請求人が保険金を請求することができます。

＊「指定代理請求人」とは?

被保険者が保険金を請求できない特別な理由がある場合、被保険者があらかじめ指定した指定代理請求人が被保険者の代理人として、保険金を請求することができます。
なお、こどもは指定代理請求人を指定できません。

➡ 詳細は45ページの「指定代理請求人によるご請求」をご確認ください。

新規加入のおすすめ

意向確認書

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続してご加入いただくことができます。

◆3大疾病[がん・急性心筋梗塞・脳卒中]に備える一時金の保障
◆死亡保障

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

チェック欄
□保障内容はニーズに合致していますか。
□ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

死亡原因の約5割が3大疾病

死亡原因の約5割ががんをはじめとする3大疾病で、平均入院日数も約1カ月と長く、1日あたりの医療費も高額になるといわれています。

※「心疾患」は高血圧性を除く心疾患。

厚生労働省 「平成27年(2015) 人口動態統計(確定数)の概況」
厚生労働省 「平成26年(2014) 患者調査の概況」

上記データの疾患は、当保険における保険金の支払事由の対象となる疾患と異なる場合があります。

平成27年 死亡者の死亡原因

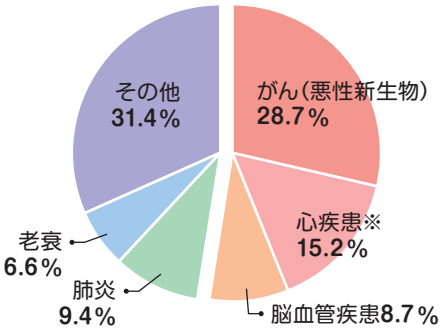

がん部位別5年生存率の状況

がんの“5年生存率(その後の5年間で生存する割合)”は、診断から5年後に生存している方(5年サバイバー)でみると、診断時よりも高くなる傾向にあります。

15～99歳男女の部位別サバイバー5年相対生存率 (2002-2006年追跡例) (単位：%)

男　性	胃	結腸	直腸	肝臓	肺	前立腺
0年サバイバー(診断時)	63.3	70.9	65.5	25.3	22.8	87.4
5年サバイバー	**96.8**	**97.2**	**92.7**	**38.0**	**79.4**	**89.2**

女　性	胃	結腸	直腸	肝臓	肺	乳房	子宮頸部
0年サバイバー(診断時)	60.3	65.3	66.9	23.6	37.0	87.6	69.3
5年サバイバー	**96.5**	**96.1**	**94.4**	**38.4**	**84.2**	**90.5**	**95.4**

※サバイバー…
診断から一定年数後生存している方をいいます。

※5年サバイバーの5年生存率…
診断から5年後に生存している方に限って算出した、その後の5年間(診断からは合計10年後)の生存者の割合です。

出典: Long-term survival and conditional survival of cancer patients in Japan using population-based cancer registry data. Ito Y, Miyashiro I, Ito H, Hosono S, Chihara D, Nakata-Yamada K, Nakayama M, Matsuzaka M, Hattori M, Sugiyama H, Oze I, Tanaka R, Nomura E, Nishino Y, Matsuda T, Ioka A, Tsukuma H, Nakayama T; the J-CANSIS Research Group. Cancer Science 2014; 105: 1480-6

■「もしも」の場合には経済的な負担も・・・!

がんの完治の平均的な目安は、**治療後5年間再発しないこと**とされています。がんの完治に向けて、再発防止等のために**5年間通院しなければならない可能性**があります。

がんになった場合にかかる費用の目安。
※がんの治療は、がんの部位や進行度等によってさまざまなため、治療にかかる費用も人それぞれです。

がん治療

	1年目	2年目以降（年間費用）
ケース❶	公的医療保険制度対象の治療で平均的な費用がかかった場合（進行度の低いがんも含む平均）	
Ⓐ 入院や手術・抗がん剤治療等にかかる費用＊1	平均約28万円 ※❶	平均約 7万円 ※❶
Ⓑ 差額ベッド代と食事代（標準負担額）にかかる費用	約33万円 ※❷	約22万円 ※❺
Ⓒ 治療費以外の費用	約75万円 ※❸	約50万円 ※❸
合　計	約136万円	約79万円
ケース❷	ケース❶に加え、重粒子線治療を受けた場合	ケース❶に加え、リンパ浮腫が発生したためリンパドレナージを受けた場合
Ⓐ 入院や手術・抗がん剤治療等にかかる費用＊1	平均約28万円 ※❶	平均約 7万円 ※❶
Ⓑ 差額ベッド代と食事代（標準負担額）にかかる費用	約33万円 ※❷	約22万円 ※❺
Ⓒ 治療費以外の費用	約75万円 ※❸	約50万円 ※❸
Ⓓ 重粒子線治療（技術料）＊2	平均約309万円 ※❹	—
Ⓓ リンパドレナージ	—	約 7万円＊3 ※❺
合　計	約445万円	約86万円

＊1　がん罹患後に発生した医療費の総額を基に、自己負担割合3割として計算（高額療養費制度適用後の金額）
＊2　公的医療保険制度適用外とされたがんを基に計算しています。重粒子線治療等の先進医療については、対象となる医療行為や医療機関等に制限があります。詳しくは厚生労働省ホームページ等をご確認ください。
＊3　1回3,000円のリンパドレナージを月2回、1年間受けた場合の金額
（注）ⒷⒹ：公的医療保険制度対象外の治療費
※❶ニッセイ基礎研究所「基礎研レポート がん罹患者の医療費自己負担額～レセプトによる高額療養費制度を考慮した自己負担額の推移」
※❷差額ベッド代：厚生労働省「中央社会保険医療協議会総会（第306回）資料　主な選定療養に係る報告状況」　食事代（標準負担額）：平成28年度の公的医療保険制度に基づいて計算　平均合計入院日数：ニッセイ基礎研究所「基礎研レポート　がん罹患者の医療費自己負担額～レセプトによる高額療養費制度を考慮した自己負担額の推移」
※❸日本生命調べ 平成26年度「インターネットアンケート」の調査結果から計算（株）ダスキン「ダスキンメリーメイド家事サービス」　※平成28年11月現在の1回当たり2時間【Aエリア】の標準料金6,480円を参考に設定。（6,480円（標準料金1回2時間）×12カ月（4週（1カ月）に1回程度））　※料金は地域によって異なります。詳しくはダスキンHPをご覧ください。
※❹厚生労働省「中央社会保険医療協議会総会（第290回）資料（平成26年6月30日時点における先進医療Aに係る費用）」から計算
※❺差額ベッド代：「厚生労働省 中央社会保険医療協議会総会（第306回）資料　主な選定療養に係る報告状況」　食事代（標準負担額）：平成28年度の公的医療保険制度に基づいて計算　平均合計入院日数：ニッセイ基礎研究所「基礎研レポート　がん罹患者の医療費自己負担額～レセプトによる高額療養費制度を考慮した自己負担額の推移」　リンパドレナージ：監修（公財）日本生命済生会付属日生病院
当記載内容は平成28年12月現在の公的医療保険制度に基づきます。

急性心筋梗塞や脳卒中になった場合、手術・入院費用だけでなく、さまざまな費用がかかります。

<急性心筋梗塞の場合>

実際に**急性心筋梗塞等の虚血性心疾患**で1カ月以上入院した方にお伺いしました

備えておけば十分だと思う金額の目安（平均）	治療費	治療費以外の費用	収入減少分の補てん費用	=	合計
	約178万円	約33万円	約322万円		約533万円

<脳卒中の場合>

実際に**脳卒中等の脳血管疾患**で1カ月以上入院した方にお伺いしました

備えておけば十分だと思う金額の目安（平均）	治療費	治療費以外の費用	収入減少分の補てん費用	=	合計
	約221万円	約86万円	約542万円		約849万円

日本生命調べ　平成26年度「インターネットアンケート」の調査結果から計算

※記載のデータは、出典に記載の年度のものとなっています。
ご案内する資料によっては、データが更新されている可能性がございます。

保障額と保険料

ご加入の際は以下の中からご希望の保障額を選択ください。
※配偶者･こどもは本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。

（保険料の単位：円）

対象			本人・配偶者・こども				
死亡保険金額･3大疾病保険金額			100万円	200万円	300万円	400万円	500万円
上皮内新生物診断保険金額			10万円	20万円	30万円	40万円	50万円
月払保険料（概算）	満年齢	性別					
	15歳～19歳 (H16.1.1生～H11.1.2生)	男性	194	388	582	776	970
		女性	177	354	531	708	885
	20歳～24歳 (H11.1.1生～H6.1.2生)	男性	230	460	690	920	1,150
		女性	196	392	588	784	980
	25歳～29歳 (H6.1.1生～S64.1.2生)	男性	245	490	735	980	1,225
		女性	242	484	726	968	1,210
	30歳～34歳 (S64.1.1生～S59.1.2生)	男性	283	566	849	1,132	1,415
		女性	329	658	987	1,316	1,645
	35歳～39歳 (S59.1.1生～S54.1.2生)	男性	375	750	1,125	1,500	1,875
		女性	485	970	1,455	1,940	2,425
	40歳～44歳 (S54.1.1生～S49.1.2生)	男性	483	966	1,449	1,932	2,415
		女性	690	1,380	2,070	2,760	3,450
	45歳～49歳 (S49.1.1生～S44.1.2生)	男性	757	1,514	2,271	3,028	3,785
		女性	890	1,780	2,670	3,560	4,450
	50歳～54歳 (S44.1.1生～S39.1.2生)	男性	1,158	2,316	3,474	4,632	5,790
		女性	1,123	2,246	3,369	4,492	5,615
	55歳～59歳 (S39.1.1生～S34.1.2生)	男性	1,786	3,572	5,358	7,144	8,930
		女性	1,348	2,696	4,044	5,392	6,740
	60歳～64歳 (S34.1.1生～S29.1.2生)	男性	2,770	5,540	8,310	11,080	13,850
		女性	1,710	3,420	5,130	6,840	8,550
	65歳～69歳 (S29.1.1生～S24.1.2生)	男性	4,186	8,372	12,558	16,744	20,930
		女性	2,293	4,586	6,879	9,172	11,465
	70歳 (S24.1.1生～S23.1.2生)	男性	5,278	10,556	15,834	21,112	26,390
		女性	2,733	5,466	8,199	10,932	13,665
	71歳 (S23.1.1生～S22.1.2生)	男性	5,694	11,388	17,082	22,776	28,470
		女性	2,887	5,774	8,661	11,548	14,435
	72歳 (S22.1.1生～S21.1.2生)	男性	6,131	12,262	18,393	24,524	30,655
		女性	3,044	6,088	9,132	12,176	15,220
	73歳 (S21.1.1生～S20.1.2生)	男性	6,590	13,180	19,770	26,360	32,950
		女性	3,209	6,418	9,627	12,836	16,045
	74歳 (S20.1.1生～S19.1.2生)	男性	7,071	14,142	21,213	28,284	35,355
		女性	3,392	6,784	10,176	13,568	16,960
	75歳 (S19.1.1生～S18.1.2生)	男性	7,577	15,154	22,731	30,308	37,885
		女性	3,602	7,204	10,806	14,408	18,010

こどもの加入可能年齢は満15歳～満22歳（H16・1・1生～H8・1・2生）までです。

満66歳～満75歳（S28・1・1生～S18・1・2生）の方は新規加入いただけません。

- 上記は概算保険料です。正規保険料は申込締切後に算出し、効力発生日（平成31年1月1日）から適用します。なお、お払込みいただいた保険料と正規保険料に差異が生じた場合は精算させていただきます。
  保険料は、毎年の更新日に再計算し適用します。追加募集の際に加入（＊）される場合は、保険料が確定している可能性があります。
  （＊）保障額を増額する場合、増額部分については、「加入」を「増額」と読替えます。
  年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額の保険金額で更新された場合、通常、更新後の保険料は更新前より高くなります。
- 特別会員、A会員、B会員（勤続1年以上）の方の保険料は、毎月の給与から控除します。（第1回目は12月給与から）
- C会員（勤続1年以上）、退職者の方の保険料は、イオンカード払いとなります。
- 当パンフレットにおける年齢は満年齢で記載しております。
  ※「満年齢」とは、契約日時点での被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数については切捨てて計算した年齢をいいます。

制度内容の詳細は44ページ～51ページにてご確認ください。

イオングッドライフクラブ　特別A B C会員

総合医療保険

総合医療保険（団体型）

ケガや病気等による1泊2日以上の入院・手術等に対する保障、特定疾病または女性特定疾病により入院された場合の上乗せ保障等、充実した医療保障を確保できます。

今年度からの変更ポイント!

加入年齢・継続加入年齢を延長しました!
- 新規加入・増額年齢：60歳6カ月以下の方→**65歳6カ月以下の方に変更**
- 継続加入年齢：70歳6カ月以下の方→**75歳6カ月以下の方に変更**
- 退職後継続加入年齢：70歳6カ月以下の方→**75歳6カ月以下の方に変更**

総合医療保険への単独加入が可能となりました!
- 総合医療保険のお申込みには、「団体生命保険の加入」を条件としていましたが、単独加入が可能となりました。

新規加入・増額のおすすめ

意向確認書

ご自身のニーズ（ご意向）に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続してご加入いただくことができます。

◆ケガや病気等による入院・手術等の保障

当パンフレット（「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。）により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

チェック欄
- □保障内容はニーズに合致していますか。
- □ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

ケガや病気等による入院は、誰にでもあるリスクです！

直近の入院時の入院日数（過去5年間）

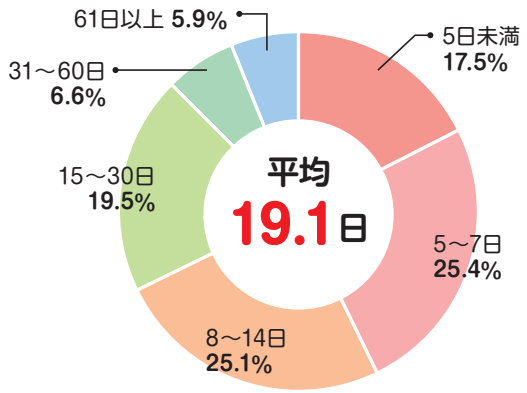

（公財）生命保険文化センター「平成28年度 生活保障に関する調査」

主要傷病による退院患者の平均入院日数

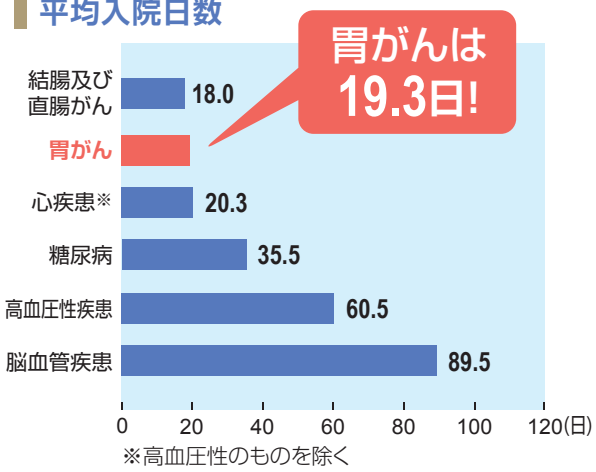

※高血圧性のものを除く

厚生労働省「平成26年（2014） 患者調査の概況」

特徴

- 差額ベッド代をはじめとする**入院に伴う諸々の出費を幅広くカバー**するための**1年更新**の保険です。
- 1年ごとに収支計算を行い、**剰余金が生じた場合は、配当金をお受取り**になれます。
  ※脱退され、保険期間の中途で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。

ご参考 過去3年間の配当実績

年　度（保険期間）	平成29年度（H29.1.1～H29.12.31）	平成28年度（H28.1.1～H28.12.31）	平成27年度（H27.1.1～H27.12.31）
配当還元率＊	約18.0％	約22.4％	約19.3％

＊ 配当還元率：年間払込保険料に対する配当金の割合
※上記の数値は平成27～29年度の配当実績に基づくものであり、将来のお受取りをお約束するものではありません。

保険金のお支払状況等によっては、剰余金が生じず、配当金が「0」となる場合もあります。

- **一旦加入すれば**、その後病気になられても、加入資格を満たすかぎり同額、もしくはそれ以下の保障額で**継続加入できます。**
- 医師の診査ではなく、**健康状態等の告知によるお申込み手続き**です。
  ＊告知に関しては、「正しく告知いただくために」をご覧ください。
- 団体保険としての**割引**が適用された**保険料**です。
- ご本人さまがご加入の場合、**配偶者さま・お子さまもお申込み**ができます。

ケガや病気等による1泊2日からの入院に備えて！ 給付金のお支払事例

Kさん（保険年齢30歳・女性）

通勤途中に階段で転び骨折、4日間入院
▶入院中に1回の手術を受けた

Kさんが加入の保障額　入院給付金日額5,000円　月払保険料（概算）1,905円

給付金合計 **145,000円**

ポイント **1泊2日からお支払い！**

ケガ：入院 2万円＊1 ＋ 手術 10万円＊2 ＋ 入院療養給付金 2万5千円＊3

＊1 入院給付金：2万円（5,000円×4日）
＊2 手術給付金：10万円（5,000円×20倍）
＊3 入院療養給付金：2万5千円（5,000円×5倍）

Nさん（保険年齢40歳・男性）

胃がんで52日間入院後、退院
▶入院中に2回の手術を異なる日に受けた

Nさんが加入の保障額　入院給付金日額10,000円　月払保険料（概算）3,050円

給付金合計 **1,490,000円**

ポイント **手術日が異なれば、それぞれについてお支払い！**

発病：入院 104万円＊1 ＋ 手術 20万円＊2 ＋ 手術 20万円＊3 ＋ 入院療養給付金 5万円＊4

＊1 入院給付金：104万円（10,000円×2×52日）
＊2 手術給付金：20万円（10,000円×20倍）
＊3 手術給付金：20万円（10,000円×20倍）
＊4 入院療養給付金：5万円（10,000円×5倍）

ご注意
・年齢・性別によって保険料は異なります。
・上記の給付事例は概要を示しています。保障内容に関する詳細や給付金のお受取りにあたっての日数制限等の制限事項の詳細については、53～54ページの「給付金の支払事由」、55ページの「法令等の改正に伴う変更」、75～76ページの【注意喚起情報】「給付金をお支払いしない場合等」、ならびに77～81ページの【ご加入のみなさまへ】をご確認ください。

主な保障内容と保障額

■主な保障内容

保険期間中に以下のお支払事由に該当されたときにお支払いします。
給付金のお支払いにあたっては、原因となるケガや病気が加入日(*)以後に生じることが必要となります。

(*)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については加入日を増額日と読替えます。

<入院給付金の型について>

●本人または配偶者の場合、男性の方は特定疾病倍額型、女性の方は女性特定疾病倍額型となり、こどもの場合、一律基本型となります。

給付の名称	対象	お支払事由		お支払額	お支払限度 ※1
入院給付金	本人・配偶者（男性）	特定疾病倍額型	特定疾病により1泊2日以上継続して入院をされたとき	入院給付金日額×2×入院日数	[1回の入院 ※2] 62日 [通算] 1,095日
			ケガや特定疾病以外の病気等により1泊2日以上継続して入院をされたとき	入院給付金日額×入院日数	
	本人・配偶者（女性）	女性特定疾病倍額型	女性特定疾病により1泊2日以上継続して入院をされたとき	入院給付金日額×2×入院日数	
			ケガや女性特定疾病以外の病気等により1泊2日以上継続して入院をされたとき	入院給付金日額×入院日数	
	こども	基本型	ケガや病気等により1泊2日以上継続して入院をされたとき	入院給付金日額×入院日数	
入院療養給付金	本人・配偶者・こども	入院給付金の支払われる入院をされたとき		入院給付金日額×5	通算30回 ※3
手術給付金（20倍）※4		1泊2日以上継続した入院中に、公的医療保険制度の対象となる手術または先進医療に該当する手術等を受けられたとき		入院給付金日額×20	——
手術給付金（5倍）※4		外来または日帰り入院中に、公的医療保険制度の対象となる手術または先進医療に該当する手術等を受けられたとき		入院給付金日額×5	通算30回
放射線治療給付金		公的医療保険制度の対象となる放射線治療または先進医療に該当する放射線照射・温熱療法を受けられたとき		入院給付金日額×10	通算なし（60日の間に1回）

●特定疾病とは、『がん、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患・大動脈瘤等、脳血管疾患、腎疾患、肝疾患』の7種類の生活習慣病等をいいます。
女性特定疾病とは、『がん等』のほか、『帝王切開や所定の貧血等の女性特有の疾病』をいいます。

●対象となる特定疾病、女性特定疾病の詳細については【ご加入のみなさまへ】をご確認ください。

※1　お支払限度については、更新前後のお支払日数（回数）を通算します。
※2　入院を2回以上された場合でも、最終の入院の退院日の翌日からの経過日数等によっては1回の入院とみなす場合があります。
※3　すでに入院療養給付金のお支払事由に該当している場合には、入院療養給付金が支払われることとなった最終の入院が開始された日からその日を含めて180日経過後に新たに開始された入院がお支払いの対象となります。
※4　一部の所定の手術については、お支払いの対象外となります。<対象外の手術の例>・・・「創傷処理」「皮膚切開術」等
また、同一の日に複数回の手術を受けられた場合には、1つの手術についてのみがお支払いの対象となります。
この場合、手術給付金（20倍）が支払われるときは、手術給付金（5倍）のお支払いはいたしません。

保障内容に関する詳細、「給付金のお受取りにあたっての日数制限」や上記の注記（※1～※4）等の制限事項の詳細については、【当パンフレット】「給付金の支払事由」、「法令等の改正に伴う変更」、【注意喚起情報】「給付金をお支払いしない場合等」、ならびに【ご加入のみなさまへ】を必ずご確認ください。

■保障額

●右記の入院給付金日額からご希望の入院給付金日額を選択ください。

●配偶者・こどものみで加入することはできません。

●配偶者・こどもは本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。
※配偶者・こどもの両方が申込みされる場合、こどもは配偶者と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。

	本人・配偶者・こども		
入院給付金日額	3,000円	5,000円	10,000円

保　険　料

■月払保険料表（概算）

（保険料の単位：円）

保険年齢 ＼ 入院給付金日額	本人・配偶者					
	3,000円		5,000円		10,000円	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
	特定疾病倍額型	女性特定疾病倍額型	特定疾病倍額型	女性特定疾病倍額型	特定疾病倍額型	女性特定疾病倍額型
15歳～19歳 (H16.7.1生～H11.7.2生)	396	408	660	680	1,320	1,360
20歳～24歳 (H11.7.1生～H 6.7.2生)	576	687	960	1,145	1,920	2,290
25歳～29歳 (H 6.7.1生～H 1.7.2生)	786	1,026	1,310	1,710	2,620	3,420
30歳～34歳 (H 1.7.1生～S59.7.2生)	858	1,143	1,430	1,905	2,860	3,810
35歳～39歳 (S59.7.1生～S54.7.2生)	861	1,044	1,435	1,740	2,870	3,480
40歳～44歳 (S54.7.1生～S49.7.2生)	915	978	1,525	1,630	3,050	3,260
45歳～49歳 (S49.7.1生～S44.7.2生)	1,122	1,119	1,870	1,865	3,740	3,730
50歳～54歳 (S44.7.1生～S39.7.2生)	1,503	1,407	2,505	2,345	5,010	4,690
55歳～59歳 (S39.7.1生～S34.7.2生)	2,076	1,869	3,460	3,115	6,920	6,230
60歳～64歳 (S34.7.1生～S29.7.2生)	2,823	2,475	4,705	4,125	9,410	8,250
65歳～69歳 (S29.7.1生～S24.7.2生)	3,825	3,306	6,375	5,510	12,750	11,020
70歳 (S24.7.1生～S23.7.2生)	4,794	4,137	7,990	6,895	15,980	13,790
71歳 (S23.7.1生～S22.7.2生)	5,160	4,461	8,600	7,435	17,200	14,870
72歳 (S22.7.1生～S21.7.2生)	5,532	4,788	9,220	7,980	18,440	15,960
73歳 (S21.7.1生～S20.7.2生)	5,913	5,109	9,855	8,515	19,710	17,030
74歳 (S20.7.1生～S19.7.2生)	6,273	5,418	10,455	9,030	20,910	18,060
75歳 (S19.7.1生～S18.7.2生)	6,633	5,721	11,055	9,535	22,110	19,070

（保険料の単位：円）

保険年齢 ＼ 入院給付金日額	こども（一律基本型のみです）		
	3,000円	5,000円	10,000円
0歳～22歳 (H8.7.2生～)	507	845	1,690

●上記は概算保険料です。正規保険料は申込締切後に加入者数等に基づき算出し、更新日（今回は平成31年1月1日）から適用します。
追加募集の際に加入される場合は、保険料が確定している可能性があります。
保険料は直近更新日時点の保険年齢でご確認のうえ、詳細は、GLC団体保険コンタクトセンターまでご照会ください。
保険料は、毎年の更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額で更新された場合、通常、更新後の保険料は更新前より高くなります。

●特別会員、A会員、B会員（勤続1年以上）の方の保険料は、毎月の給与から控除します。（第1回目は12月給与から）

●C会員（勤続1年以上）、退職者の方の保険料は、イオンカード払いとなります。

当パンフレット（総合医療保険部分）における年齢は原則として満年齢で記載しており、保険年齢の場合は保険年齢○○歳と記載しております。
※「保険年齢」とは、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数については6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げて計算した年齢をいいます。（例：19歳7カ月の方の保険年齢は20歳となります。）

制度内容の詳細は52ページ～55ページにてご確認ください。

イオングッドライフクラブ　特別 A B B 会員

親介護保険

親介護一時金支払特約

被保険者本人（会員）またはその配偶者の親が要介護状態※となり、その要介護状態が、要介護状態となった日を含めて、フランチャイズ期間（免責期間）を超えて継続した場合に、保険金をお支払いします。

※公的介護保険制度の「要介護2以上」の認定を受けた状態（公的介護保険制度の給付対象外となる場合は特約に定める基準による状態）をいいます。
※「要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約（介護一時金支払特約用）」をセットしています。

新規加入のおすすめ

「親の介護」について、考えたことはありますか? 親の介護は突然やってきます。
ご自身とご両親の安心のために・・・是非ご検討ください。

- ◆本人と配偶者の親が加入できます。
- ◆告知は本人が親に健康状態を確認し、代理して告知していただきます。
- ◆100万円～500万までプランは5つから選択できます。

親の介護は突然やってくる

●要介護２以上の認定者数

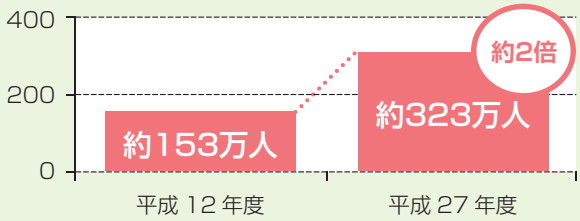

Q 「要介護２」の身体状態の目安は？
A 軽度の介護を必要とする状態をいいます。

（例）食事や排泄に何らかの介助を必要とすることがある。
立ち上がりや片足での立位保持、歩行などに何らかの支えが必要。
ものわすれや直前の行動の理解の一部に低下が見られる。等

〈出典：平成 27 年度 厚生労働省「介護保険事業状況報告」より〉

介護の初期段階でかかる自己負担額は・・・

介護の初期段階にまとまった資金が必要となります。

介護初期段階にかかる自己負担額は
平均80万円

＜出典：生命保険文化センター平成２７年度「生命保険に関する全国実態調査」より＞

【初期段階で必要となる費用例】

- 住宅改修費※
- 福祉用具の購入費※
- 介護者の交通費、宿泊費（遠方の場合）など

※公的介護保険制度により自己負担額は１割または２割

上記以外に個別の事情によりその他の費用が必要となります。

（注）公的介護保険の高額介護サービス費制度が適用されるケースについては、自己負担の上限額が適用されることがあります。

特徴

親が所定の要介護状態になった場合に一時金をお支払いします。

本人の親と配偶者の親が加入できます。※1

お申込みは簡単
本人が親に健康状態を確認し代理して告知を行います。※2

要介護２以上から※3

※1 保険金の受け取りは特約被保険者（親）となります。
※2 被保険者本人（ご加入する会員）が特約被保険者（親）を代理して告知を行います。
※3「要介護３以上から要介護２以上への補償範囲拡大に関する特約（介護一時金支払特約用）」をセットしています。

保険料はいくらかかるの?・・・両親2人で

月払保険料 940円

ご加入例 C 300万円プランに父、母が加入した場合

・被保険者の父親69歳、被保険者の母親64歳
※ご両親がご加入される場合、父親・母親それぞれの年齢別保険料を加算します。（プランは同一となります）

【保険料】
① 父親69歳 親介護保険料 660円
② 母親64歳 親介護保険料 280円
＜合計月払保険料＞ 940円

月払保険料

セット名		親介護保険 A	B	C	D	E
親介護一時金額【免責期間（フランチャイズ期間）：30日】		100万円	200万円	300万円	400万円	500万円
平成31年1月1日時点の特約被保険者の満年齢	50～54歳	20 円	30 円	50 円	70 円	90 円
	55～59歳	40 円	80 円	120 円	160 円	200 円
	60～64歳	90 円	190 円	280 円	370 円	470 円
	65～69歳	220 円	440 円	660 円	880 円	1,100 円
	70～74歳	500 円	1,000 円	1,500 円	1,990 円	2,490 円
	75～79歳	1,110 円	2,220 円	3,330 円	4,440 円	5,550 円
	80～84歳	2,810 円	5,630 円	8,440 円	11,250 円	14,070 円
	85～89歳	5,800 円	11,590 円	17,390 円	23,190 円	28,980 円

●フランチャイズ期間（免責期間）30日
●保険料は、特約被保険者（親）の年齢ごとに算出されます。
●上記は、特約被保険者（親）お一人あたりの保険料です。2名以上加入の場合、それぞれの保険料の合計となります。
●特約被保険者（親）ごとに異なるセットを選択することはできません。同一セット（同一保険金額）でのご加入となります。
●「要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約（介護一時金支払特約用）」をセットしています。
●上記保険料は団体割引30%、経験損害率による割引42%を適用しています。なお募集後の加入実績により保険料が変更となることがあります。
●保険料表にない年齢の方の保険料につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
●親介護保険について、引受保険会社が保険金をお支払いした場合は、継続時に必ず補償内容の見直しが必要となりますので、ご注意ください。

加入資格（特約被保険者）

■被保険者本人および配偶者の親のうち、特約被保険者として加入時に指定した方。申込書兼告知書につき4名まで記入可能です。特約被保険者の平成31年1月1日時点の満年齢40歳～89歳まで加入できます。
■加入申込時に特約被保険者（親）を指定していただきます。保険期間中の変更はできません。

健康状態告知について

被保険者本人（会員）が特約被保険者（親）に健康状態を確認し、代理して告知を行いますので、別居の場合でも手続きが簡便です。医師の診査や特約被保険者（親）本人の署名は不要です。
■健康状態告知書質問事項の回答内容や申込書兼告知書記載事項（年齢）等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

この保険はイオングッドライフクラブを保険契約者とし、イオングッドライフクラブ特別・A・B会員を加入者とする団体長期障害所得補償保険の団体契約です。なお、このパンフレットは団体長期障害所得補償保険の親介護一時金支払特約の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明　契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。団体長期障害所得補償保険の「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」、保険証券は保険契約者（イオングッドライフクラブ）に交付されます。

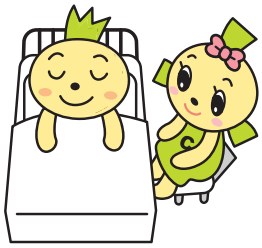

イオングッドライフクラブ　特別 A B B 会員

所得補償保険

団体長期障害所得補償保険

収入を補償する保険「所得補償保険」です。

ケガや病気により長期間仕事ができなくなったとき、収入を補償します。

①ケガや病気で働けなくなり、その状態が免責期間※1を超えて継続した場合、毎月加入口数に応じた一定額を保険金として受取ることができます。ただし、免責期間※1中は保険金が支払われません。その間は有給休暇等を消化したり傷病手当金の給付を受けていただくこととなります。

②その後は所定の働けない状態が継続する限り、退職しても一定期間補償を受けることができます。

新規加入のおすすめ

1か月生活するために最低限いくら収入が必要かをご検討のうえ、ご自身とご家族のために、ご加入をおすすめいたします。

- 医療技術の進歩等により、「生きるリスク」が拡大しています！
- 世帯主の方、独身の方、長期間所得がない中、生活を続けていくことは可能ですか?
- 特に住宅ローンをお持ちの方、小さいお子さまがいる方ご検討ください！

働けなくなった時の備え

ケガや病気で働けなくなったとき

私たちは1か月生活するのに、いったいどれくらいの収入が必要でしょうか。

2人以上勤労者世帯の月々の生活費

月々の支払	(円)	ボーナス時の支払	(円)
家賃	100,000	自動車ローン	150,000
光熱費	20,000	家計への補助	100,000
自動車ローン	15,000	合計	250,000
駐車場	10,000		
健康保険	15,000		
厚生年金	30,000		
生命保険	30,000		
子供の教育費	30,000		
食事・生活費	30,000		
合計	280,000		

長期傷病時に収入が減少しても、これらの支出は変わりません。そしてこの他にも、まだまだたくさんの支出があるはずです。

※上記は一例であり、家族構成・世帯収入により異なります。

収入 ✕ 支出 ＋ 治療費 入院費

そこで

所得補償保険

傷病により収入がなくなっても、生活に必要な毎月の支出はほとんど変わりありません。所得補償保険を是非ご検討ください。

加入資格

平成31年1月1日時点 満59歳以下の 特別会員 A会員 B会員（勤続年数問わず） の方。

特別会員・A会員の主な補償内容

補償額	てん補期間※2	免責期間※1
・1口 5万円 最高 10口（50万円）まで	・年齢が49歳以下の場合、一律10年間 ・年齢が50～54歳の場合、60歳に達した日まで ・年齢が55～59歳の場合、一律4年間 ・精神障害による就業障害のてん補期間は上記期間と同様	365日

詳しい内容はP23

B会員の主な補償内容

補償額	てん補期間※2	免責期間※1
・1口 3万円 最高5口（15万円）まで	・年齢が54歳以下の場合、一律5年間 ・年齢が55～59歳の場合、一律4年間 ・精神障害による就業障害のてん補期間は全ての年齢で一律2年間	180日

詳しい内容はP24

※1 「免責期間」とは、保険金受取りの対象外となる期間をいいます。
※2 「てん補期間」とは、免責期間が終了した日の翌日から始まる保険金を受取れる最長期間をいいます。

特徴 所得補償保険（団体長期障害所得補償保険）のポイント

長期療養時の補償
ケガや病気により、免責期間※1を超えても仕事ができない状態が続いている場合に補償します。

一部復職後も補償
職場に復帰しているけれども完全には仕事ができないなど、一部復職していても収入が20%超減少している場合にはその減少割合に応じて継続して補償します。

保険金は非課税
お受取りになる保険金は所得税および住民税の対象となりません。また、お支払いいただく保険料のうち所定の金額が介護医療保険料として生命保険料控除制度の対象となります。

業務中・業務外、国内外を問わず補償
ケガや病気の発生が、業務中・業務外、国内外かを問わず、補償します。また、入院だけでなく自宅療養やリハビリテーション中でも、保険金のお支払条件を満たす場合は補償の対象となります。

天災危険補償
地震・噴火これらによる津波を原因とした身体障害も補償の対象となります。

精神障害や妊娠に伴う障害も補償
うつ病等の精神障害や妊娠・出産等を原因とする身体障害により、免責期間※1を超えても仕事ができない状態が続いている場合に補償します。

イオングッドライフクラブ会員専用の保険です。
団体保険としての割引が適用された保険料です。
団体割引30%（被保険者数が10,000名以上）適用
経験損害率による割引42%

個人では加入できず、イオングットライフクラブの会員だから加入できる制度です!

なお、募集後の加入実績（加入率、被保険者数、保険金額）等により保険料が変更になることがあります。

ご加入後、収入に変動があった場合

●ご加入後、口数変更など、加入内容を見直す必要があります。また会員資格が変わった場合でも、加入タイプは自動的に変わらないため、お手続きが必要になります。その際毎月の保険料が変更になる場合や、健康状態告知が必要となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

健康状態告知書質問事項の回答内容や申込書兼告知書記載事項（年齢・他保険加入状況等）等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

主な補償内容・補償額と保険料

会員区分により

特別会員　A 会員

イメージ図
（49歳以下の場合）

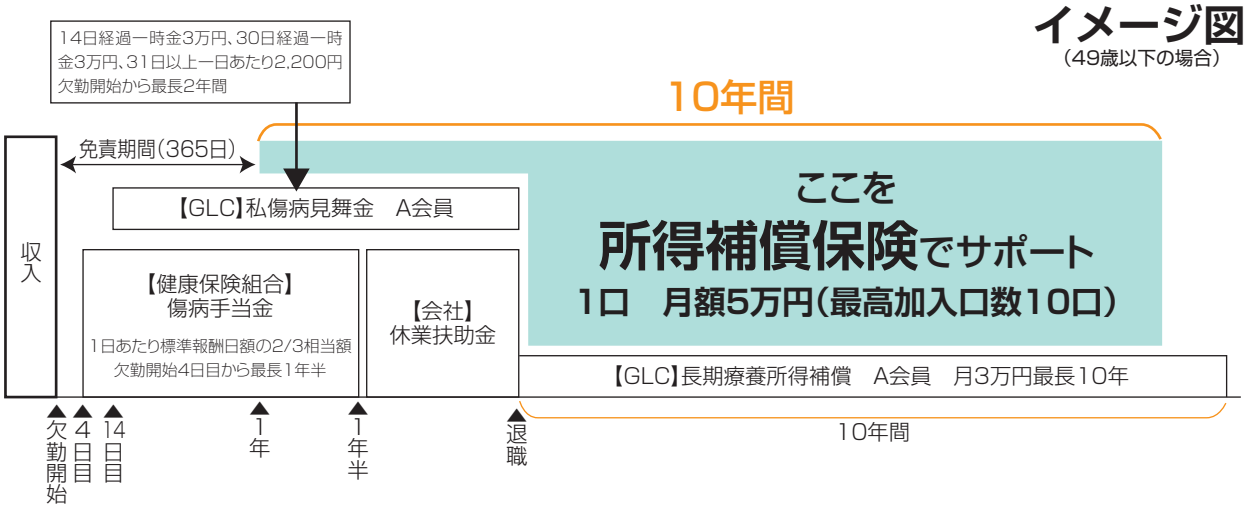

口数選択にあたって…

●月々いくらあったら、生活していけるか? ご検討のうえ、加入口数を決定してください。

例）傷病により収入がなくなっても、生活に必要な毎月の支出はほとんど変わりません。

【月々の収入×12か月＋ボーナスの収入＝600万円の場合】

＝600万×85%÷12＝42.5万円 … 最高「8口」まで加入可能です。加入口数は年収×85%以内で決定してください。

では、最低これくらいは必要?　600万×50%÷12＝25万円 …「5口」

【例えば、こんな場合…】

●40歳男性（「5口」加入）が、大腸がんで、365日間の入院後、全く働くことができない状態が続いた場合。

●所得補償保険に加入していれば、月々1,310円の保険料で月額5万円×5口＝月額25万円補償を10年間受ける事ができます。　※保険金支払対象期間10年の場合

■1口（月額5万円）あたりの月払保険料（精神障害補償特約、天災危険補償特約、妊娠に伴う身体障害補償特約（女性のみ）セット）

特別 A 会員	年　齢	男　性	加入タイプ	女　性	加入タイプ	てん補期間
15歳～24歳	H6.1.2～H16.1.1生	100円	A1	65円	A4	10年満了
25歳～29歳	S64.1.2～H6.1.1生	107円	A1	90円	A4	10年満了
30歳～34歳	S59.1.2～S64.1.1生	125円	A1	125円	A4	10年満了
35歳～39歳	S54.1.2～S59.1.1生	164円	A1	194円	A4	10年満了
40歳～44歳	S49.1.2～S54.1.1生	262円	A1	329円	A4	10年満了
45歳～49歳	S44.1.2～S49.1.1生	431円	A1	545円	A4	10年満了
50歳～54歳	S39.1.2～S44.1.1生	529円	A2	624円	A5	60歳満了
55歳～59歳	S34.1.2～S39.1.1生	665円	A3	703円	A6	4年満了

※「口数×5万円×12」が年収の85%以内になるように設定してください。加入口数の上限は10口です。
※記載の年齢は保険始期日（平成31年1月1日）時点の満年齢です。

※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金のご説明」をご確認ください。
※この保険はイオングッドライフクラブを保険契約者とし、イオングッドライフクラブの特別会員、A会員、B会員を加入者とする団体長期障害所得補償保険の団体契約です。団体長期障害所得補償保険の「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」、保険証券は保険契約者（イオングッドライフクラブ）に交付されます。
※保険料のお支払い日はグループ各社が定める所定の日となります。加入者には個別に連絡します。

補償内容が変わります

B 会員
（勤続年数問わず）

イメージ図
（54歳以下の場合）

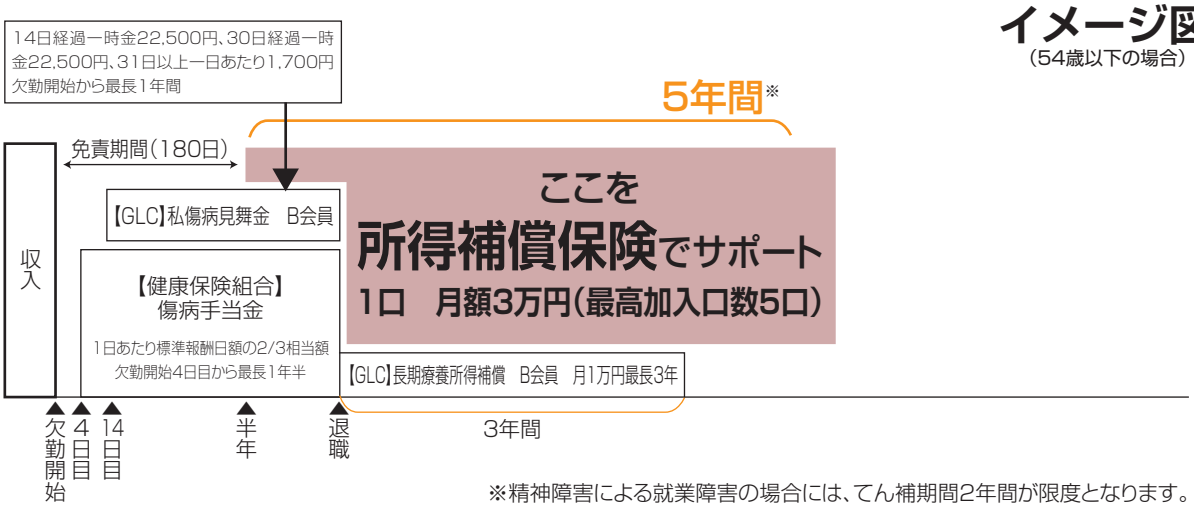

※精神障害による就業障害の場合には、てん補期間2年間が限度となります。

口数選択にあたって…

●月々いくらあったら、生活していけるか? ご検討のうえ、加入口数を決定してください。

例）傷病により収入がなくなっても、生活に必要な毎月の支出はほとんど変わりません。

【月々の収入×12か月+ボーナスの収入=250万円の場合】

=250万×85%÷12=17.7万円 … 最高「5口」まで加入可能です。加入口数は年収×85%以内で決定してください。

【例えば、こんな場合…】

●44歳女性（「5口」加入）が、肝臓病で、180日間の入院後、全く働くことができない状態が続いた場合。

●所得補償保険に加入していれば、月々620円の保険料で月額3万円×5口＝月額15万円補償を5年間受ける事ができます。　※保険金支払対象期間5年の場合

■1口（月額3万円）あたりの月払保険料（精神障害補償特約、天災危険補償特約、妊娠に伴う身体障害補償特約（女性のみ）セット）

B B 会員 年齢		男性	加入タイプ	女性	加入タイプ	てん補期間
15歳～24歳	H6.1.2～H16.1.1生	43円	B1	31円	B3	5年満了
25歳～29歳	S64.1.2～H6.1.1生	45円	B1	45円	B3	5年満了
30歳～34歳	S59.1.2～S64.1.1生	50円	B1	58円	B3	5年満了
35歳～39歳	S54.1.2～S59.1.1生	63円	B1	84円	B3	5年満了
40歳～44歳	S49.1.2～S54.1.1生	99円	B1	124円	B3	5年満了
45歳～49歳	S44.1.2～S49.1.1生	162円	B1	199円	B3	5年満了
50歳～54歳	S39.1.2～S44.1.1生	284円	B1	333円	B3	5年満了
55歳～59歳	S34.1.2～S39.1.1生	413円	B2	435円	B4	4年満了

※「口数×3万円×12」が年収の85%以内になるように設定してください。加入口数の上限は5口です。
※記載の年齢は保険始期日（平成31年1月1日）時点の満年齢です。

※このパンフレットは概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明　契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。
※他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として申込票兼告知書に記入していただきます。正しく記入していただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。

（2018年7月承認）A18-101368

年金保険

拠出型企業年金保険

ゆとりある老後生活のための年金をご準備いただくことができます。

今年度からの変更ポイント!

- **毎月加入が可能となりました!**
  ※期途中での脱退は原則として取扱っておりません。
  また、増額・減額のお取扱いはありません。増額・減額を希望される方は毎年9月の本募集時にお申込みください。
- **保険料払込期間満了時に、年金受取開始時期の繰延べを選択できるようになりました!**
  ・1年単位で最長10年まで、年金の受取開始を繰延べることができます。

※ご加入には所定の条件があります。詳細は56ページに記載の「加入資格」をご確認ください。

加入日時点の年齢	年金保険
50歳未満の方	○
50歳以上58歳未満の方	×

特別会員およびA会員の資格を失われたり、退職された方は継続加入できません。脱退手続きが必要です。

高齢無職世帯の家計

高齢無職世帯は月に約6万円の赤字

世帯主が60歳以上の無職世帯(高齢無職世帯)の実収入は、1世帯当たり1カ月平均約171,000円で、その8割強が公的年金などの社会保障給付です。
また、実収入から税金や社会保険料などを差し引いた可処分所得は約148,000円です。
一方、消費支出は約207,000円で、可処分所得を約6万円上回り、赤字になっています。この不足分は、貯蓄の取り崩しなどで賄っていると考えられます。

■高齢無職世帯の家計収支(総世帯)平成26年

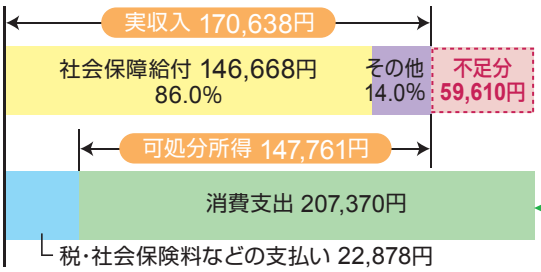

食料	53,188円
住居	14,878円
光熱・水道	19,525円
家具・家事用品	8,364円
被服及び履物	6,250円
保健医療	12,087円
交通・通信	22,961円
教育	245円
教養娯楽	22,484円
その他	47,388円

総務省統計局「家計調査(家計収支編)
―平成26年(2014年)平均速報結果の概況―」

新規加入・保険料の増額のおすすめ

意向確認書

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した商品です。在職中に保険料をお払込みいただき、年金または一時金をお受取りになれます。

◆財産形成や老後の生活資金確保

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

チェック欄

□給付内容はニーズに合致していますか。

□ご自身が選択された保険料(加入口数)、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

特徴

- ゆとりある老後生活のための年金をご準備いただくことができます。
- 保険料払込期間が満10年以上ある方が対象となります。
- 個人年金保険料控除の対象となります。
  (平成30年3月現在の税制に基づくものであり、今後、税務の取扱いが変わる場合があります。)
- ご退職時に、4種類の年金からご選択いただけます。
- 保険料の払込みは年齢満60歳で完了します。ただし、イオングッドライフクラブの特別会員およびA会員の方で、保険料払込期間満了日以降も正常に勤務されている方は、お申し出があれば、年齢満65歳まで延長して保険料の払込みが可能です。
  ※詳細はパンフレット56ページの「保険料」項目をご確認ください。

月　払　1口あたり2,000円とし、最低1口以上最高50口まで加入できます。

半年払　1口あたり10,000円とし、最低1口以上最高50口まで加入できます。
※年俸制給与の方および、賞与支給がない方は「半年払」のお申込みができません。
※半年払を活用される場合でも、月払のご加入が必要です。

- 積立期間中にこの制度から脱退された場合でも、脱退一時金をお受取りになれます。
  (脱退一時金額は、積立期間によっては払込保険料の合計を下回ることがあります。詳しくは33ページ～34ページに記載の給付額試算表をご参照ください。)

老後の生活を心配する理由(複数回答)

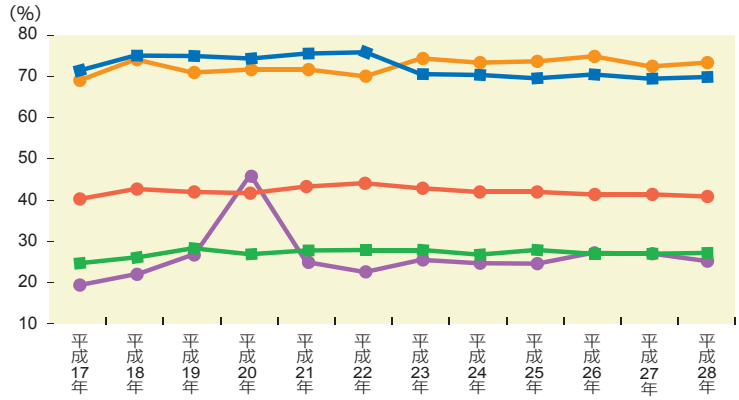

- 年金や保険が十分ではないから
- 十分な金融資産がないから
- 現在の生活にゆとりがなく、老後に備えて準備(貯蓄など)していないから
- 退職一時金が十分ではないから
- 生活の見通しが立たないほど物価が上昇することがあり得ると考えられるから

金融広報中央委員会
「家計の金融行動に関する世論調査(二人以上世帯調査)」(2016年)

しくみ図

ご加入例

- **ご加入年齢**：30歳（男性）
- **保険料**：
  月払　10,000円（1口 2,000円で5口加入）
  半年払　50,000円（1口10,000円で5口加入）
- **保険料払込期間満了年齢**：60歳

加入資格を満たせば年金保険・積立保険の両方にご加入になれますが、いずれか一方の積立金を他方へ移し換えることはできません。

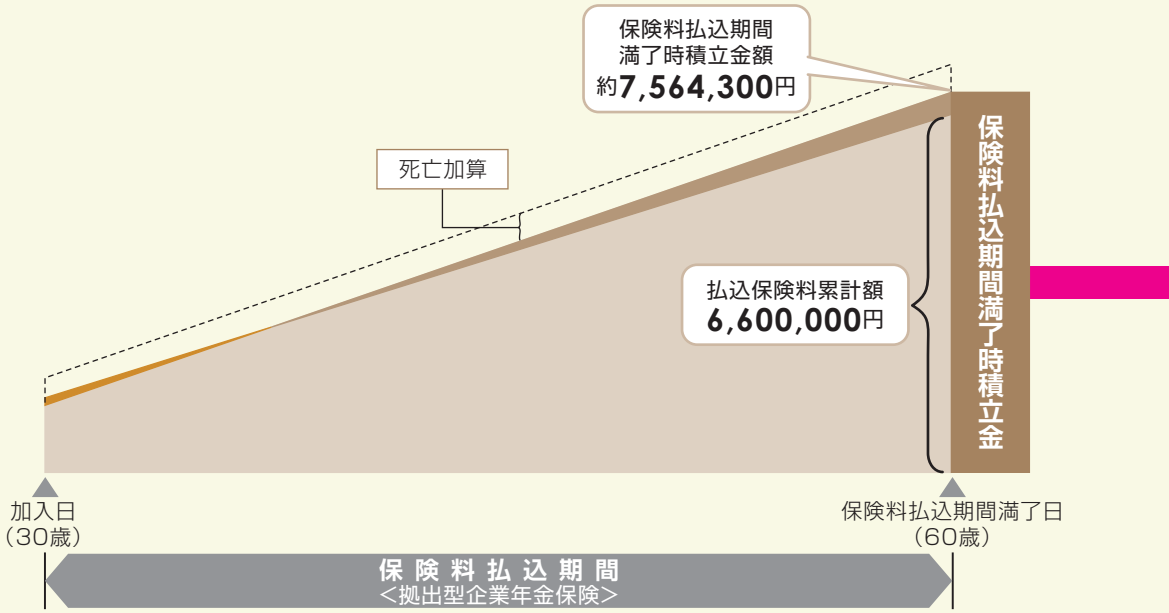

この保険でいう「積立金」とは、払込保険料から保険会社が保険制度を管理・運営するために必要な費用（事業費）等を差引いた純保険料をもとに、将来の給付の原資となる金額を適正な保険数理に基づき計算したものです。

給付額について

- しくみ図の給付額は、給付額試算表と同じ条件に基づいて計算しております。
- 保険料払込期間満了後の給付額は保険料払込期間満了時の積立金額に基づいて計算しております。
- 実際に受取る金額は記載の金額を大きく下回る可能性があり、将来の受取額をお約束するものではありません。

給　付　内　容

詳しくは「保険料払込期間満了後の給付内容」をご覧ください。

年金受取プラン（ a ～ d ）

a　10年確定年金
＜拠出型企業年金保険＞

10年間、ご加入者に年金をお支払いします。

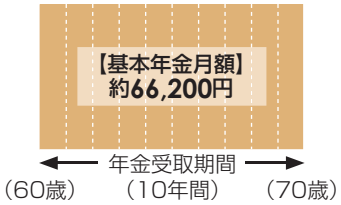

b　15年確定年金
＜拠出型企業年金保険＞

15年間、ご加入者に年金をお支払いします。

c　20年確定年金
＜拠出型企業年金保険＞

20年間、ご加入者に年金をお支払いします。

d　15年保証期間付終身年金
＜拠出型企業年金保険＞

15年間、ご加入者に年金をお支払いします。
保証期間経過後はご加入者が生存されている限り
年金をお支払いします。

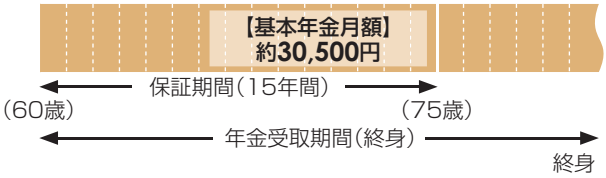

一時金受取り

上記給付にかえて保険料払込期間満了時積立金を
一時金として受取ることもできます。

一時金額　約7,564,300円

制度内容の詳細は56ページ～59ページにてご確認ください。

イオングッドライフクラブ　特別 A 会員

積立保険

拠出型企業年金保険
ニッセイみらいのカタチ（総合医療保険）
（定期保険特約付）一時払退職後終身保険

学費・住宅・老後資金等をご準備いただくことができます。

今年度からの変更ポイント!

- **毎月加入が可能となりました!**
  ※期途中での脱退は原則として取扱っておりません。
  また、増額・減額のお取扱いはありません。増額・減額を希望される方は毎年9月の本募集時にお申込みください。
- **保険料払込期間満了時に、年金受取開始時期の繰延べを選択できるようになりました!**
  ・1年単位で最長10年まで、年金の受取開始を繰延べることができます。

※ご加入には所定の条件があります。詳細は56ページに記載の「加入資格」をご確認ください。

加入日時点の年齢	積立保険
50歳未満の方	○
50歳以上58歳未満の方	○

特別会員およびA会員の資格を失われたり、退職された方は継続加入できません。脱退手続きが必要です。

こどもの教育資金は?

（単位：万円）

	幼稚園（3年間）	小学校（6年間）	中学校（3年間）	高等学校（全日制）（3年間）	大学昼間部（4年間）＊ 文系	大学昼間部（4年間）＊ 理系
国公立	67	194	145	123	255	
私　立	150	922	402	299	323	446

こどもの教育資金は　約1,151万円（□を選択の場合）

＊施設設備（整備）費は含まれていません。

文部科学省
- 「平成26年度　子供の学習費調査」
- 「平成28年度　学生納付金調査結果」
- 「平成26年度　私立大学入学者に係る初年度学生納付金平均額（定員1人当たり）の調査結果について」をもとに試算

新規加入・保険料の増額のおすすめ

意向確認書

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した商品です。在職中に保険料をお払込みいただき、年金または一時金をお受取りになれます。

◆財産形成や老後の生活資金確保

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

チェック欄

□給付内容はニーズに合致していますか。

□ご自身が選択された保険料(加入口数)、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

特徴

- **こどもの学費や老後生活のための多様な保障をカバーできます。**
- **保険料払込期間が満2年以上ある方が対象となります。**
- **一般の生命保険料控除の対象となります。**
  (平成30年3月現在の税制に基づくものであり、今後、税務の取扱いが変わる場合があります。)
- **ご退職時に、年金以外にも医療保障プランをご選択いただくことができます。**
  (ただし、健康状態等によってはご選択いただくことができない場合があります。)
- **保険料の払込みは年齢満60歳で完了します。ただし、イオングッドライフクラブの特別会員およびA会員の方で、保険料払込期間満了日以降も正常に勤務されている方は、お申し出があれば、年齢満65歳まで延長して保険料の払込みが可能です。**
  ※詳細はパンフレット56ページの「保険料」項目をご確認ください。

  月　払　1口あたり2,000円とし、最低1口以上最高50口まで加入できます。

  半年払　1口あたり10,000円とし、最低1口以上最高50口まで加入できます。
  ※年俸制給与の方および、賞与支給がない方は「半年払」のお申込みができません。
  ※半年払を活用される場合でも、月払のご加入が必要です。
- **積立期間中にこの制度から脱退された場合でも、脱退一時金をお受取りになれます。**
  (脱退一時金額は、積立期間によっては払込保険料の合計を下回ることがあります。詳しくは33ページ～34ページに記載の給付額試算表をご参照ください。)

保険料積立金の一部受取り(減口)について

積立保険は、下記の事由に該当する場合に限り、保険料積立金の一部を受取ること(減口)ができます。
なお、保険料積立金の一部受取りは最低20万円以上、1万円単位でお取扱いします。

①災害　②疾病・障がい(親族の疾病・障がいおよび死亡を含む。)　③住宅の取得
④教育(親族の教育を含む。)　⑤結婚(親族の結婚を含む。)　⑥債務の弁済

保険料の減額、保険料の払込中断を行っても保険料積立金を受取ることはできません。

しくみ図

ご加入例

- **ご加入年齢**：30歳（男性）
- **保険料**：
  月払　10,000円（1口 2,000円で5口加入）
  半年払　50,000円（1口10,000円で5口加入）
- **保険料払込期間満了年齢**：60歳

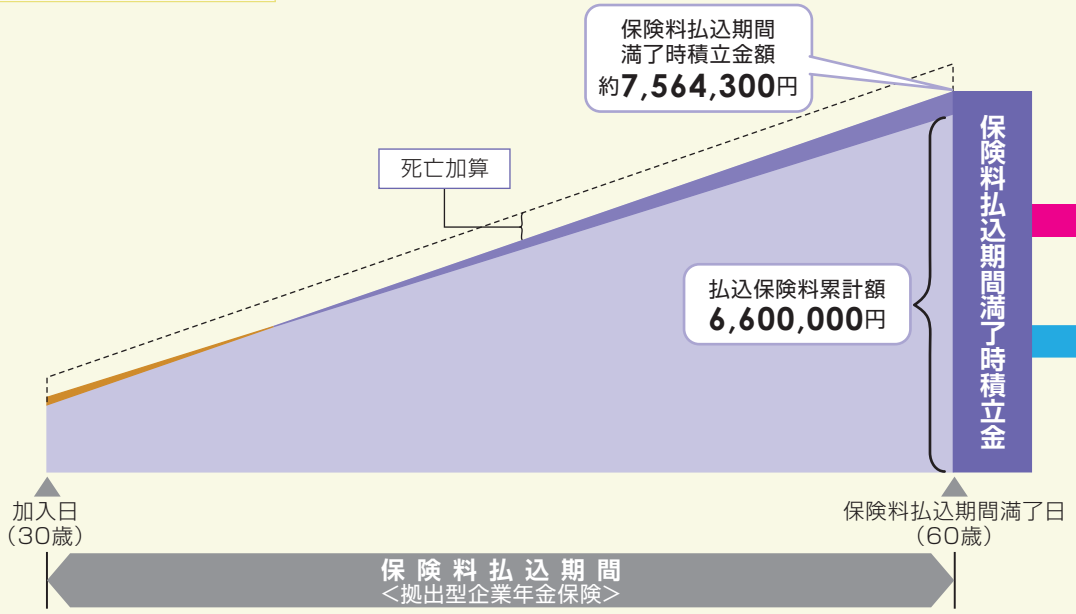

加入資格を満たせば年金保険・積立保険の両方にご加入になれますが、いずれか一方の積立金を他方へ移し換えることはできません。

この保険でいう「積立金」とは、払込保険料から保険会社が保険制度を管理・運営するために必要な費用（事業費）等を差引いた純保険料をもとに、将来の給付の原資となる金額を適正な保険数理に基づき計算したものです。

給付額について

- しくみ図の給付額は、給付額試算表と同じ条件に基づいて計算しております。
- 保険料払込期間満了後の給付額は保険料払込期間満了時の積立金額に基づいて計算しております。
- 実際に受取る金額は記載の金額を大きく下回る可能性があり、将来の受取額をお約束するものではありません。

終身保障プラン・重点保障型終身保障プラン・医療保障プランについて

- ご契約にあたっては健康状態等について、終身保障プラン・重点保障型終身保障プランは告知または診査が、医療保障プランは告知が必要です。
- 健康状態等によってはご契約いただくことができない場合があります。また、（定期保険特約付）一時払退職後終身保険については，退職時の運用環境ならびに市中金利動向次第でご契約できない場合があります。
- ニッセイみらいのカタチ（総合医療保険）、（定期保険特約付）一時払退職後終身保険に関する年齢は「契約年齢」で記載しております。
  ※当医療保険における「契約年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は切捨てます。
  〔例〕60歳7カ月の被保険者の方の契約年齢は60歳になります。
  ※当終身保険における「契約年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。
  〔例〕60歳7カ月の被保険者の方の契約年齢は61歳になります。
  なお、ご契約後の被保険者の年齢は、契約年齢に毎年の契約日に対応する日（契約応当日）ごとに1歳を加えて計算しております。
- ご契約時における被保険者の契約年齢は、契約日に基づいて計算します。

給付内容

詳しくは「保険料払込期間満了後の給付内容」をご覧ください。

年金受取プラン（ a ～ d ）

a 10年確定年金
<拠出型企業年金保険>

10年間、ご加入者に年金をお支払いします。

【基本年金月額】
約66,200円

年金受取期間
（60歳）（10年間）（70歳）

b 15年確定年金
<拠出型企業年金保険>

15年間、ご加入者に年金をお支払いします。

【基本年金月額】
約45,400円

年金受取期間（15年間）
（60歳）（75歳）

c 20年確定年金
<拠出型企業年金保険>

20年間、ご加入者に年金をお支払いします。

【基本年金月額】
約35,000円

年金受取期間（20年間）
（60歳）（80歳）

d 15年保証期間付終身年金
<拠出型企業年金保険>

15年間、ご加入者に年金をお支払いします。
保証期間経過後はご加入者が生存されている限り
年金をお支払いします。

【基本年金月額】
約30,500円

保証期間（15年間）
（60歳）（75歳）

年金受取期間（終身）
終身

e 医療保障プラン
<ニッセイみらいのカタチ（総合医療保険）>［個人保険］

70歳まで（＊）の病気または不慮の事故による入院や
所定の手術等の保障を確保できます。

災害入院給付金	日額	5,000円
疾病入院給付金	日額	5,000円
手術給付金（5倍）		2万5千円
手術給付金（20倍）		10万円
放射線治療給付金		5万円

保険期間（70歳まで（＊））
契約日（60歳）　満了日

（＊）保険期間は満70歳を超えて最初に迎える契約応当日の前日までです。

f 終身保障プラン
<一時払退職後終身保険>［個人保険］

終身にわたって死亡・所定の高度障がいの保障を確保できます。

主契約　死亡・高度障がい保険金

保険期間（終身）
契約日（60歳）　終身

g 重点保障型終身保障プラン
<定期保険特約付一時払退職後終身保険>［個人保険］

10年間の保障を厚くした終身保険です。
終身にわたって死亡・所定の高度障がいの保障を確保できます。

定期保険特約　死亡・高度障がい保険金
主契約　死亡・高度障がい保険金

重点保障期間（10年間）
保険期間（終身）
契約日（60歳）　終身

※f・g（定期保険特約付）一時払退職後終身保険については、退職時の運用環境ならびに市中金利動向次第でご契約できない場合があります。

一時金受取り

上記給付にかえて保険料払込期間満了時積立金を
一時金として受取ることもできます。

一時金額　約7,564,300円

制度内容の詳細は56ページ～62ページにてご確認ください。

給　付　額　試　算　表

月払　5口　10,000円、半年払　5口　50,000円加入の場合（保険料払込期間満了年齢：60歳）

保険料払込期間満了後の給付額は、「医療保障プラン」を除き、保険料払込期間満了時の積立金額（医療保障プランの保険料を控除しない場合）に基づいて計算しております。

※「医療保障プラン」については、保険料払込期間満了時の積立金額から医療保障プランの保険料を差引いた受取一時金額を記載しております。

■月払　男　性

積立期間（年）	払込保険料累計額（円）	積立保険 年金保険 積立金額（脱退一時金額）（約）（円）	年金受取プラン（※） 10年確定年金 基本年金月額（約）（円）	15年確定年金 基本年金月額（約）（円）	20年確定年金 基本年金月額（約）（円）	15年保証期間付終身年金 基本年金月額（約）（円）	医療保障プラン（積立年金のみ） 受取一時金額（約）（円）
1	120,000	118,300	(1,000)	(700)	(500)	(400)	（☆）
2	240,000	237,800	(2,000)	(1,400)	(1,100)	(900)	
3	360,000	358,300	(3,100)	(2,100)	(1,600)	(1,400)	
4	480,000	480,000	(4,200)	(2,800)	(2,200)	(1,900)	
5	600,000	602,900	(5,200)	(3,600)	(2,700)	(2,400)	79,000
6	720,000	727,100	(6,300)	(4,300)	(3,300)	(2,900)	203,200
7	840,000	852,500	(7,400)	(5,100)	(3,900)	(3,400)	328,700
8	960,000	979,300	(8,500)	(5,800)	(4,500)	(3,900)	455,400
9	1,080,000	1,107,300	(9,600)	(6,600)	(5,100)	(4,400)	583,500
10	1,200,000	1,236,700	10,800	(7,400)	(5,700)	(5,000)	712,900
15	1,800,000	1,904,400	16,600	11,400	(8,800)	(7,700)	1,380,600
20	2,400,000	2,608,100	22,800	15,600	12,000	10,500	2,084,200
25	3,000,000	3,349,700	29,300	20,100	15,500	13,500	2,825,800
30	3,600,000	4,131,300	36,100	24,800	19,100	16,700	3,607,500
35	4,200,000	4,955,200	43,300	29,700	22,900	20,000	4,431,400
40	4,800,000	5,823,700	50,900	34,900	27,000	23,500	5,299,800

■月払　女　性

積立期間（年）	払込保険料累計額（円）	積立保険 年金保険 積立金額（脱退一時金額）（約）（円）	年金受取プラン（※） 10年確定年金 基本年金月額（約）（円）	15年確定年金 基本年金月額（約）（円）	20年確定年金 基本年金月額（約）（円）	15年保証期間付終身年金 基本年金月額（約）（円）	医療保障プラン（積立年金のみ） 受取一時金額（約）（円）
1	120,000	118,300	(1,000)	(700)	(500)	(400)	（☆）
2	240,000	237,800	(2,000)	(1,400)	(1,100)	(800)	
3	360,000	358,300	(3,100)	(2,100)	(1,600)	(1,200)	
4	480,000	480,000	(4,200)	(2,800)	(2,200)	(1,700)	107,200
5	600,000	602,900	(5,200)	(3,600)	(2,700)	(2,100)	230,100
6	720,000	727,100	(6,300)	(4,300)	(3,300)	(2,500)	354,300
7	840,000	852,500	(7,400)	(5,100)	(3,900)	(3,000)	479,800
8	960,000	979,300	(8,500)	(5,800)	(4,500)	(3,400)	606,500
9	1,080,000	1,107,300	(9,600)	(6,600)	(5,100)	(3,900)	734,600
10	1,200,000	1,236,700	10,800	(7,400)	(5,700)	(4,400)	864,000
15	1,800,000	1,904,400	16,600	11,400	(8,800)	(6,800)	1,531,700
20	2,400,000	2,608,100	22,800	15,600	12,000	(9,300)	2,235,300
25	3,000,000	3,349,700	29,300	20,100	15,500	11,900	2,976,900
30	3,600,000	4,131,300	36,100	24,800	19,100	14,700	3,758,600
35	4,200,000	4,955,200	43,300	29,700	22,900	17,700	4,582,500
40	4,800,000	5,823,700	50,900	34,900	27,000	20,800	5,450,900

（※）積立保険の年金月額が10,000円未満の場合、年金にかえて一時金でのお受取りとなります。なお、（　）内は参考数値です。
（☆）積立金額が充当保険料に不足のため、医療保障プランの選択はできません。

■半年払 男性 ＜年金保険・積立保険 共通＞

積立期間（年）	払込保険料累計額（円）	積立金額（脱退一時金額）（約）（円）	年金受取プラン（※）10年確定年金 基本年金月額（約）（円）	15年確定年金 基本年金月額（約）（円）	20年確定年金 基本年金月額（約）（円）	15年保証期間付終身年金 基本年金月額（約）（円）
1	100,000	98,300	(800)	(500)	(400)	(300)
2	200,000	197,500	(1,700)	(1,100)	(900)	(700)
3	300,000	297,700	(2,600)	(1,700)	(1,300)	(1,200)
4	400,000	398,800	(3,400)	(2,300)	(1,800)	(1,600)
5	500,000	500,900	(4,300)	(3,000)	(2,300)	(2,000)
6	600,000	604,000	(5,200)	(3,600)	(2,800)	(2,400)
7	700,000	708,300	(6,100)	(4,200)	(3,200)	(2,800)
8	800,000	813,600	(7,100)	(4,800)	(3,700)	(3,200)
9	900,000	920,000	(8,000)	(5,500)	(4,200)	(3,700)
10	1,000,000	1,027,600	(8,900)	(6,100)	(4,700)	(4,100)
15	1,500,000	1,582,400	13,800	(9,500)	(7,300)	(6,300)
20	2,000,000	2,167,100	18,900	13,000	10,000	(8,700)
25	2,500,000	2,783,400	24,300	16,700	12,900	11,200
30	3,000,000	3,433,000	30,000	20,600	15,900	13,800
35	3,500,000	4,117,600	36,000	24,700	19,100	16,600
40	4,000,000	4,839,400	42,300	29,000	22,400	19,500

■半年払 女性 ＜年金保険・積立保険 共通＞

積立期間（年）	払込保険料累計額（円）	積立金額（脱退一時金額）（約）（円）	年金受取プラン（※）10年確定年金 基本年金月額（約）（円）	15年確定年金 基本年金月額（約）（円）	20年確定年金 基本年金月額（約）（円）	15年保証期間付終身年金 基本年金月額（約）（円）
1	100,000	98,300	(800)	(500)	(400)	(300)
2	200,000	197,500	(1,700)	(1,100)	(900)	(700)
3	300,000	297,700	(2,600)	(1,700)	(1,300)	(1,000)
4	400,000	398,800	(3,400)	(2,300)	(1,800)	(1,400)
5	500,000	500,900	(4,300)	(3,000)	(2,300)	(1,700)
6	600,000	604,000	(5,200)	(3,600)	(2,800)	(2,100)
7	700,000	708,300	(6,100)	(4,200)	(3,200)	(2,500)
8	800,000	813,600	(7,100)	(4,800)	(3,700)	(2,900)
9	900,000	920,000	(8,000)	(5,500)	(4,200)	(3,200)
10	1,000,000	1,027,600	(8,900)	(6,100)	(4,700)	(3,600)
15	1,500,000	1,582,400	13,800	(9,500)	(7,300)	(5,600)
20	2,000,000	2,167,100	18,900	13,000	10,000	(7,700)
25	2,500,000	2,783,400	24,300	16,700	12,900	(9,900)
30	3,000,000	3,433,000	30,000	20,600	15,900	12,200
35	3,500,000	4,117,600	36,000	24,700	19,100	14,700
40	4,000,000	4,839,400	42,300	29,000	22,400	17,200

＜当パンフレットに記載の給付額について＞

当パンフレットに記載の給付額は、新規に加入される方の給付額、または保険料を増額される方の増額部分に相当する給付額を試算したものです。（既加入者の実際の給付額については、当パンフレットに記載の給付額と異なります。）以下の前提およびその他一定の条件に基づき計算しています。そのため、例えば、この保険契約全体の加入口数、保険料積立金の増減、引受保険会社各社の基礎率（予定利率、予定死亡率等）の引下げ等により、実際に受取る金額は増減し、また大きく下回る可能性があります。したがって将来の受取額をお約束するものではありません。

1. 当パンフレットに記載の給付額は次の(1)～(5)およびその他一定の条件に基づいて計算しております。
   (1)この保険契約全体の加入口数が月払4,160口、半年払1,089口を常に維持していることを前提とします。
   (2)ご加入者全員の保険料が所定の払込期日に入金されたものとして計算しております。
   (3)引受保険会社各社の基礎率（予定利率・予定死亡率等）（平成30年3月1日現在）および引受割合（平成30年3月1日現在）に基づき計算しております。
   (4)この保険契約における平成29年6月1日現在の保険料積立金が積立期間の期始にあるものとして計算しております。
   (5)記載の金額には、配当金を加味しておりません。
2. 今後の金利水準の低下その他の著しい経済変動等により、基礎率（予定利率・予定死亡率等）については将来変更される場合があります。
3. 今後の決算配当率は、引受保険会社におけるお支払時期の前年度決算によって変動します。また、決算実績によっては配当金をお受取りになれない場合もあります。年金受取開始後に配当金が生じた場合、年金の増額（増加年金）にあてられます。
4. 年度途中〈平成31年1月1日～平成31年5月31日〉で脱退された場合、その年の配当金はお受取りになれません。また、その場合の脱退一時金は給付額試算表の数値を月割計算した額より下回ります。
5. 積立金額（脱退一時金額）は、積立期間によっては払込保険料の合計を下回ることがあります。
6. 保険料を増額された場合、増額部分の積立期間は増額年月日が起点となります。したがって、積立金額が払込保険料の合計を下回る期間が新たに発生することがあります。
7. 給付額試算表は、6月1日に加入されたことを前提に整数年加入で計算しておりますので、年度途中加入の場合は、上記の試算表の額と異なる（下回る）ことがあります。
8. ニッセイみらいのカタチ（総合医療保険）の保険料は当該保険契約時の契約年齢・料率により計算されるため、料率が改定された場合、保険料は変動することがあります。したがって、当パンフレットに記載の給付額は変動する可能性があります。なお、ニッセイみらいのカタチ（総合医療保険）は平成30年4月1日時点の料率により計算しております。

イオングッドライフクラブ
みらいスタイルご加入者さまへ

N-コンシェルジュ

NISSAY

みらいスタイル
ご加入者特典！

（企業保険商品付帯サービス）のご案内

N-コンシェルジュは、対象商品のご加入者のみなさまがご利用になれるサービスです。健康管理から趣味に至るまで豊富なメニューをご用意。

詳細は
裏面へ！

生活に役立つ情報・特典がいっぱい！！

1 ベネフィットN

健康、介護、育児、生活、レジャー・エンタメ等
１５カテゴリー約１４,０００の豊富なメニュー
を優待価格でご利用になれます。

2 バリューサービス

日本生命グループおよび提携先より、各種商品・サービスを期間限定で特別優待価格にてご提供します。

3 ヘルスケアサポート

健康、介護、メンタルヘルスに関してのご相談を専門家がお受けいたします。ご加入者のみならず、同居のご家族も無料でご利用になれます。

N-コンシェルジュ 利用者限定キャンペーン も随時開催中！

- キッザニア（平日第2部）無料招待キャンペーン
- コンビニ商品が当たるキャンペーン
- 豪華賞品が当たるキャンペーン
- 映画チケットが当たるキャンペーン

※キャンペーンは予告なく変更または中止する場合がございます。　※キャンペーンの応募期間等の詳細は、N-コンシェルジュのサイト内でご確認ください。

N-コンシェルジュへのアクセス方法は簡単！！

【ＵＲＬ】https://aeonglc.jp/

① イオングッドライフクラブのウェブサイトG-netのログインページにあるバナー［みらいスタイル　加入者特典　N-コンシェルジュ　ログイン］をクリック。
② ログインID・パスワードは、G-netと同じです。
③ ［N-コンシェルジュ］のログインページに、必要事項を入力しログインボタンをクリックします。

《「お気に入り」に登録されたみなさまへ》　TOPページを「お気に入り（ブックマーク）」に追加されると、再アクセス時にログイン画面が表示されます。ログインIDには「aeonglc」を入力してください。

【ご留意点】
- 「N-コンシェルジュ」（加入者向けサービス）をご利用になれるのは、日本生命対象商品にご契約されている団体の加入者となります。
  新規に加入された場合、加入月（効力発生日）の第4日曜日の翌日午前8時からご利用可能です。ご加入日はパンフレットをご確認ください。
  なお、お手続き状況によっては、ご利用が1カ月遅れる場合がございますので、ご了承ください。
  ＜対象商品＞所定の要件を満たす（新）団体定期保険、総合医療保険（団体型）、3大疾病保障保険（団体型）、または団体長期障害所得補償保険
- 「ヘルスケアサポート」は、加入者の同居の家族もご利用になれます。
- 「N-コンシェルジュ」の特典である商品・サービスのうち、各提携先が提供する商品・サービスのご利用に関して生じた損害について、日本生命は責任を負いません。
- 記載の情報は、2018年3月現在の情報です。サービスは予告なく、変更または終了する場合があります。

ベネフィット N のご紹介

お得な割引・特典がいっぱい！

15カテゴリー**約14,000**の豊富なメニューを**優待価格**でご利用になれます

宿 泊

ベネフィット・ステーション おもてなしの宿

優雅に楽しむくつろぎの空間　　全国５施設

くつろぎの部屋、きめ細やかなおもてなしと四季折々の自慢の料理を納得のプライスで！
ご家族や大事な方と大切なひとときを、心ゆくまでお楽しみください。

ベネフィット・ステーション　蓼科の森

鳥の囀りと高原の爽やかな風に
誘われ深呼吸を味わう贅沢な時間

特典 会員
和室　素泊まり
２名以上１室／お１人様　平日・休日
5,130円
※休前日・特定日は2食付のみ
9,200円～12,970円

ベネフィット・ステーション　熱海伊豆山

喧騒から離れた豊かな自然にたたずむ
寛ぎの空間

特典 会員
和室・洋室　素泊まり
２名以上１室／お１人様　平日・休日
5,630円
※休前日・特定日は2食付のみ
10,050円～13,370円

グルメ

食べタイム

全国 24,000店

最大 50% Off

掲載の加盟店で**20～50% off** 等になるグルメクーポンサイト。

SUBWAY　東京豆腐　北海道　Domino's　さくら水産　NIJYU MARU　etc･･･

レジャー・エンタメ

映画

最大 500円 off

イオンシネマ

特典 会員　1,300円

１０９シネマズ＆ムービル

特典 会員　1,300円

カラオケ

最大 30% off

カラオケまねきねこ

特典 会員　室料 **30% off**
※他プランあり

カラオケルーム歌広場

特典 会員　室料 **10~20% off**
※他プランあり

リラク・ビューティー

最大 約37% off

日帰り温泉・スパ

東京お台場　大江戸温泉物語

特典 会員　全日利用券(デジタルチケット)
最大3,044円 → **1,900円**

リラクゼーション

てもみんグループ
（全国　約180店舗）

最大 約18% off

特典 会員　てもみんグループ利用チケット
1,080円 → **875円**

バリューサービス のご紹介

日本生命ならでは！

日本生命グループおよび提携先より、各種商品・サービスを期間限定で**特別優待価格**にてご提供！

ワールド オンラインストア

ワールド直営のファッション通販サイトである
ワールド オンラインストアは、全80以上の人
気ファッションブランドの販売を行っています。

BRIDGESTONE SPORTS　ゴルフアイテム

BRIDGESTONE SPORTSの直営オンライ
ンストアです。TOUR B･Paradisoブランドな
どの多彩なゴルフアイテムをご紹介しています。

ヘルスケアサポート のご紹介

専門家がサポート！

あなたのお悩み ･･･　**健康**　**介護**　**メンタルヘルス**　**育児**　**禁煙**　など

お電話やメール等でいつでもご相談になれます！

※上記に掲載の情報は、2018年3月現在の情報です。サービスは予告なく、変更または終了する場合があります。

WS2018－215（2018.6.14）

N-コンシェルジュ

団体生命保険（団体定期保険）、
総合医療保険（総合医療保険（団体型））、
所得補償保険（団体長期障害所得補償保険）、
三大疾病保険（3大疾病保障保険（団体型））
ご加入者特典！

NISSAY

ご利用無料！

あなたのお悩みを専門家がサポート！

＜ヘルスケアサポートのご案内＞

このようなお悩みに専門家がお応えします！
万一の際の保障に加え、日々の“安心”も確保できます！

- ☑ 最近、不安が強く眠れない・・・
- ☑ 会社の健康診断で、異常を指摘されたけれどどうすればいいの？
- ☑ こどもが急に具合が悪くなって…夜間診療が可能な医療機関は？
- ☑ 両親が老人ホームを探しているのだけれど、近くにないかしら？
- ☑ タバコがどうしてもやめられない・・・

Point 「健康・介護・メンタルヘルス」について**お電話やメールでいつでもご相談**になれます！

Point **約250名の専門医・看護師・ケアマネジャー・臨床心理士などの専門家**がお応えします！

Point 相談内容を第三者にお知らせすることはございませんので、**安心してご相談**になれます！

Point ご加入者、同居のご家族であれば**無料でご利用**になれます！

【ご利用対象者】

団体生命保険（団体定期保険）、総合医療保険（総合医療保険（団体型））、所得補償保険（団体長期障害所得補償保険）、三大疾病保険（3大疾病保障保険（団体型））のご加入者と同居のご家族

お電話やメール、インターネットサービスでご相談できます！

N-コンシェルジュへのアクセス方法は簡単！！

【ＵＲＬ】 https://aeonglc.jp/

① イオングッドライフクラブのウェブサイトG-netのログインページにあるバナー［みらいスタイル　加入者特典　N-コンシェルジュ　ログイン］をクリック。
② ログインID・パスワードは、G-netと同じです。
③ ［N-コンシェルジュ］のログインページに、必要事項を入力しログインボタンをクリックします。
《「お気に入り」に登録されたみなさまへ》　TOPページを「お気に入り（ブックマーク）」に追加されると、再アクセス時にログイン画面が表示されます。ログインIDには「aeonglc」を入力してください。

メンタルヘルスサポート

◆メンタルヘルス相談
メール・ネット　電話

メンタルヘルスについて看護師等に相談することができます

【受付時間】 24時間　年中無休

■看護師等がカウンセリングを必要と判断した場合は、以下の電話カウンセリングをご案内することがあります
■メール相談と電話相談は相談の応対者が異なるため、相談内容が連携されることはありません
■メール相談の標準回答は３営業日以内（土日祝日・12/29～1/4を除く）です

◆メンタルヘルスカウンセリング
電話

メンタルヘルスについて臨床心理士等がカウンセリングをいたします（予約制）

【予約受付時間】 月～金曜日（祝日・12/29～1/4を除く）9:30～17:00
【実施時間】 月～金曜日（祝日・12/29～1/4を除く）9:30～17:00

■お電話をいただいた後、コールセンターから改めてカウンセリング日時と連絡先をご案内します
■予約制１回３０分です
■予約の際、お名前、団体名、部署名、電話番号等をお伺いします
■お一人様につき年間５回までご利用になれます

◆メンタルヘルスカウンセリング
対面

全国47都道府県にあるカウンセリングルームで、メンタルヘルスについて臨床心理士等がカウンセリングをいたします（予約制）

【予約受付時間】 月～金曜日（祝日・12/29～1/4を除く）9:30～17:00
【実施時間】 月～金曜日（祝日・12/29～1/4を除く）10:00～20:00
土曜日 （祝日・12/29～1/4を除く）10:00～18:00

■お電話をいただいた後、コールセンターから改めてカウンセリング日時と連絡先をご案内します
■カウンセリングルームにより実施時間は異なります
■予約制１回５０分です
■予約の際、お名前、団体名、部署名、電話番号等をお伺いします
■お一人様につき年間３回まで無料でご利用になれます

健康管理・介護サポート

◆健康・介護相談
メール・ネット　電話

お体の不調や健康管理、ご家族等の介護に関する相談に看護師等がお応えします

【受付時間】 24時間　年中無休

■メール相談と電話相談は相談の応対者が異なるため、相談内容が連携されることはありません
■メール相談の標準回答は３営業日以内（土日祝日・12/29～1/4を除く）です

◆医療機関・介護施設案内
メール・ネット　電話

お近くの医療機関・介護施設や専門の医療機関の情報をご提供します

【受付時間】 24時間　年中無休

■紹介状等は発行しておりません
■受診料等は自己負担となります
■メール相談の標準回答は３営業日以内（土日祝日・12/29～1/4を除く）です

◆有料老人ホーム・健康サービスの取次ぎ
メール・ネット　電話

【受付時間】 月～金曜日（祝日・12/30～1/3を除く）9:00～17:00

■有料老人ホームの取次ぎでは、全国で提携している有料老人ホームの「入居一時金割引」や「体験入居割引」のご案内をします
■健康サービスの取次ぎでは、人間ドックや在宅検診の割引取次ぎ、および情報提供を行います

◆専門医相談・女性専用相談・育児相談
電話

専門医相談	約２５０名の指導医や独自に集積した専門医データベースの中から病状に応じた適切な医師に相談できます
女性専用相談	女性限定で、健康に関する悩みを女性医師に相談できます
育児相談	お子様（小学生まで）の健康に関するお悩みについて、小児科医、看護師等に相談できます

【受付時間】 24時間　年中無休

■本サービスは相談であり、診察・診療ではありません
また、相談には日程調整を必要とする場合もあります
■電話相談のみで紹介状の発行も可能です
ただし、発行する紹介状は相談情報提供書であるため、医療法上の診療情報提供書とは異なります
このため、紹介先の医療機関を受診する際に特定療養費（初診料）がかかる場合があります

◆禁煙クイットライン（禁煙電話相談）
電話

国立研究開発法人国立がん研究センター監修のプログラムを受講した薬剤師や保健師などの専門相談員がタバコに関するお悩みを全面的にサポートします

【受付時間】 月～金曜日（祝日・12/29～1/4を除く）9:00～18:00

■本サービスは、電話による相談を目的としています
診療行為や医療機関への紹介状作成等は行えません

ご遺族サポート

◆ＦＰ・税務相談
電話

遺産相続や相続税に関する相談、その他相続手続きについて税理士に相談できます

【受付時間】 月～金曜日（祝日・12/28～1/4を除く）10:00～18:00

■遺産相続やさまざまな手続きをまとめた冊子(遺族向けガイドブック)をヘルスケアサポートのWEBサイトにてご確認になれます
■電話番号は他のサービスと異なります。遺族向けガイドブックに記載しております
■ご加入者のご遺族のご相談の利用期間は万一の際から３年間となります

ヘルスケアサポートについてのご留意点

●記載の内容は２０１８年３月時点のものであり、**今後予告なくサービスの内容を変更する場合や、サービスの提供を終了する場合があります**。

●ヘルスケアサポートは、株式会社ライフケアパートナーズが提供する日本生命対象商品のご契約者向け特典であり、ご利用に関して生じた損害について、日本生命は責任を負いません。

WS2018－164（2018.6.4）

取　扱　内　容

■加入資格

以下の加入資格の他、「申込書兼告知書」に記載の内容を十分ご確認のうえ、お申込みください。
以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。

（本　人）　イオングッドライフクラブ特別会員、A会員、B会員（勤続1年以上）、C会員（勤続1年以上）の方で
新規加入・増額は、年齢14歳6カ月超65歳6カ月以下の方。継続加入は、年齢75歳6カ月以下の方。

（配偶者）　上記本人の配偶者の方で
新規加入・増額は、年齢満16歳以上65歳6カ月以下の方。継続加入は、年齢75歳6カ月以下の方。

（こども）　上記本人の扶養するこども（＊）で年齢2歳6カ月超22歳6カ月以下の方。
ただし、加入資格のあるこどもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。この場合、保障額は同一となります。
（＊）健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します。

（ご注意）
①一旦加入すれば、その後病気になられても、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。
②本人としての加入資格を有する配偶者は、本人としてご加入ください。
（同一人が本人、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。）
③配偶者・こどものみで加入することはできません。
④配偶者・こどもは、本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。
⑤保険期間中に本人が死亡または脱退された場合は、配偶者・こどもも自動的に脱退となります。
⑥ご加入者が上記加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。
ただし、所定の条件のもとお手続きいただいた場合、次のとおり継続加入いただくことができます。

【退職後の継続加入について】

・本人は、中途退職・定年退職にかかわらず、退職時に加入していた保障額と同額もしくはそれ以下の保障額（ただし、1,000万円が上限となります。）で、退職後も年齢75歳6カ月まで継続加入することができます。
※「1,000万円」超にご加入の方は保険金額が「1,000万円」以下となるよう減額のお手続きが必要です。「申込書兼告知書」をご提出ください。「申込書兼告知書」のご提出がない場合、保険金額は退職月の翌々月1日付で限度額「1,000万円」に一律自動減額となります。
・配偶者は、本人が退職後も継続して加入する場合には、それまでと同額もしくはそれ以下の保障額で、年齢75歳6カ月まで継続加入することができます。（ただし、本人の保障額の範囲内とします。）
・こどもは、本人が退職後も継続して加入する場合には、それまで同額もしくはそれ以下の保障額で、年齢22歳6カ月まで継続加入することができます。（ただし、本人の保障額の範囲内とします。）
※本人が退職後、本人・配偶者・こどもの新規加入・増額はできません。

■保険期間

・保険期間は効力発生日～平成31年12月31日までです。
以降は毎年1月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。
ただし、募集等の結果、被保険者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約は効力を発生しません。（更新できません。）
・当保険制度は追加募集をしておりますので、1月1日（更新日）以外でも加入（＊）可能です。
・追加募集時に加入（＊）される場合は、毎月末日までにGLC団体保険コンタクトセンターへ「申込書兼告知書」をご提出ください。効力発生日は、GLC団体保険コンタクトセンターが「申込書兼告知書」を受付た日から3カ月後の月の1日となります。
（＊）保障額を増額する場合、増額部分については、加入を増額と読替えます。
※期途中での保障額の減額および脱退は原則として取扱っておりません。

■この保険契約から脱退いただく場合

・本人（主たる被保険者）が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。
・配偶者・こどもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、こどもは次の①または③に定める日にこの保険契約から脱退となります。
①本人の脱退日・死亡日、本人について高度障がい保険金が支払われた場合には、本人が高度障がい状態に該当された日
②加入資格を失われた日
③更新日にこどもが加入資格を失われている場合はその更新日の前日
・この保険契約の保障終了日は、脱退となった日の属する保険料が払込まれた期間の末日です。
（例えば、3月24日に脱退された場合、3月分保険料をお払込みいただき、3月31日が保障終了日となります。）
・この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。
・退職等の事由により脱退される場合、2年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に加入できます。詳細は当パンフレットに記載の団体窓口までお問合せください。

■配当金
1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額（年間払込保険料から配当金を控除した金額）が軽減されます。
脱退され、保険期間の中途で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。

■受取人
・本人の死亡保険金受取人は、本人の配偶者・こども・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹から選択できます。
・配偶者の死亡保険金受取人は本人（主たる被保険者）です。
・本人および配偶者の高度障がい保険金受取人は被保険者ご自身、こどもの死亡保険金・高度障がい保険金受取人は本人（主たる被保険者）です。

■税務上のお取扱い
<保険料>
主契約およびこども特約の実質保険料（保険料から配当金を控除した金額）は、一般の生命保険料控除の対象です。
※生命保険料控除に関する税制改正を受け、平成24年1月1日以降に締結・更新する契約から新生命保険料控除制度が適用されます。生命保険料控除に関する税制改正の詳細は、以下のニッセイのホームページをご参照ください。
（http://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokojo/）
※一般の生命保険料控除の対象となる実質保険料については、年末調整・確定申告時に控除証明書等にて必ずご確認ください。
※当団体生命保険以外に一般の生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当団体生命保険のみの保険料に基づき計算されるわけではありません。

<保険金>
・死亡保険金
本　人…相続税の課税対象となりますが、法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の保険金（法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額について）に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。
配偶者・こども…本人（主たる被保険者）が受取人の場合、死亡保険金は一時所得として所得税の課税対象となります。
・高度障がい保険金…被保険者が受取人の場合、非課税です。
※被保険者が死亡された場合は、相続財産として相続税の課税対象となります。

税務の取扱い等について、平成30年3月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。
今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。
個別の税務取扱い等については、顧問税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

■保険金額の変更
随時、新規加入・増額の手続きができます。（新規加入・増額の場合、告知が必要となります。）
減額（退職時を除きます。）は年1回の更新時のみお取扱いできます。
（脱退は原則年1回の更新時のみお取扱いできます。）

■加入の通知
在　職　中　の　方 ➡ 団体窓口を通して加入者票を配付します。
退職後継続加入の方 ➡ 団体窓口を通してご自宅に加入者票を送付します。

■保険金の支払事由
死亡保険金……引受保険会社は、被保険者が保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。

高度障がい保険金……引受保険会社は、被保険者がこの保険契約への加入日（＊1）以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、別表（＊2）に定める高度障がい状態のいずれかになられた場合、高度障がい保険金をお支払いします。
なお、上記によって高度障がい保険金が支払われた場合には、この保険契約のその被保険者に対する部分は、高度障がい状態になられた時に消滅したものとして取扱います。
したがって、高度障がい保険金と死亡保険金は重複してはお支払いしません。

（＊1）その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については加入日を増額日と読替えます。
（＊2）対象となる「高度障がい状態」とは

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

～高度障がい状態に関する補足説明～

1. 常に介護を要するもの
「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障がい（視力障がい）
（1）視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
（2）「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
（3）視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障がいは視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはそしゃくの障がい
（1）「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
①語音構成機能障がいで、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
③声帯全部のてき出により発音が不能の場合
（2）「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

4. 上・下肢の障がい
「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節、および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

■保険金をお支払いしない場合等（詳細）

ご加入（＊1）のお申込みの際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、保険契約の全部またはその被保険者のご加入（＊1）部分が解除されたときには保険金をお支払いしません。ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことが証明された場合には、保険金をお支払いします。また、次のような場合においても保険金をお支払いしませんので、ご加入（＊1）のお申込みに際し特にご注意ください。

○引受保険会社は、死亡保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、死亡保険金をお支払いしません。
・被保険者の自殺。ただし、その被保険者がそのご加入（＊1）日から起算して1年を超えて継続して被保険者であった場合には、死亡保険金をお支払いします。
・保険契約者の故意。
・死亡保険金受取人の故意。ただし、その死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の死亡保険金受取人にお支払いします。
・戦争その他の変乱。（＊2）

○引受保険会社は、高度障がい保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、高度障がい保険金をお支払いしません。
・被保険者の故意。
・保険契約者の故意。
・高度障がい保険金の受取人の故意。ただし、その高度障がい保険金受取人が高度障がい保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の高度障がい保険金受取人にお支払いします。
・戦争その他の変乱。（＊2）

（＊1）保障額を増額する場合、増額部分については、ご加入を増額と読替えます。
（＊2）ただし、戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、死亡保険金・高度障がい保険金の全額をお支払いし、または死亡保険金・高度障がい保険金を削減してお支払いします。

○高度障がい保険金のお支払いは、その原因となる傷病がご加入（＊1）時以後に生じた場合に限ります。
（原因となる傷病がご加入（＊1）時前に生じていた場合には、お支払事由に該当しません。）
したがって、原因となる傷病がご加入（＊1）時前に生じていた場合には、過去の傷病歴（傷病名、治療期間等）、おからだの状態等について告知いただいているかどうかにかかわらず、高度障がい保険金はお支払対象となりません。

○次のような事由に該当した場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を解除することがあります。この場合、保険金をお支払いしません。（以下の③の事由にのみ保険金受取人だけが該当した場合で、複数の保険金受取人のうちの一部の保険金受取人が以下の③の事由に該当したときに限り、保険金のうち、その保険金受取人にお支払いすることとなっていた保険金を除いた額を、他の保険金受取人にお支払いします。）

① 保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金受取人が、保険金（死亡保険金の場合は、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき。

② この保険契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき。

③ 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、次の（ア）～（オ）のいずれかに該当するとき。

（ア）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること

（イ）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること

（ウ）反社会的勢力を不当に利用していると認められること

（エ）反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること

（オ）その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

④ 上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき。

○保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消となることがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

○保険契約者または被保険者が保険金を不法に取得する目的もしくは他人に保険金を不法に取得させる目的をもってこの保険契約の締結・被保険者の加入等を行った場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を無効とし、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

■制度運営および引受保険会社

・当制度はイオングッドライフクラブが生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結したこども特約付団体定期保険契約に基づいて運営します。

・この団体定期保険契約は下記の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行いますが、各ご加入者の加入保険金額について、引受保険会社はそれぞれの引受割合（平成30年3月1日現在）に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

引受保険会社　日本生命保険相互会社（60%）〔事務幹事会社〕
第一生命保険株式会社（21%）
明治安田生命保険相互会社（17.2%）
住友生命保険相互会社（1.8%）

■制度内容の変更

・イオングッドライフクラブの福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。
また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

■生命保険契約者保護機構

・引受保険会社各社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。
引受保険会社各社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります。
なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社各社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額等が削減されることがあります。

・保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。
（お問合せ先）　生命保険契約者保護機構　TEL　03-3286-2820
月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）
午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス http://www.seihohogo.jp/

■個人情報の取扱いに関するイオングッドライフクラブと引受保険会社からのお知らせ

●この保険契約は、イオングッドライフクラブ（以下、団体といいます。）を保険契約者とし、「イオン株式会社およびその子会社」（以下、会社といいます。）の会員を加入対象とする企業保険です。そのため、この保険契約の運営にあたっては、団体および会社は加入対象者の個人情報（氏名・性別・生年月日・健康状態等）を取扱い、団体がこの保険契約を締結した引受保険会社（共同引受会社を含みます。以下同じ。）へ提出します。団体および会社は、この保険契約の運営において入手する個人情報（個人番号を除く）を、この保険契約の事務手続きのために使用します。

●引受保険会社は受領した個人情報（個人番号を除く）を各種保険の引受け・継続・維持管理、保険金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、団体および会社、他の引受保険会社等へその目的の範囲内で提供します。

●また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き団体・会社および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。
なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。

（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。
個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみに使用します。

～ 死亡保険金受取人の個人情報の取扱いについて ～

指定された死亡保険金受取人（以下、受取人といいます。）の個人情報については、上記の加入対象者（被保険者）の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

◎当件について同意いただくことができない場合は、GLC団体保険コンタクトセンター宛に、9月30日までにお申し出ください。

■障がいの表記

当パンフレット（団体生命保険部分）では、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語を含め、「障害」を「障がい」と表記しています。

日本ー団ー2018ー707ー10509ーM(H30.6.6)

取　扱　内　容

■加入資格

以下の加入資格の他、「申込書兼告知書」に記載の内容を十分ご確認のうえ、お申込みください。以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。

（本　人）　イオングッドライフクラブ特別会員、A会員、B会員（勤続1年以上）、C会員（勤続1年以上）の方で新規加入・増額は、年齢満15歳以上満65歳以下の方。
継続加入は、年齢満75歳以下の方。

（配偶者）　上記本人の配偶者の方で新規加入・増額は、年齢満16歳以上満65歳以下の方。
継続加入は、年齢満75歳以下の方。

（こども）　上記本人の扶養するこども（＊）で年齢満15歳以上満22歳以下の方。
ただし、加入資格のあるこどもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。
この場合、保障額は同一となります。
（＊）健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します。

【退職後の継続加入について】

・本人は、中途退職・定年退職にかかわらず、退職時に加入していた保障額と同額もしくはそれ以下の保障額で、退職後も年齢満75歳まで継続加入することができます。
・配偶者は、本人が退職後も継続して加入する場合には、それまでと同額もしくはそれ以下の保障額で、年齢満75歳まで継続加入することができます。
・こどもは、本人が退職後も継続して加入する場合には、それまでと同額もしくはそれ以下の保障額で、年齢満22歳まで継続加入することができます。
※本人が退職後、本人・配偶者・こどもの新規加入・増額はできません。

（ご注意）
①一旦加入すれば、その後病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。
②本人としての加入資格を有する配偶者は、本人としてご加入ください。（同一人が本人、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。）
③配偶者・こどものみで加入することはできません。
④配偶者・こどもは、本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。
⑤保険期間中に本人に対する3大疾病保険金が支払われた場合や、本人が死亡された場合または脱退された場合は、配偶者・こどもも自動的に脱退となります。
⑥本人が上記加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。
⑦被保険者が余命6カ月以内と判断されることを保険契約者または被保険者が申込時に知っていた場合、その被保険者にはリビング・ニーズ特約の効力は生じません。

■保険期間

・保険期間：効力発生日～平成31年12月31日まで。
・更新日：毎年1月1日（保険期間1年で更新）
・当保険制度は追加募集をしておりますので、1月1日（更新日）以外でも加入（＊）可能です。
・追加募集時に加入（＊）される場合は、毎月末日までにGLC団体保険コンタクトセンターへ「申込書兼告知書」をご提出ください。効力発生日は、GLC団体保険コンタクトセンターが「申込書兼告知書」を受付けた日から3カ月後の月の1日となります。
（＊）保障額を増額する場合、増額部分については、加入を増額と読替えます。
※期途中での保障額の減額および脱退は原則として取扱っておりません。

■この保険契約から脱退いただく場合

・本人が加入資格を失われた場合には、本人は保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。
・配偶者・こどもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、こどもは次の①または③に定める日にこの保険契約から脱退となります。
①本人が脱退・死亡された場合は、本人の脱退日・死亡日、本人について3大疾病保険金が支払われた場合は、本人が3大疾病保険金の支払事由に該当した日、本人の死亡保険金の全部がリビング・ニーズ特約の特約保険金として指定され、その特約保険金が支払われた場合は、そのお支払いに必要な書類が引受保険会社に到着した日
②配偶者が加入資格を失われた場合は、その日
③こどもが加入資格を失われた場合は、次の更新日の前日
・脱退された場合、この保険契約の保障は終了します。保障終了日は、各月分の保険料に対応する期間のうち、脱退日が属する期間の末日です。
［例］3月24日に脱退された場合、お払込みいただいた3月分の保険料に対応する期間の末日である 3月31日が保障終了日となります。
・この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

■受取人

・3大疾病保険金、上皮内新生物診断保険金、リビング・ニーズ特約の特約保険金の受取人について：
被保険者が本人・配偶者の場合、被保険者ご自身です。
被保険者がこどもの場合、本人です。
・死亡保険金の受取人について：
被保険者が本人の場合、本人の配偶者・こども・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹から選択できます。
被保険者が配偶者・こどもの場合、本人です。

■指定代理請求人によるご請求

・被保険者が保険金の受取人の場合で、保険金の受取人が保険金をご請求できないときに、あらかじめ指定した指定代理請求人が団体を経由してご請求を行うことができます。
・被保険者は、あらかじめ指定代理請求人を指定ください。
・指定代理請求の内容は、次のとおりです。

<代理請求できる場合>

保険金の受取人が保険金をご請求できない次の事情があるとき、代理請求できます。
・保険金のご請求を行う意思表示が困難であると引受保険会社が認めた場合
・引受保険会社が認める傷病名を知らされていない場合
・その他保険金をご請求できない特別な事情があると引受保険会社が認めた場合

<指定代理請求人の範囲>

以下の範囲内で1名を指定代理請求人に指定できます。

①被保険者と次の関係にある人
（ア）戸籍上の配偶者
（イ）直系血族
（ウ）兄弟姉妹
（エ）同居または生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
②上記のほか、被保険者と次の関係にある人で、当社が認めた人
（オ）同居または生計を一にしている人
（カ）財産管理を行っている人
（キ）死亡保険金受取人
（ク）上記（オ）～（キ）と同等の関係にある人

なお、保険金のご請求時においても、この範囲内であることを要します。

<代理請求できる保険金>

・3大疾病保険金
・上皮内新生物診断保険金
・リビング・ニーズ特約の特約保険金

・被保険者は、上記指定代理請求人の範囲内で、指定代理請求人を変更することができます。
・被保険者は、指定代理請求人を指定されている場合、お支払事由および代理請求できる旨を指定代理請求人に伝えてください。
・指定代理請求人をご指定の場合、3大疾病保険金、上皮内新生物診断保険金、リビング・ニーズ特約の特約保険金とも同一のご指定となります。
・本人が指定代理請求人を指定された場合は、配偶者についても同時に指定があったものとし、その場合の指定代理請求人は本人となります。なお、こどもは指定代理請求人を指定できません。
・指定代理請求人として保険金をご請求できない場合があります。故意に保険金の支払事由を生じさせた方、または故意に保険金の受取人を請求できない状態にした方は、指定代理請求人として保険金をご請求できません。
・保険金を指定代理請求人にお支払いした場合、その後、重複してその保険金をご請求いただいてもお支払いできません。

■税務上のお取扱い

<保険料>

主契約および家族特約の保険料は、一般生命保険料控除の対象です。
※生命保険料控除に関する税制改正を受け、平成24年1月1日以降に締結・更新する契約から新生命保険料控除制度が適用されます。生命保険料控除に関する税制改正の詳細は、以下のニッセイのホームページをご参照ください。（http://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokojo/）
※一般生命保険料控除の対象となる保険料については、年末調整・確定申告時に控除証明書等にて必ずご確認ください。
※当三大疾病保険以外に一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当三大疾病保険のみの保険料に基づき計算されるわけではありません。

<保険金>

・3大疾病保険金・上皮内新生物診断保険金
被保険者が受取人の場合、非課税です。
※被保険者が死亡された場合は、相続財産として相続税の課税対象となります。
・死亡保険金
本　人…相続税の課税対象となりますが、法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の保険金（法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額について）に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。
配偶者・こども…本人が受取人の場合、死亡保険金は一時所得として所得税および住民税の課税対象となります。
・リビング・ニーズ特約の特約保険金
被保険者が受取人の場合、非課税です。

・税務の取扱い等について、平成30年3月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。
・今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。
・個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

■保険金の支払事由

●主契約および家族特約

<3大疾病保険金>

・被保険者が次の①から③までのいずれかに該当されたとき
①被保険者が加入日(*)以後保険期間中に、加入日(*)前を含めて初めて悪性新生物(別表1)に罹患し医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき
(病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。以下同じ。)
※他の所見による診断確定として、例えば、肝臓がん等、多くの臨床経験から専門医の合意により確立された最新のガイドラインに基づき、他の所見による診断確定を基準としているがんについて、画像診断による診断確定を認めることがあります。
②被保険者が加入日(*)以後の疾病を原因として、保険期間中に次のいずれかに該当されたとき
(ア)急性心筋梗塞(別表2)を発病し、その急性心筋梗塞により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続したと医師によって診断されたとき
(イ)急性心筋梗塞(別表2)を発病し、その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として、病院または診療所(別表5)において手術(別表6)を受けられたとき
③被保険者が加入日(*)以後の疾病を原因として、保険期間中に次のいずれかに該当されたとき
(ア)脳卒中(別表3)を発病し、その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障がい、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき
(イ)脳卒中(別表3)を発病し、その脳卒中の治療を直接の目的として、病院または診療所(別表5)において手術(別表6)を受けられたとき
・この保険契約の全部または一部が更新されない場合で、被保険者がその被保険者についての保険期間満了の日からその日を含めて60日以内に上記②(ア)または③(ア)の診断を受けたときは、引受保険会社はその被保険者についての保険期間満了の日に診断を受けたものとみなして3大疾病保険金をお支払いします。

(ご注意)
・3大疾病保険金と死亡保険金は、同一の被保険者についていずれか一方のみのお支払いとなります。3大疾病保険金をお支払いする前にその被保険者について死亡保険金の請求を受け、死亡保険金をお支払いするときは、引受保険会社は、3大疾病保険金をお支払いできません。
・3大疾病保険金をお支払いした場合、この保険契約のその被保険者に対する部分は、3大疾病保険金の支払事由に該当したときから、消滅したものとします。3大疾病保険金をお支払いした場合、その支払い後にその被保険者について死亡保険金の請求を受けても、引受保険会社は、死亡保険金をお支払いできません。

<上皮内新生物診断保険金>

・被保険者が加入日(*)以後保険期間中に、加入日(*)前を含めて初めて上皮内新生物・皮膚のその他の悪性新生物(別表4)に罹患し医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき

(ご注意)
・上皮内新生物・皮膚のその他の悪性新生物と診断確定された場合でも、悪性新生物(別表1)、急性心筋梗塞、脳卒中、死亡についての保障は継続します。
・上皮内新生物診断保険金は、同一の被保険者について1回限りのお支払いとなります。更新する場合も、更新前後を通算して1回限りです。

<死亡保険金>

・被保険者が保険期間中に死亡されたとき

(*)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分について「加入日」を「増額日」と読替えます。

●リビング・ニーズ特約

<リビング・ニーズ特約の特約保険金>

・被保険者が保険期間中にその余命が6カ月以内と判断されるとき

（ご注意）
・リビング・ニーズ特約の特約保険金の支払い前にその被保険者について死亡保険金または3大疾病保険金が支払われるときには、リビング・ニーズ特約の特約保険金は支払いません。
この場合、死亡保険金または3大疾病保険金の受取人からご請求ください。
・余命6カ月以内の判断は、引受保険会社が行います。余命6カ月以内の判断は、医師が記入した診断書や請求書類等の内容、もしくは引受保険会社が確認を行った結果に基づいて行います。
余命6カ月以内とは、請求時において、日本で一般に認められた医療による治療を行っても余命が6カ月以内であることをいいます。
・死亡保険金の全部をお支払いした場合、請求日に、この保険契約のその被保険者に対する部分は消滅したものとします。死亡保険金の一部をお支払いした場合、保険金額は保険金の受取人が指定した保険金額分について、請求日に減額されたものとします。
・特約保険金は同一の被保険者について1回限りのお支払いとなります。

別表1　対象となる悪性新生物

1. 対象となる悪性新生物とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
消化器の悪性新生物	C15～C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物（C43～C44）のうち	
皮膚の悪性黒色腫	C43
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
腎尿路の悪性新生物	C64～C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
真正赤血球増加症<多血症>	D45
骨髄異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）のうち	
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3
リンパ細網組織および細網組織球系の疾患（D76）のうち	
ランゲルハンス細胞組織球症	D76.0

2. 上記1において「悪性新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類一腫瘍学　第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

第5桁性状コード番号
／3　･･･悪性、原発部位
／6　･･･悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9　･･･悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

別表2　対象となる急性心筋梗塞
対象となる急性心筋梗塞とは、表1によって定義づけられる疾病で、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中表2に規定されるものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

表1　対象となる急性心筋梗塞の定義

疾病名	疾病の定義
急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 (1)典型的な胸部痛の病歴 (2)新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3)心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇

表2　対象となる急性心筋梗塞の基本分類コード

疾病名	分類項目	基本分類コード
急性心筋梗塞	虚血性心疾患(I20～I25)のうち 急性心筋梗塞 再発性心筋梗塞	 I21 I22

別表3　対象となる脳卒中
対象となる脳卒中とは、表1によって定義づけられる疾病で、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中表2に規定されるものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

表1　対象となる脳卒中の定義

疾病名	疾病の定義
脳卒中	脳血管の異常(脳組織の梗塞、出血および頭蓋外部からの塞栓が含まれる)により脳の血液の循環が急激に障がいされることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

表2　対象となる脳卒中の基本分類コード

疾病名	分類項目	基本分類コード
脳卒中	脳血管疾患(I60～I69)のうち くも膜下出血 脳内出血 脳梗塞	 I60 I61 I63

別表4　対象となる上皮内新生物等
1. 対象となる上皮内新生物等とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物(C43～C44)のうち 皮膚のその他の悪性新生物 上皮内新生物	 C44 D00～D09

2. 上記1において「上皮内新生物等」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類ー腫瘍学　第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

(1)皮膚のその他の悪性新生物(C44)

第5桁性状コード番号
／3　･･･悪性、原発部位 ／6　･･･悪性、転移部位 悪性、続発部位 ／9　･･･悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

(2)上皮内新生物(D00～D09)

第5桁性状コード番号
／2　･･･上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性

別表5　病院または診療所

「病院または診療所」とは次の各号のいずれかに該当したものとします。

（1）医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所
なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。

（2）前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表6　手術

急性心筋梗塞および脳卒中について対象となる「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えるものであり、かつ、次の①～④に該当するものを指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

①開頭術
②開胸術
③ファイバースコープ手術
④血管・バスケットカテーテル手術

■保険金をお支払いしない場合等（詳細）

<がんについて保険金をお支払いしない場合>

・がんと診断確定される時期によっては、保険金をお支払いできない場合があります。

がんに対する保障のイメージ

○がんに対する保障については、ご加入（＊1）日から90日間は不担保期間となり、不担保期間が経過した後に保障を開始します。（急性心筋梗塞、脳卒中、死亡については、ご加入（＊1）日から保障を開始します。）

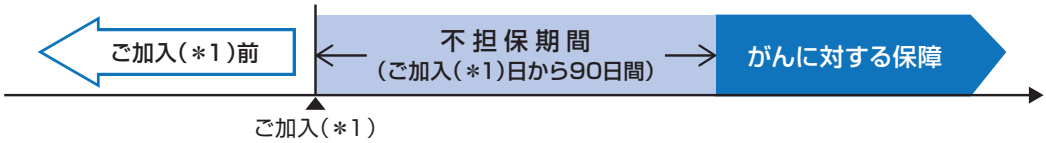

・がん（悪性新生物）と診断確定されてもお支払いできない場合

○被保険者がご加入（＊1）前にがん（悪性新生物）と診断確定されていた場合、3大疾病保険金はお支払いできません。
この場合、ご加入（＊1）日以後に新たにがん（悪性新生物）と診断確定された場合であっても、3大疾病保険金はお支払いできません（＊2）。
ただし、急性心筋梗塞、脳卒中、がん（上皮内新生物等）、死亡については保障します。

○被保険者が不担保期間にがん（悪性新生物）と診断確定された場合、3大疾病保険金はお支払いできません。
不担保期間が経過した後に、新たにがん（悪性新生物）と診断確定された場合には、3大疾病保険金の支払対象となります。
ただし、不担保期間が経過した後にがん（悪性新生物）と診断確定された場合でも、不担保期間に診断確定されたがん（悪性新生物）の再発・転移等と認められるときは、3大疾病保険金はお支払いできません。

・がん（上皮内新生物等）と診断確定されてもお支払いできない場合

○被保険者がご加入（＊1）前にがん（上皮内新生物等）と診断確定されていた場合、上皮内新生物診断保険金はお支払いできません。
この場合、ご加入（＊1）日以後に新たにがん（上皮内新生物等）と診断確定された場合であっても、上皮内新生物診断保険金はお支払いできません（＊3）。
ただし、がん（悪性新生物）、急性心筋梗塞、脳卒中、死亡については保障します。

○被保険者が不担保期間にがん（上皮内新生物等）と診断確定された場合、上皮内新生物診断保険金はお支払いできません。
不担保期間が経過した後に、新たにがん（上皮内新生物等）と診断確定された場合には、上皮内新生物診断保険金の支払対象となります。
ただし、不担保期間が経過した後にがん（上皮内新生物等）と診断確定された場合でも、不担保期間に診断確定されたがん（上皮内新生物等）の再発・転移等と認められるときは、上皮内新生物診断保険金はお支払いできません。

（＊1）保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」と読替えます。
（＊2）不担保期間が経過した後に診断確定された場合であっても、3大疾病保険金はお支払いできません。
（＊3）不担保期間が経過した後に診断確定された場合であっても、上皮内新生物診断保険金はお支払いできません。

<3大疾病保険金>

・急性心筋梗塞・脳卒中による3大疾病保険金のお支払いは、その原因となる疾病がご加入（＊1）日以後に生じた場合に限ります。（原因となる疾病がご加入（＊1） 前に生じていた場合には、お支払事由に該当しません。）

・したがって、原因となる疾病がご加入（＊1） 前に生じていた場合には、過去の傷病歴（傷病名、治療期間等）、おからだの状態等について告知いただいているかどうかにかかわらず、これらの保険金はお支払対象となりません。

<死亡保険金>

・引受保険会社は、被保険者が次のいずれかにより死亡された場合には、死亡保険金をお支払いしません。

・被保険者の自殺。ただし、その被保険者がそのご加入（＊1）日から起算して1年を超えて継続して被保険者であった場合には、死亡保険金をお支払いします。
・保険契約者の故意。
・死亡保険金受取人の故意。ただし、その死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の死亡保険金受取人にお支払いします。
・戦争その他の変乱。（＊4）

（＊4） ただし、戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、死亡保険金の全額をお支払いし、または保険金を削減してお支払いします。

<リビング・ニーズ特約の特約保険金>

・引受保険会社は、リビング・ニーズ特約の特約保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、リビング・ニーズ特約の特約保険金をお支払いしません。

・保険契約者、被保険者、指定代理請求人の故意。
・戦争その他の変乱。（＊5）

（＊5） ただし、戦争その他の変乱によって余命が6カ月以内と判断される被保険者の数の増加が、リビング・ニーズ特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、リビング・ニーズ特約の特約保険金の全額をお支払いし、またはその金額を削減してお支払いします。

<すべての保険金>

・次の場合には、保険金をお支払いせず、ご加入も継続できません。

告知義務違反による解除の場合

ご加入（＊1）のお申込みの際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、保険契約の全部またはその被保険者のご加入（＊1）部分が解除されたとき。ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことが証明された場合には、保険金をお支払いします。

詐欺による取消の場合

保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消となることがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

不法取得目的による無効の場合

保険契約者または被保険者が保険金を不法に取得する目的もしくは他人に保険金を不法に取得させる目的をもってこの保険契約の締結・被保険者の加入等を行った場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を無効とし、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

保険契約が失効した場合

保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき。

重大事由による解除の場合

次のような事由に該当した場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を解除することがあります。

①保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金の受取人が、この保険契約の保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき。
②この保険契約の保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき。
③保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、次の（ア）～（オ）のいずれかに該当するとき。
（ア）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
（イ）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
（ウ）反社会的勢力を不当に利用していると認められること
（エ）反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
（オ）その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
④上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき。

■制度運営および引受保険会社

・当制度はイオングッドライフクラブが生命保険会社と契約時点の約款に基づき締結した家族特約付リビング・ニーズ特約付3大疾病保障保険（団体型）契約に基づいて運営します。

引受保険会社　日本生命保険相互会社

■個人情報の取扱いに関するイオングッドライフクラブと引受保険会社からのお知らせ

●この保険契約は、イオングッドライフクラブ（以下、団体といいます。）を保険契約者とし、「イオン株式会社およびその子会社」（以下、会社といいます。）の会員を加入対象者とする企業保険です。
そのため、この保険契約の運営にあたっては、団体および会社は加入対象者の個人情報（氏名・性別・生年月日・健康状態等）を取扱い、団体がこの保険契約を締結した引受保険会社へ提出します。
団体および会社は、この保険契約の運営において入手する個人情報（個人番号を除く）を、この保険契約の事務手続きのために使用します。

●引受保険会社は受領した個人情報（個人番号を除く）を各種保険の引受け・継続・維持管理、保険金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、団体、会社等へその目的の範囲内で提供します。

●また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き団体、会社および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。
なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。

（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみに使用します。

～死亡保険金受取人・指定代理請求人の個人情報の取扱いについて～

指定された死亡保険金受取人および指定代理請求人（以下、受取人および代理人といいます。）の個人情報については、上記の加入対象者（被保険者）の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人および代理人にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

■障がいの表記

当パンフレット（三大疾病保険部分）では、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語を含め、「障害」を「障がい」と表記しています。

日本- 団-2018-707-10512-M（H30.6.6）

取　扱　内　容

■加入資格

以下の加入資格の他、「申込書兼告知書」に記載の内容を十分ご確認のうえ、お申込みください。
以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。

（本　人）　公的医療保険制度に加入しているイオングッドライフクラブ特別会員、A会員、B会員（勤続1年以上）、C会員（勤続1年以上）の方で
新規加入・増額は、年齢14歳6カ月超65歳6カ月以下の方。
継続加入は、年齢75歳6カ月以下の方。

（配偶者）　上記本人の配偶者の方で
新規加入・増額は、年齢満16歳以上65歳6カ月以下の方。
継続加入は、年齢75歳6カ月以下の方。

（こども）　上記本人と生計を一にするこどもで年齢0歳以上22歳6カ月以下の方。
ただし、加入資格のあるこどもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。
この場合、保障額は同一となります。

（ご注意）
（1）一旦加入すれば、その後病気になられても、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。
（2）本人としての加入資格を有する配偶者は、本人としてご加入ください。
（同一人が本人、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。）
（3）配偶者・こどものみで加入することはできません。
（4）配偶者は本人と同額もしくはそれ以下、こどもは配偶者と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。
（5）保険期間中に本人が死亡または脱退された場合は、配偶者・こどもも自動的に脱退となります。
（6）ご加入者が上記加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。
ただし、所定の条件のもとお手続きいただいた場合、次のとおり継続加入いただくことができます。

【退職後の継続加入について】

・本人は、中途退職・定年退職にかかわらず、退職時に加入していた保障額と同額もしくはそれ以下の保障額で、退職後も年齢75歳6カ月まで継続加入することができます。
・配偶者は、本人が退職後も継続して加入する場合には、それまでと同額もしくはそれ以下の保障額で、年齢75歳6カ月まで継続加入することができます。（ただし、本人の保障額の範囲内とします。）
・こどもは、本人が退職後も継続して加入する場合には、それまでと同額もしくはそれ以下の保障額で、年齢22歳6カ月まで継続加入することができます。（ただし、配偶者の保障額の範囲内とします。）
※本人が退職後、本人・配偶者・こどもの新規加入・増額はできません。

■保険期間

・保険期間は効力発生日～平成31年12月31日までです。
以降は毎年1月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。
ただし、募集等の結果、被保険者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約は効力を発生しません。（更新できません。）
・当保険制度は追加募集をしておりますので、1月1日（更新日）以外でも加入（＊）可能です。
・追加募集時に加入（＊）される場合は、毎月末日までにGLC団体保険コンタクトセンターへ「申込書兼告知書」をご提出ください。効力発生日は、GLC団体保険コンタクトセンターが「申込書兼告知書」を受付た日から3カ月後の月の1日となります。
（＊）保障額を増額する場合、増額部分については、加入を増額と読替えます。
※期途中での保障額の減額および脱退は原則として取扱っておりません。

■この保険契約から脱退いただく場合

・本人（主たる被保険者）が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。
・配偶者・こどもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、こどもは次の①または③に定める日にこの保険契約から脱退となります。
①本人の脱退日・死亡日
②加入資格を失われた日
③更新日にこどもが加入資格を失われている場合はその更新日の前日
・この保険契約の保障終了日は、脱退となった日の属する保険料が払込まれた期間の末日です。
（例えば、3月24日に脱退された場合、3月分保険料をお払込みいただき、3月31日が保障終了日となります。）
・この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

■配当金

・1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額（年間払込保険料から配当金を控除した金額）が軽減されます。
・脱退され、保険期間の中途で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。

■受取人

・本人（主たる被保険者）・配偶者・こどもの入院給付金・入院療養給付金・手術給付金・放射線治療給付金の受取人は本人（主たる被保険者）です。

■給付金の支払事由

【入院給付金】

・お支払いは、被保険者が保険期間中に次の①または②に定める入院をされた場合に限ります。
　①加入日（＊）以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として、2日以上継続して入院をされた場合
　　※お支払いの対象となる入院は、治療を目的として医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設に入院をされた場合に限ります。
　②骨髄幹細胞の採取術を直接の目的として、2日以上継続して入院をされた場合
　　※総合医療保険（団体型）への加入日（＊）からその日を含めて1年経過後の入院に限るものとし、その入院中に骨髄幹細胞の採取術を受けられることを要します。
　　※お支払いの対象となる入院は、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設に入院をされた場合に限ります。

（＊）その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については加入日を増額日と読替えます。以下「加入日（＊）」については同じ内容を表しています。

・お支払いは、1回の入院について62日、通算して1,095日を限度とします。
・お支払限度については、更新前後のお支払日数を通算します。
・複数回の入院をされた場合、入院給付金の型に応じて、以下のようにお取扱いいたします。

＜基本型の場合＞

入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上された場合、それぞれの入院の原因にかかわらず、それらの入院を1回の入院とみなし、お支払日数の限度を適用します。ただし、入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については新たな入院とみなします。

＜特定疾病倍額型または女性特定疾病倍額型の場合＞

①特定疾病または女性特定疾病を直接の原因とする入院の場合
入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上された場合、それぞれの入院の原因にかかわらず、それらの入院を1回の入院とみなし、お支払日数の限度を適用します。ただし、入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については新たな入院とみなします。

②不慮の事故による傷害または特定疾病以外もしくは女性特定疾病以外の疾病等を直接の原因とする入院の場合
入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上された場合、それぞれの入院の原因にかかわらず、それらの入院を1回の入院とみなし、お支払日数の限度を適用します。ただし、入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については新たな入院とみなします。

※なお、①②の入院を別々にされた場合、各々1回の入院とみなします。

・特定疾病または女性特定疾病を直接の原因として入院された場合、入院1日につき入院給付金日額を2倍にして計算した金額とします。

【入院療養給付金】

・お支払いは、入院給付金の支払われる入院をされた場合に限ります。
・すでに入院療養給付金の支払事由に該当している場合には、入院療養給付金が支払われることとなった最終の入院が開始された日からその日を含めて180日経過後に新たに開始された入院がお支払いの対象となります。
・お支払いは、通算30回を限度とします。

※お支払限度については、更新前後のお支払回数を通算します。

【手術給付金（20倍）】

・お支払いは、被保険者が保険期間中、かつ2日以上継続した入院中に次の①または②に定める手術を受けられた場合に限ります。
　①加入日（＊）以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として、所定の手術を受けられた場合
　　※お支払いの対象となる手術は、治療を目的とし、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設における手術に限ります。
　②骨髄幹細胞の採取術を受けられた場合
　　※総合医療保険（団体型）への加入日（＊）からその日を含めて1年経過後に受けられた骨髄幹細胞の採取術であることを要します。

※お支払いの対象となる手術は、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設における手術に限ります。

・同一の日に複数回の手術を受けられた場合には、1つの手術についてのみがお支払いの対象となります。

【手術給付金(5倍)】

・お支払いは、被保険者が保険期間中に次の①または②に定める手術を受けられた場合に限ります。

①加入日(*)以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として、所定の手術を受けられた場合

※お支払いの対象となる手術は、治療を目的とし、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設における手術に限ります。

②骨髄幹細胞の採取術を受けられた場合

※総合医療保険(団体型)への加入日(*)からその日を含めて1年経過後に受けられた骨髄幹細胞の採取術であることを要します。

※お支払いの対象となる手術は、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設における手術に限ります。

・同一の日に複数回の手術を受けられた場合には、1つの手術についてのみがお支払いの対象となります。この場合、手術給付金(20倍)が支払われるときは、手術給付金(5倍)のお支払いはいたしません。

・お支払いは、通算30回を限度とします。

※お支払限度については、更新前後のお支払回数を通算します。

【放射線治療給付金】

・お支払いは、加入日(*)以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に所定の施術を受けられた場合に限ります。

・お支払いの対象となる施術は、治療を目的とし、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設における施術に限ります。

・すでに放射線治療給付金の支払事由に該当している場合、放射線治療給付金が支払われることとなった最後の施術日からその日を含めて60日経過後に受けられた施術がお支払いの対象となります。

(ご注意)給付金をお支払いできないことがあります。お支払いに関する詳細は【ご加入のみなさまへ】をご覧ください。

■税務上のお取扱い

<保険料>

・実質保険料(保険料から配当金を控除した金額)は、介護医療保険料控除の対象です。

※生命保険料控除に関する税制改正を受け、平成24年1月1日以降に締結・更新する契約から新生命保険料控除制度が適用され、実質保険料は、原則として介護医療保険料控除の対象となります。生命保険料控除に関する税制改正の詳細は、以下のニッセイのホームページをご参照ください。
(http://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokojo/)

※介護医療保険料控除の対象となる実質保険料については、年末調整・確定申告時に控除証明書等にて必ずご確認ください。

※当総合医療保険以外に介護医療保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当総合医療保険のみの保険料に基づき計算されるわけではありません。

<給付金>

・入院給付金・入院療養給付金・手術給付金・放射線治療給付金は、非課税です。

※主たる被保険者が死亡された場合は、相続財産として相続税の課税対象となります。

税務の取扱い等について、平成30年3月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。
個別の税務取扱い等については、顧問税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

■制度運営および引受保険会社

・当制度はイオングッドライフクラブが生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結した家族特約付総合医療保険(団体型)契約に基づいて運営します。

引受保険会社　　日本生命保険相互会社

■制度内容の変更

・イオングッドライフクラブの福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。
また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

■法令等の改正に伴う変更

・この保険契約の支払事由、保険料その他この保険契約の内容（以下、「支払事由等」といいます。）にかかわる法令等の改正による公的医療保険制度等の改正があり、その改正がこの保険契約の支払事由等に影響を及ぼすと引受保険会社が認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この保険契約の支払事由等を変更することがあります。

■生命保険契約者保護機構

・引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。
引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、給付金額等が削減されることがあります。
なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、給付金額等が削減されることがあります。

・保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。
（お問合せ先）　生命保険契約者保護機構　TEL　03-3286-2820
月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）
午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス http://www.seihohogo.jp/

■個人情報の取扱いに関するイオングッドライフクラブと引受保険会社からのお知らせ

●この保険契約は、イオングッドライフクラブ（以下、団体といいます。）を保険契約者とし、「イオン株式会社およびその子会社」（以下、会社といいます。）の会員を加入対象とする企業保険です。そのため、この保険契約の運営にあたっては、団体および会社は加入対象者の個人情報（氏名・性別・生年月日・健康状態等）を取扱い、団体がこの保険契約を締結した引受保険会社へ提出します。団体および会社は、この保険契約の運営において入手する個人情報を、この保険契約の事務手続きのために使用します。

●引受保険会社は受領した個人情報を各種保険の引受け・継続・維持管理、給付金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、団体および会社等へその目的の範囲内で提供します。

●また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き団体・会社および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。
なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。

（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

■障がいの表記

当パンフレット（総合医療保険部分）では、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語を含め、「障害」を「障がい」と表記しています。

日本ー医ー2018ー707ー10511ーM(H30.6.6)

取　扱　内　容

	年金保険	積立保険
加入資格	・加入日現在正常に勤務されており、保険料払込期間満了日までの期間が満10年以上あるイオングッドライフクラブの特別会員およびA会員の方。（平成31年1月1日現在満50歳未満の方）	・加入日現在正常に勤務されており、保険料払込期間満了日までの期間が満2年以上あるイオングッドライフクラブの特別会員およびA会員の方。（平成31年1月1日現在満58歳未満の方）
	※保険料払込期間中に特別会員およびA会員がイオングッドライフクラブの特別会員およびA会員資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。	
責任開始期	**・責任開始日：**平成31年1月1日（ただし、半年払の責任開始は平成31年6月1日です。） 以降は「申込書兼告知書」を受付けた日から3カ月後の月の1日となります。（半年払の責任開始は月払加入日直後の6月1日または12月1日です。）	
保険料	**＜月　払＞**　1口あたり2,000円とし、最低1口以上最高50口まで加入できます。 **＜半年払＞**　1口あたり10,000円とし、最低1口以上最高50口まで加入できます。 ※一部、お取扱いしていない会社・職制があります。 詳細は、GLC団体保険コンタクトセンターまでご照会ください。 **＜退職時一時払＞**　1口あたり10,000円とし、最低1口以上最高退職時の積立金相当額まで加入できます。 ※退職時一時払の申込みは退職時となります。 ・保険料はご加入者負担です。 ・月払保険料は毎月の給与から控除します。（第1回目は1月給与から） ・半年払保険料は年2回の賞与から控除します。（第1回目は7月夏期賞与から） ・半年払・退職時一時払を活用される場合でも、月払のご加入が必要です。 ・保険料払込期間満了日：満60歳到達直後の10日とします。ただし、イオングッドライフクラブの特別会員およびA会員の方で、保険料払込期間満了日以降も正常に勤務されている方は、満了日のお手続時にお申し出があれば、満65歳到達直後の10日まで延長可能です。 ・保険料の増額は保険料払込期間満了日までの期間が満2年以上ある方に限ります。	
保険料の減額	・別表1の事由に該当する場合に限り、保険料を減額することができます。 保険料の減額のお申込みは募集期間中に限ります。（年1回のみ） ただし、月払1口・半年払1口を最低残すものとします。 保険料の減額を行っても保険料積立金を受取ることはできません。 〈別表1〉 ①災害　②疾病・障がい（親族の疾病・障がいおよび死亡を含む。）　③住宅の取得 ④教育（親族の教育を含む。）　⑤結婚（親族の結婚を含む。）　⑥債務の弁済 ⑦その他、ご加入者が保険料の拠出に支障のある場合	
保険料積立金の一部受取り（減口）	・保険料積立金の一部受取り（減口）はお取扱いできません。	・別表2の事由に該当する場合に限り、保険料積立金の一部を受取ること（減口）ができます。 なお、保険料積立金の一部受取りは最低20万円以上、1万円単位でお取扱いします。 〈別表2〉 ①災害　②疾病・障がい（親族の疾病・障がいおよび死亡を含む。）　③住宅の取得　④教育（親族の教育を含む。）　⑤結婚（親族の結婚を含む。）　⑥債務の弁済 保険料の減額、保険料の払込中断を行っても保険料積立金を受取ることはできません。
保険料の払込中断	・別表3の事由に該当する場合に限り、半年払保険料のみ、お払込みを中断することができます。（月払保険料のお払込みを中断することはできません。） お払込みの中断に期限はありません。 なお、半年払保険料の払込中断期間中に死亡された場合、半年払保険料部分の死亡加算はありません。	・別表3の事由に該当する場合に限り、保険料のお払込みを中断することができます。 （ただし、月払と半年払の両方にご加入の場合、月払保険料のお払込みのみを中断することはできません。月払のみにご加入で月払保険料のお払込みを中断する場合もしくは月払と半年払両方の保険料のお払込みを中断する場合は、お払込みの中断期限は1年です。また、半年払保険料のお払込みのみを中断する場合は、期限はありません。） なお、保険料の払込中断期間中に死亡された場合、死亡加算はありません。また、半年払保険料のみの払込中断期間中に死亡された場合、半年払保険料部分の死亡加算はありません。
	〈別表3〉 ①災害　②疾病・障がい（親族の疾病・障がいおよび死亡を含む。）　③住宅の取得 ④教育（親族の教育を含む。）　⑤結婚（親族の結婚を含む。）　⑥債務の弁済 ⑦その他、ご加入者が保険料の拠出に支障のある場合 保険料の払込中断を行っても保険料積立金を受取ることはできません。	
年金の繰延	1年単位で最長10年まで、年金の受取開始を繰延べることができます。 繰延期間中は、保険料のお払込みや保険料積立金の一部受取り（減口）はお取扱いできません。 年金保険、積立保険の両方に加入しているご加入者について、年金の受取開始を繰延される場合、繰延の開始日および満了日は両コース同一となります。	

税務上のお取扱い

年金保険

税務の取扱い等について、平成30年3月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務取扱い等については、顧問税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

拠出型企業年金保険

〔保険料〕
・年金保険のご加入者が負担された保険料は、個人年金保険料控除の対象です。

〔保険料〕
・積立保険のご加入者が負担された保険料は、個人年金保険料控除の対象ではありませんが、一般の生命保険料控除の対象です。

※当年金保険・積立保険以外に個人年金保険料控除または一般の生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した年間保険料に基づき計算されます。当年金保険・積立保険のみの年間保険料に基づき計算されるわけではありません。
※生命保険料控除に関する税制改正を受け、平成23年12月31日までに締結した保険等（旧契約）と平成24年1月1日以降新たに締結した保険等（新契約）では、生命保険料控除の適用が異なります。当年金保険／積立保険は旧契約にあたり、個人年金保険料控除または一般の生命保険料控除の対象となる新契約にご加入の場合、以下①～③のうち、控除額が最大となる方法を選択することができます。
①旧契約のみで控除額を計算
②新契約のみで控除額を計算
③旧契約と新契約を合算のうえ、控除額を計算（ただし、②の場合と同じ控除限度額が適用されます。）

〔年金・一時金〕
以下の年金・脱退一時金・保険料払込期間満了時一時金については、本人が受取人の場合のお取扱いです。

・**年金**…（公的年金等以外の）雑所得として所得税および住民税の課税対象です。

$$\text{課税対象額}=(\text{基本年金年額}+\text{増加年金年額})-\left(\text{基本年金年額}\times\frac{\text{払込保険料累計額}}{\text{基本年金受取総額（見込額）}}\right)$$

・**脱退一時金・保険料払込期間満了時一時金**…一時所得として所得税および住民税の課税対象です。

$$\text{課税対象額}=(\text{一時金額}-\text{払込保険料累計額}-50\text{万円}^{*})\times\frac{1}{2}$$

＊同年中にその他の一時所得がある場合は、一時所得の合計額から特別控除額（50万円）が控除されます。

・**遺族一時金**…相続税の課税対象です。
法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の受取一時金（法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額について）に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。

積立保険

ニッセイみらいのカタチ（総合医療保険）

〔保険料〕
・前納保険料は、介護医療保険料控除の対象です。
（前納保険料に充当される拠出型企業年金保険の積立金は、一時所得として所得税および住民税の課税対象です。）

〔給付金〕
・**入院給付金・手術給付金・放射線治療給付金**…本人が受取人の場合、非課税です。
※本人が死亡された場合は、相続財産として相続税の課税対象となります。

（定期保険特約付）一時払退職後終身保険

〔保険料〕
・一時払保険料は、一般の生命保険料控除の対象です。（一時払保険料に充当される拠出型企業年金保険の積立金は、一時所得として所得税および住民税の課税対象です。）

〔保険金〕
・**死亡保険金**…相続税の課税対象です。
法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の保険金（法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額について）に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。

・**高度障がい保険金**…本人が受取人の場合、非課税です。
※本人が死亡された場合は、相続財産として相続税の課税対象となります。

年金保険・積立保険 共通

■保険料払込期間中の給付内容

・**脱退されたとき**
脱退時点の積立金額を脱退一時金としてご加入者にお支払いします。

・**死亡されたとき**
死亡時点の積立金額に月払保険料の1倍、半年払保険料の1倍に相当する金額を加算（死亡加算）した金額を遺族一時金としてご遺族にお支払いします。
新規に加入される場合、月払保険料部分の死亡加算は加入日から、半年払保険料部分の死亡加算は6月1日と12月1日のうち、加入日の直後におとずれる日（加入日当日を含みます。）から適用されます。

■保険料払込期間満了後の給付内容

年金受取プランをご選択の場合

・次の種類の年金からいずれか1つをご選択いただき、ご加入者にお支払いします。
10年確定年金、15年確定年金、20年確定年金、15年保証期間付終身年金

≪10年確定年金、15年確定年金、20年確定年金≫

・**年金受取期間中**
10年間、15年間、20年間、ご加入者に年金をお支払いします。
ただし、ご加入者が年金受取期間中に死亡された場合には、ご遺族に残存受取期間の年金をお支払いするか、年金にかえて残存受取期間に対応する年金原資をお支払いします。

・**年金受取期間中に一時金でのお受取りを希望された場合**
年金受取期間中の一時金受取りについては、残存受取期間に対応する年金原資をお支払いします。

≪15年保証期間付終身年金≫

・**保証期間中**
15年間、ご加入者に年金をお支払いします。
ただし、ご加入者が保証期間中に死亡された場合には、ご遺族に残存保証期間の年金をお支払いするか、年金にかえて残存保証期間に対応する年金原資をお支払いします。

・**保証期間経過後**
保証期間経過後はご加入者が生存されている限り年金をお支払いします。

・**保証期間中に一時金でのお受取りを希望された場合**
保証期間中の一時金受取りについては、残存保証期間に対応する年金原資をお支払いします。（終身期間部分の一時金のお取扱いはできません。）
15年の保証期間経過後にご加入者ご自身が生存されているときは、年金のお受取りが再開されます。（ただし、年金受取再開後の一時金のお取扱いはできません。）

・年金の開始は保険料払込期間満了日ですが、実際のお支払いは、年4回3月、6月、9月、12月の各1日にそれまでの3カ月分をまとめてお支払いします。
・積立保険の年金月額が10,000円未満の場合、年金にかえて一時金でのお受取りとなります。
・年金でのお受取りにかえて一時金で受取ることもできます。また、積立保険のご加入者は次の個人保険へのご契約をご選択いただくこともできます。（ただし、健康状態等によってはご契約いただくことができない場合があります。また、（定期保険特約付）一時払退職後終身保険については，退職時の運用環境ならびに市中金利動向次第でご契約できない場合があります。）
ニッセイみらいのカタチ（総合医療保険）、（定期保険特約付）一時払退職後終身保険

■受取人

・年金、保険料払込期間満了時一時金、および脱退一時金の受取人はご加入者本人とします。
・遺族一時金の受取人はご遺族（※）とします。
（※）遺族とは、労働基準法施行規則第42条～第45条に定める遺族補償の範囲および順位によるものとします。
なお同順位の方が2名以上となる場合には、そのうち最年長者を代表者として選定し、その方にお支払いします。
遺族一時金の受取人が故意にご加入者を死亡させたとき、その受取人が受取ることになっていた遺族一時金については、その受取人にはお支払いせず、ご加入者の他の法定相続人にお支払いします。
また、年金の継続受取人が故意に年金受給者を死亡させたとき、年金の継続受取人が受取ることになっていた年金については、その継続受取人にはお支払いせず、未支払いの年金原資を年金受給者の他の法定相続人にお支払いします。

■配当金

・年金受取開始後に配当金が生じた場合、年金の増額（増加年金）にあてられます。
・保険料払込期間中に配当金が生じた場合、積立金の積増にあてられます。
・毎年の配当金の水準は、引受保険会社におけるお支払時期の前年度決算によって変動します。また、決算実績によっては、配当金をお受取りになれない場合もあります。
※年度途中で脱退される場合、その年度の配当金はお受取りになれません。

■制度運営および引受保険会社

・当制度はイオングッドライフクラブが生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約・（定期保険特約付）一時払退職後終身保険・ニッセイみらいのカタチ（総合医療保険）に関する事務取扱協定に基づいて運営します。
・この拠出型企業年金保険契約は下記の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行いますが、引受保険会社はそれぞれの引受割合（平成30年3月1日現在）に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

引受保険会社　日本生命保険相互会社（72.5%）（事務幹事会社）
ジブラルタ生命保険株式会社（13.0%）
明治安田生命保険相互会社（8.0%）
第一生命保険株式会社（6.5%）

なお、引受保険会社各社の配当実績等により、年金・一時金支払いの引受割合が上記の引受割合と異なる場合があります。

■基礎率（予定利率・予定死亡率等）の変更

・引受保険会社は、金利水準の低下その他の著しい経済変動等、この保険契約の締結の際予見しえない事情の変更により特に必要と認めた場合には、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより、主務官庁に届け出たうえで基礎率（予定利率・予定死亡率等）を変更することがあります。

■制度内容の変更

・イオングッドライフクラブの福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。
また、これに伴い、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

■生命保険契約者保護機構

・引受保険会社各社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。
引受保険会社各社の業務もしくは財産の状況の変化により、年金額・一時金額・保険金額・給付金額等が削減されることがあります。
なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社各社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、年金額・一時金額・保険金額・給付金額等が削減されることがあります。
・保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。
（お問合せ先）　生命保険契約者保護機構　TEL　03-3286-2820
月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）
午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス http://www.seihohogo.jp/

■個人情報の取扱いに関するイオングッドライフクラブと引受保険会社からのお知らせ

●この保険契約は、イオングッドライフクラブ（以下、団体といいます。）を保険契約者とする企業保険です。
そのため、この保険契約の運営にあたっては、団体は加入対象者の個人情報（氏名・性別・生年月日・健康状態等）を取扱い、団体がこの保険契約を締結した引受保険会社（共同引受会社を含みます。以下同じ。）へ提出します。
団体は、この保険契約の運営において入手する個人情報（個人番号を除く）を、この保険契約の事務手続きのために使用します。
●引受保険会社は受領した個人情報（個人番号を除く）を各種保険の引受け・継続・維持管理、年金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、団体および他の引受保険会社等へその目的の範囲内で提供します。
●また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き団体および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。
なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。
（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。
個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみに使用します。

■障がいの表記

当パンフレット（年金保険・積立保険部分）では、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語を含め、「障害」を「障がい」と表記しています。

積立保険

医療保障プランをご選択の場合
＜ニッセイみらいのカタチ（総合医療保険）＞

※日本生命保険相互会社の個人保険です。

■保険料払込期間満了後のお取扱い

・拠出型企業年金保険に保険料払込期間満了日（定年退職日）直前まで2年以上継続してご加入いただく方は、拠出型企業年金保険の保険料払込期間満了直前（定年退職直前）に医療保障プランをご選択いただくことで、ニッセイみらいのカタチ（総合医療保険）をご契約いただくことができます。
・ご契約にあたっては健康状態等について告知が必要です。
・健康状態や既にご契約いただいている商品の状況によっては、ご契約いただくことができない場合や、一部の保障をお引受けできず、条件付でご契約いただく場合があります。
・下記保障内容は平成30年3月1日時点での約款に基づいておりますが、実際にご契約される際は、その時点のニッセイみらいのカタチ（総合医療保険）の約款を適用します。また、保険料はご契約時の契約年齢・料率により計算し、料率が改定された場合には保険料は変動することがあります。

契約形態

・当ニッセイみらいのカタチ（総合医療保険）は、拠出型企業年金保険のご加入者をご契約者および被保険者とし、以後は団体代表者を経由せず日本生命保険相互会社が事務を直接取扱う契約です。

契約日

・当ニッセイみらいのカタチ（総合医療保険）のご契約日は申込日です。ただし、ご契約に際しての告知が申込日の翌日以降となった場合は告知日がご契約日となります。

保険期間とお支払事由

給付金のお支払いにあたっては、原因となる傷病や不慮の事故が責任開始時以後に生じることが必要です。

保険期間	お支払事由の概要	お支払いする給付金	お支払限度
70歳まで（*）	病気やケガ等による1泊2日以上の入院	災害入院給付金 入院給付日額5,000円×入院日数	「災害入院給付金」「疾病入院給付金」それぞれについて 1入院：124日／ 通　算：1,095日
		疾病入院給付金 入院給付日額5,000円×入院日数	
	公的医療保険制度対象の所定の手術等※	手術給付金（20倍） 入院給付日額5,000円×20 （1泊2日以上の入院中の場合）	－
		手術給付金（5倍） 入院給付日額5,000円×5 （外来または日帰り入院中の場合）	通　算：30回
		放射線治療給付金 入院給付日額5,000円×10	通　算：なし （60日の間に1回）

（*）保険期間は満70歳を超えて最初に迎える契約応当日の前日までです。

※一部お支払いの対象外となる手術があります。

・むちうち症や腰痛で他覚所見のないもの（原因を問いません）等、給付金をお支払いできない場合があります。
・骨髄幹細胞の採取のための入院・手術は、責任開始日から1年経過後の入院・手術についてお支払いします。
・各入院給付金について、それぞれのお支払事由に該当する入院を2回以上された場合、初回入院の退院日の翌日から180日以内に開始した次の入院は、原因を問わず1入院とみなします。
・疾病・災害入院給付金におけるそれぞれのお支払日数の限度は、1回の入院につき124日、通算1,095日となります。
・災害入院給付金、疾病入院給付金のお支払事由が重複した場合は、疾病入院給付金を優先してお支払いします。
・手術給付金（放射線治療給付金）は、公的医療保険制度によって手術料（放射線治療料）の算定対象として列挙されている手術（施術）、または先進医療に該当する手術（放射線治療・温熱療法）を受けられたときにお支払いします。ただし、一部お支払いの対象とならない手術があります。

＜対象外の手術の例＞

「創傷処理」「皮膚切開術」「デブリードマン」「骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術」「外耳道異物除去術」「鼻内異物摘出術」「抜歯手術」等

・手術給付金（外来・日帰り入院中の場合）の通算のお支払限度は、30回となります。

保険料

・保険料は年払とし、全保険期間分を、拠出型企業年金保険の保険料払込期間満了時積立金によって前納していただきます。

解約払戻金

・当医療保険には解約払戻金はありません。

契約年齢

・当医療保険に関する年齢は「契約年齢」で記載しております。
※当医療保険における「契約年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は切捨てます。
〔例〕60歳7カ月の被保険者の方の契約年齢は60歳になります。
なお、ご契約後の被保険者の年齢は、契約年齢に毎年の契約日に対応する日（契約応当日）ごとに1歳を加えて計算しております。
・ご契約時における被保険者の契約年齢は、契約日に基づいて計算します。

●当パンフレットに記載のお支払事由等は、概要や代表事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項につきましては「ご契約のしおり－定款・約款」に記載されております。
●当医療保険のお申込みにあたっては「ご契約のしおり－定款・約款」「特に重要なお知らせ（『契約概要』『注意喚起情報』を含みます。）」を必ずご確認ください。

積立保険

重点保障型終身保障プラン・終身保障プランをご選択の場合
<(定期保険特約付)一時払退職後終身保険>

※日本生命保険相互会社の個人保険です。

■保険料払込期間満了後のお取扱い

・拠出型企業年金保険に保険料払込期間満了日(定年退職日)直前まで2年以上継続してご加入いただいた方は、拠出型企業年金保険の保険料払込期間満了時(定年退職時)に終身保障プランまたは重点保障型終身保障プランをご選択いただくことで、(定期保険特約付)一時払退職後終身保険(以下、「終身保険」といいます。)をご契約いただくことができます。
・ご契約にあたっては健康状態等について告知または診査が必要です。
・健康状態や既にご契約いただいている商品の状況によっては、ご契約いただくことができない場合があります。
・下記保障内容は平成30年3月1日時点での約款に基づいておりますが、実際にご契約される際は、その時点の終身保険の約款を適用します。また、保険料はご契約時の契約年齢・料率により計算し、料率が改定された場合には保険料は変動することがあります。また、退職時の運用環境ならびに市中金利動向次第でご契約できない場合があります。

契約形態

・当終身保険は、拠出型企業年金保険のご加入者をご契約者および被保険者とし、以後は団体代表者を経由せず日本生命保険相互会社が事務を直接取扱う契約です。

契約日

・当終身保険のご契約日は保険料払込期間満了日(定年退職日)の翌日です。ただし、ご契約に際しての告知または診査が保険料払込期間満了日(定年退職日)の翌日以降となった場合は告知または診査日がご契約日となります。

保険期間、お支払事由および保険金額

主契約・特約区分	保険期間	お支払事由の概要	契約時設定可能な保険金額
主契約	終身	死亡保険金 死亡されたとき	死亡・高度障がい保険金額は、最高3,000万円、最低100万円とします。 ※定期保険特約の保険金額も含みます。また、定期保険特約の保険金額は主契約と同額とします。
定期保険特約	10年間	高度障がい保険金 所定の高度障がい状態になられたとき	

・高度障がい保険金のお支払いにあたっては、原因となる傷病が責任開始時以後に生じた場合に限ります。また、高度障がい保険金が支払われた場合は、ご契約は消滅し、以後の保険金のお支払いはありません。

保険料

・拠出型企業年金保険の保険料払込期間満了(定年退職)時積立金が主契約と定期保険特約のそれぞれの一時払保険料(充当保険料)にあてられます。
・当終身保険のご契約時の積立金が保険金額3,000万円の一時払保険料(充当保険料)を超える等により残額が生じる場合には、その残額を精算金としてお支払いします。

解約払戻金

・当終身保険には解約払戻金があります。解約払戻金は、払込保険料よりも少ない金額となる場合があります。(特に、定期保険特約の解約払戻金額は、期間によってはまったくないか、あってもごく少額です。)

契約年齢

・当終身保険に関する年齢は「契約年齢」で記載しております。
※当終身保険における「契約年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。
〔例〕60歳7カ月の被保険者の方の契約年齢は61歳になります。
なお、ご契約後の被保険者の年齢は、契約年齢に毎年の契約日に対応する日(契約応当日)ごとに1歳を加えて計算しております。
・ご契約時における被保険者の契約年齢は、契約日に基づいて計算します。

●当パンフレットに記載のお支払事由等は、概要や代表事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項につきましては「ご契約のしおり−定款・約款」に記載されております。
●当終身保険のお申込みにあたっては「ご契約のしおり−定款・約款」「特に重要なお知らせ(『契約概要』『注意喚起情報』を含みます。)」を必ずご確認ください。

日本−企−2018−707−10510−M(H30.6.6)

団体生命保険【契約概要】

団体定期保険

この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。
お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
また、「契約概要」に記載の保障内容等は、概要を示しています。その他詳細につきましては、パンフレット・「注意喚起情報」・「正しく告知いただくために」等を必ずご参照ください。

ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容がニーズ（ご意向）に合致しているか、お申込み前に必ずご確認ください。

1.この保険の特徴

●この保険は、団体を契約者とし、その所属員等のうち希望される方にご加入いただく団体保険です。
●保険期間1年の定期保険で、原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により継続してご加入いただくことができます。
●ご加入者（被保険者）の死亡・高度障がいに対する保障を確保できます。
●保険料は毎年算出し、更新日から適用します。
●この保険には、団体が保険料を負担し、所定の所属員等をご加入者（被保険者）、その遺族を受取人とする保障が付保されています。

しくみ図（イメージ）

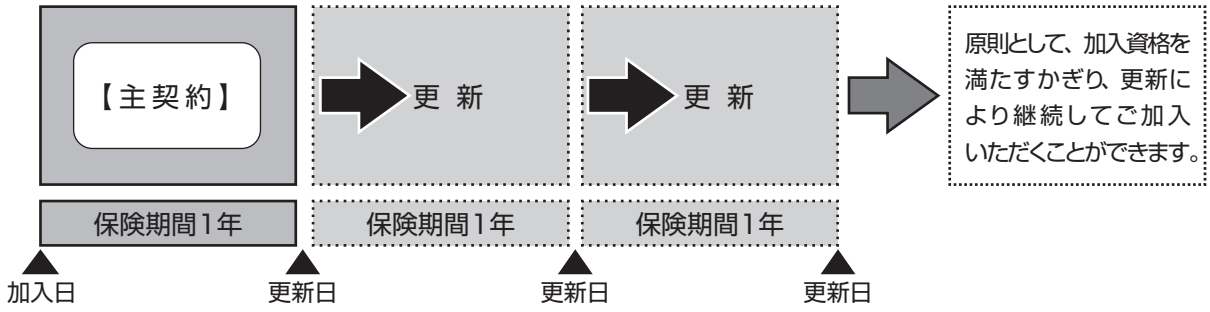

2.主な保障内容と保障額

以下の場合に、保険金をお支払いします。

【主契約】

死亡保険金	保険期間中に、死亡された場合
高度障がい保険金	保険期間中に、加入日（＊）以後の病気またはケガによって、所定の高度障がい状態になられた場合

（＊）保障額を増額する場合、増額部分については、加入日を増額日と読替えます。

※死亡保険金・高度障がい保険金のいずれかのお受取りがある場合、保障は終了します。
死亡保険金と高度障がい保険金は、重複してお受取りになれません。

※保障額の詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

3.保険料

●保険料は、毎年の更新時に、ご加入者（被保険者）の加入状況等に基づき、契約（団体）ごとに算出し、変更します。
※保険料の詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

4.加入資格

本　　人：団体の所属員等で新規加入（増額）は、年齢14歳6カ月超65歳6カ月以下の方。
継続加入は、年齢75歳6カ月以下の方。

配 偶 者：本人の配偶者で新規加入（増額）は、年齢満16歳以上65歳6カ月以下の方。
継続加入は、年齢75歳6カ月以下の方。

こ ど も：本人の扶養するこどもで年齢2歳6カ月超22歳6カ月以下の方。

※配偶者･こどものみで加入することはできません。
※年齢は効力発生日現在の年齢です。
※加入資格の詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

5.保険期間

●保険期間は効力発生日～平成31年12月31日までです。
以降は毎年1月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。
※実際に加入される方の保険期間、更新の条件の詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

6.受取人

●受取人の詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

7.配当金

●1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額（年間払込保険料から配当金を控除した金額）が軽減されます。
※ご加入や脱退の時期等により配当金をお受取りになれない場合があります。

8.脱退による払戻金

●この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

9.制度運営および引受保険会社

●当制度は、契約者である団体が生命保険会社と締結した団体定期保険契約に基づいて運営します。
※引受保険会社の詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

10.ご相談窓口等

●お手続きや当制度の内容に関するご照会･苦情につきましては、パンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。（なお、引受保険会社へのご要望･苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。）
●この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
●一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話･文書（電子メール･FAXは不可）･来訪により生命保険に関するさまざまなご相談･照会･苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
（「生命保険相談所」･「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス　http://www.seiho.or.jp/　をご覧ください。）
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

【契約者】イオングッドライフクラブ　【事務幹事会社】日本生命保険相互会社　　日本一団－2018－707－10509－M(H30.6.6)　団① JP

特にご注意いただきたい事項【注意喚起情報】

団体定期保険

この「注意喚起情報」は、ご加入(＊)のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また、お支払事由等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、パンフレット・「契約概要」・「正しく告知いただくために」等を必ずご参照ください。

(＊)保障額を増額する場合、増額部分については、ご加入を増額、加入日を増額日と読替えます。

1.クーリング・オフ

●この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入(＊)のお申込みにはクーリング・オフの適用はありません。

2.告知に関する重要事項

●健康状態等について、被保険者となられる方ご本人が事実のありのままを、正確にもれなく告知してください。(これを告知義務といいます。)
傷病歴等があった場合でも、全てのご加入(＊)のお申込みをお断りするものではありません。

●引受保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)、団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことになりません。必ず指定された書面(「申込書兼告知書」等)にて告知してください。

●告知義務に違反された場合は、ご加入(＊)を解除させていただき、保険金をお支払いできないことがあります。

●後日、保険金をご請求の際に、告知内容等を確認させていただくことがあります。
※告知に関しては、「正しく告知いただくために」にて必ず詳細をご確認ください。

3.責任開始期

●引受保険会社がご加入(＊)を承諾した場合、所定の加入日(＊)から保険契約上の責任を負います。
ただし、被保険者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約は効力を発生しません。(更新できません。)
※所定の加入日(＊)については、「申込書兼告知書」、またはパンフレット等に記載された「効力発生日」です。

●引受保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)には、ご加入(＊)を承諾する権限がありません。

4.保険金をお支払いしない場合等

●次のような場合、保険金をお支払いしないことがあります。
例えば、

(1)次のいずれかにより保険金の支払事由に該当した場合
・加入日(＊)からその日を含めて1年以内の被保険者の自殺によるとき
・保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意によるとき
・戦争その他の変乱によるとき

(2)高度障がい状態の原因となる傷病が加入日(＊)前に生じている場合
・高度障がい保険金のお支払いは、その原因となる傷病が加入日(＊)以後に生じた場合に限ります

(3)告知義務違反による解除(注)の場合
・引受保険会社が告知を求めた事項について保険契約者または被保険者から告知していただいた内容が、故意または重大な過失によって事実と相違し、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が告知義務違反により解除されたとき

(4)詐欺による取消(注)の場合
・保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消されたとき(この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。)

(5)不法取得目的による無効(注)の場合
・保険契約者または被保険者に保険金の不法取得目的があって、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が無効とされたとき(この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。)

(6)保険契約が失効(注)した場合
・保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき

(7)重大事由による解除(注)の場合
次のような事由に該当し、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が解除されたとき
ただし、以下の③の事由にのみ保険金受取人だけが該当した場合で、複数の保険金受取人のうちの一部の保険金受取人が以下の③の事由に該当したときに限り、保険金のうち、その保険金受取人にお支払いすることとなっていた保険金を除いた額を、他の保険金受取人にお支払いします。
① 保険契約者、被保険者(死亡保険金の場合は被保険者を除きます。)または保険金受取人が保険金(死亡保険金の場合は、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。)を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき
② この保険契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があったとき
③保険契約者、被保険者または保険金受取人が、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するとき
(ア)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること

（イ）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
（ウ）反社会的勢力を不当に利用していると認められること
（エ）反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
（オ）その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
④上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき

（注）解除、取消、無効または失効の場合、ご加入を継続できません。

5.この保険契約から脱退いただく場合

●本人（主たる被保険者）が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。
●本人の配偶者・こどもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、こどもは次の①または③に定める日にこの保険契約から脱退となります。
①本人の脱退日・死亡日、本人について高度障がい保険金が支払われた場合には、本人が高度障がい状態に該当された日
②加入資格を失われた日
③更新日にこどもが加入資格を失われている場合はその更新日の前日
●この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。
●退職等の事由により脱退される場合、2年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に加入できます。詳細はパンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。

6.制度内容の変更

●団体の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

7.共同取扱契約

●この団体定期保険契約が共同取扱契約の場合（この団体定期保険契約を複数の引受保険会社でお引受けしている場合）は、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行いますが、引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。
なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

8.生命保険契約者保護機構

●引受保険会社は生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額等が削減されることがあります。
●保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。
（お問合せ先）　生命保険契約者保護機構　TEL　03-3286-2820
月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）　午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス　http://www.seihohogo.jp/

9.保険金のお支払いに関する留意事項

●お支払事由が発生する事象、保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、パンフレット等に記載しておりますので、ご確認ください。なお、保険金のご請求は、団体経由で行っていただく必要があります。ご請求に応じて、保険金をお支払いする必要がありますので、保険金のお支払事由が生じた場合だけでなく、保険金のお支払いの可能性があると思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに団体のご相談窓口にご連絡ください。
●保険金のお支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、他の保険金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
●保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等の事例については、以下のニッセイのホームページをご参照ください。
（http://www.nissay.co.jp/hojin/oshirase/hokinuketori/）

10.ご相談窓口等

●お手続きや当制度の内容に関するご照会・苦情につきましては、パンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。
（なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。）
●この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
●一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
（「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス　http://www.seiho.or.jp/　をご覧ください。）
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

三大疾病保険　ご契約の概要について（契約概要）

3大疾病保障保険（団体型）

この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
また、「契約概要」に記載の保障内容等は、概要を示しています。
その他詳細につきましては、パンフレット・「注意喚起情報」・「正しく告知いただくために」等をご参照ください。

ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容がニーズ（ご意向）に合致しているか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険の特徴

- この保険は、団体を契約者とし、その所属員等のうち希望される方にご加入いただく団体保険です。
- 保険期間1年の定期保険で、原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により継続してご加入いただくことができます。
- ご加入者（被保険者）の所定の３大疾病・死亡に対する保障を確保できます。
- 保険料は毎年算出し、更新日から適用します。

しくみ図（イメージ）

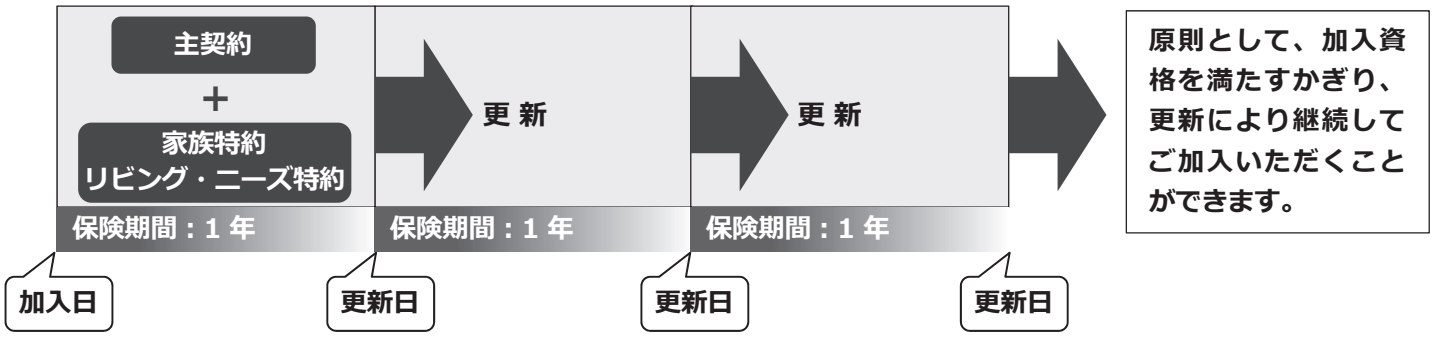

主な保障内容と保障額

〔主契約および家族特約〕

- 被保険者が保険期間中に次のお支払事由に該当された場合、保険金をお支払いします。

	お支払事由		お支払額
３大疾病保険金	**①がん（悪性新生物）**	加入日（＊）前を含めて初めてがん（悪性新生物）と診断確定されたとき（加入日（＊）から９０日以内に診断確定された場合を除く）	保険金額
	②急性心筋梗塞	加入日（＊）以後の疾病を原因として、急性心筋梗塞を発病し、次の（１）または（２）に該当したとき （１）初めて医師の診療を受けた日から６０日以上労働の制限を必要とする状態が継続したと診断されたとき （２）急性心筋梗塞の治療のための手術を受けたとき	
	③脳卒中	加入日（＊）以後の疾病を原因として、脳卒中を発病し、次の（１）または（２）に該当したとき （１）初めて医師の診療を受けた日から６０日以上他覚的な神経学的後遺症が継続したと診断されたとき （２）脳卒中の治療のための手術を受けたとき	
上皮内新生物診断保険金	加入日（＊）前を含めて初めてがん（上皮内新生物等）と診断確定されたとき（加入日（＊）から９０日以内に診断確定された場合を除く）		保険金額の１０％
死亡保険金	死亡されたとき		保険金額

※３大疾病保険金・死亡保険金のいずれかのお支払いがある場合、保障は終了します。
※３大疾病保険金と死亡保険金を重複してお支払いすることはありません。
※上皮内新生物診断保険金をお支払いした後も、３大疾病保険金・死亡保険金はお支払いの対象となります。
※がんの診断確定とは、がんに罹患し医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたことをいいます。
※急性心筋梗塞、脳卒中を発病しただけでは支払事由に該当せず、３大疾病保険金はお支払いできません。
※所定の高度障がい状態該当時に死亡保険金にかえてお支払いする高度障がい保険金等の取扱いはありません。
※上皮内新生物診断保険金は１回限りのお支払いとなります。更新する場合も、更新前後を通算して１回限りです。

（＊）その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分について「加入日」を「増額日」と読替えます。

「がん」の表記について	「がん（悪性新生物）」は、「別表1　対象となる悪性新生物」に定める「悪性新生物」をいい、「上皮内新生物」および「皮膚のその他の悪性新生物（皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚の悪性新生物）」は含みません。 「がん（上皮内新生物等）」は、「別表4　対象となる上皮内新生物等」に定める「上皮内新生物」および「皮膚のその他の悪性新生物（皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚の悪性新生物）」をいいます。 「がん」は「がん（悪性新生物）」と「がん（上皮内新生物等）」をあわせたものをいいます。

〔リビング・ニーズ特約〕

	お支払事由	お支払額
リビング・ニーズ特約の特約保険金	余命が６カ月以内と判断されるとき	死亡保険金のうち、保険金の受取人が指定した保険金額

※保険料の追加負担はありません。
※保険金のご請求額はご加入の保険金額内であれば、ご請求時に１００万円単位で自由に設定できます。

●詳細は、パンフレット等の該当箇所を必ずご確認ください。

保険料

●保険料は、毎年の更新時に、ご加入者（被保険者）の加入状況等に基づき、契約（団体）ごとに算出し、変更します。
●詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

保険期間

●詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

加入資格

●詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

受取人

●詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

配当金

●この保険契約には、お払込みいただいた保険料に対する配当金はありません。

脱退による払戻金

●この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

制度運営および引受保険会社

●当制度は、契約者である団体が生命保険会社と締結した家族特約付リビング・ニーズ特約付3大疾病保障保険（団体型）契約に基づいて運営します。
●詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

ご相談窓口・指定紛争解決機関

●ご照会・苦情につきましては、パンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。（なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。）
●この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。詳細につきましては、別添の「注意喚起情報」をご覧ください。

契約者　イオングッドライフクラブ
引受保険会社　日本生命保険相互会社
日本ー団ー2018ー707ー10512ーM（H30.6.6）３疾②家リ簡

特にご注意いただきたい事項（注意喚起情報）

３大疾病保障保険（団体型）

この「注意喚起情報」は、ご加入（＊）のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、お支払事由等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、パンフレット・「契約概要」・「正しく告知いただくために」等を必ずご参照ください。

（＊）保険金額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」、「加入日」を「増額日」と読替えます。

クーリング・オフ

●この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入（＊）のお申込みにはクーリング・オフの適用はありません。

告知に関する重要事項

告知の義務

●健康状態等について、被保険者となられる方ご本人が事実のありのままを、正確にもれなく告知してください。（これを告知義務といいます。）
傷病歴等があった場合でも、全てのご加入（＊）のお申込みをお断りするものではありません。

●引受保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）、団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことになりません。必ず指定された書面（「申込書兼告知書」等）にて告知してください。

正しく告知いただけない場合の取扱い

●告知義務に違反された場合は、ご加入（＊）を解除させていただき、保険金をお支払いできないことがあります。

告知内容等の確認

●後日、保険金をご請求の際に、告知内容等を確認させていただくことがあります。

●「正しく告知いただくために」にて必ず詳細をご確認ください。

責任開始期

●引受保険会社がご加入（＊）を承諾した場合、所定の加入日（＊）から保険契約上の責任を負います。
ただし、被保険者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約は効力を発生しません。（更新できません。）
※所定の加入日（＊）については、「申込書兼告知書」、またはパンフレット等に記載された「効力発生日」です。

●引受保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）には、ご加入（＊）を承諾する権限がありません。

高度障がい保険金等について

●この保険には、所定の高度障がい状態該当時に死亡保険金にかえてお支払いする高度障がい保険金等の取扱いはありません。

保険金をお支払いしない主な場合

●次のような場合、保険金をお支払いしないことがあります。

【主契約および家族特約】

●次のいずれかによる場合
・加入日（＊）前または加入日（＊）からその日を含めて９０日以内に所定のがんと診断確定されているとき
・急性心筋梗塞・脳卒中による３大疾病保険金のお支払いについて、原因となる疾病が加入日（＊）前に生じているとき

●次のいずれかにより保険金の支払事由に該当した場合
・加入日（＊）からその日を含めて１年以内の被保険者の自殺によるとき
・保険契約者、死亡保険金受取人の故意によるとき
・戦争その他の変乱によるとき

【リビング・ニーズ特約】

●次のいずれかにより保険金の支払事由に該当した場合
・保険契約者、被保険者、指定代理請求人の故意によるとき
・戦争その他の変乱によるとき

【すべての保険金】

●告知義務違反による解除の場合

●詐欺による取消の場合

●不法取得目的による無効の場合

●保険契約が失効した場合

●重大事由による解除の場合

※詳細は、パンフレット等に記載しておりますのでご確認ください。

この保険契約から脱退いただく場合

●この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。
●詳細は、パンフレット等に記載しておりますので、ご確認ください。

制度内容の変更

●団体の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付加特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

生命保険契約者保護機構

●引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額等が削減されることがあります。
●保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

〈 お問合せ先 〉
生命保険契約者保護機構
TEL　03－3286－2820
月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）
午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス　http://www.seihohogo.jp/

保険金のお支払いに関する留意事項

●お支払事由が発生する事象、保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、パンフレット等に記載しておりますので、ご確認ください。なお、保険金のご請求は、団体経由で行っていただく必要があります。
ご請求に応じて、保険金をお支払いする必要がありますので、保険金のお支払事由が生じた場合だけでなく、保険金のお支払いの可能性があると思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに団体のご相談窓口にご連絡ください。
●保険金のお支払事由が生じた場合、ご加入（＊）の契約内容によっては、他の保険金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
●保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等の事例については、以下のニッセイのホームページをご参照ください。

ニッセイホームページ
http://www.nissay.co.jp/hojin/oshirase/hokinuketori/

指定代理請求人によるご請求に関する留意事項

●３大疾病保険金・上皮内新生物診断保険金・リビング・ニーズ特約の特約保険金について、受取人がご請求できない特別の事情がある場合、被保険者があらかじめ指定した指定代理請求人が団体を経由してご請求することができます。
詳しくはパンフレットの「指定代理請求人によるご請求」の項目に記載しておりますので、ご確認ください。
●指定代理請求人を指定されている場合は、指定代理請求人に対しお支払事由および代理請求できる旨、お伝えください。

ご相談窓口・指定紛争解決機関

●ご照会・苦情につきましては、パンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。（なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。）
●この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
●一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・ＦＡＸは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス http://www.seiho.or.jp/ をご覧ください。）
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として１カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

引受保険会社　日本生命保険相互会社
K2015-487　ｷﾎﾂL201LK　日本-団基-28-4　H28.2　３疾②家リ

正しく告知いただくために　３大疾病保障保険（団体型）

生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態のよくない方等が無条件にご加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。
この保険への新たなご加入もしくは保険金額の増額のお申込みをお引受けできるのは、「申込書兼告知書」に記載の「質問事項」に対する答えが全て「いいえ」となる方です。以下に、被保険者となられる方に正しく告知いただくための重要な事項について記載しておりますので、お申込みいただく前に必ずご確認ください。

健康状態等について、　被保険者ご本人がありのままを告知してください。（告知義務）

●現在および過去の健康状態等について、ありのままをお知らせいただくことを告知といいます。
この保険に新たにご加入もしくは保険金額の増額をお申込みいただく際には、加入申込者ご本人に告知（確認）いただく義務があります。

●過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）、現在の健康状態について、「申込書兼告知書」でおたずねすることを十分ご確認のうえ、お申込みください。

●告知にあたり、生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）が、傷病歴や健康状態等について、事実を告知いただかないよう依頼や誘導をすることはありません。

生命保険会社の職員等に口頭でお伝えいただいただけでは告知されたことになりません。

●告知をお受けできる権限（告知受領権）は、生命保険会社が有しています。必ず指定された書面（「申込書兼告知書」等）にて告知いただくようお願いいたします。

●生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

傷病歴等があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。

●生命保険会社では、契約者間の公平性を保つため、被保険者の健康状態等に応じたお引受けの判断を行っていますが、傷病歴があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。詳細については、「『申込書兼告知書』の質問事項とその補足説明」をご確認ください。

告知義務に違反された場合は、ご加入・増額等のお申込内容を解除させていただき、保険金をお支払いできないことがあります。

●告知いただく事項は、「申込書兼告知書」等に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知いただけなかったり、事実と異なることを告知された場合、責任開始日から1年以内であれば、生命保険会社は「告知義務違反」としてお申込みいただいた内容を解除することがあります。（＊）

●責任開始日から1年を経過していても、保険金のお支払事由が１年以内に発生していた場合（責任開始時前に原因が生じていたことにより、保険金のお支払いが行われない場合を含みます。）には、お申込みいただいた内容を解除することがあります。

●お申込みいただいた内容を解除した場合には、保険金のお支払事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、すでにお払込みいただいた保険料は払戻しません。（ ただし、保険金のお支払事由発生が解除の原因となった事実にもとづかない場合には、保険金のお支払いをいたします。）

（＊）告知にあたり、生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）が、傷病歴や健康状態等について告知をすることを妨げた場合、告知をしないことを勧めた場合、または事実と異なることを告げることを勧めた場合、生命保険会社はお申込みいただいた内容を解除することはできません。こうした、生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）の行為がなかった場合でもご契約者または被保険者が、生命保険会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実と異なることを告知したと認められる場合、生命保険会社は、お申込みいただいた内容を解除することがあります。

※「告知義務違反」としてお申込内容を解除させていただく場合以外にも、保険金をお支払いできないことがあります。たとえば、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、上記にかかわらず、詐欺による取消を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、すでにお払込みいただいた保険料は払戻しません。また、急性心筋梗塞・脳卒中による３大疾病保険金については、原因となる疾病が責任開始日前に生じている場合は、過去の病歴（病名、治療期間等）、健康状態等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません。

後日、告知内容等を確認させていただくことがあります。

●生命保険会社の職員または生命保険会社で委託した者が、保険金のご請求の際、お申込内容、告知内容、請求内容について、確認させていただくことがあります。また、被保険者を診療した医師等に対し、病状等について照会・確認させていただくことがあります。

「申込書兼告知書」の質問事項とその補足説明

●新規加入・増額する申込者それぞれがパンフレット等に記載の加入資格を満たしていること、および「申込書兼告知書」の裏面（＊）に記載されている質問事項をご確認のうえ、告知ください。

（＊）「申込書兼告知書」によっては、質問事項が裏面ではなく表面に記載されている場合もあります。

●主契約の被保険者（本人）が新規加入・増額する申込者の告知内容（質問事項に対する答え）をとりまとめのうえ、「申込書兼告知書」の該当箇所にとりまとめ結果を記入のうえ、ご提出ください。

●「申込書兼告知書」をご提出いただく際には、加入勧奨時に通知・配付された説明資料等に記載された重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」を含む）ならびに個人情報の取扱い等を必ずご確認いただき、告知内容が事実に相違ないことを確認のうえ、「申込印（告知印）」欄に押印ください。

●「申込書兼告知書」に記載の「質問事項」は以下のとおりです。

◎「申込書兼告知書」の質問事項

1. 今までに、がん（肉腫、白血病、リンパ腫、上皮内がん）と診断されたことがありますか。
2. 申込日現在、健康上の理由で就業制限＊1を受けていますか。（主契約の被保険者のみ）
3. 申込日から過去３カ月以内に、医師による診療（問診・診察・検査・治療・投薬）を受けたことがありますか。
4. 申込日から過去５年以内に、病気やけがで手術を受けたこと、または７日以上にわたり＊２、医師による診療（問診・診察・検査・治療・投薬）を受けたことがありますか。

補足説明

＊1「就業制限」とは、勤務先または医師等により欠勤（公休・普通休暇等によるものも含む）を指示されている場合などをいいます。

＊2「７日以上にわたり」とは、初診から終診までの期間が７日以上の場合をいいます。
たとえば、受診は２日でも、その間が７日以上の場合や、合計７日分以上の投薬を受けた場合は、「７日以上」となります。

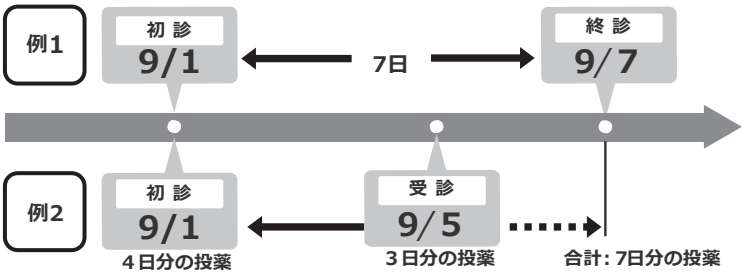

（注）一過性の軽微な疾患（かぜ、アレルギー性鼻炎、歯治療）、手足の骨折によるものは含みません。

（注1）以下のような内容は、告知書に記載している事項に該当しないので、告知いただく必要はありません。

- 医師の指示でなく、自分で市販のかぜ薬を服用した
- 歯科医師による虫歯の治療、抜歯
- 健康診断や人間ドックで「要経過観察」と指摘された
- 健康増進のため、ビタミン剤を飲んでいる
- 妊娠（正常）による入院

（注2）「質問事項」に対する答えが「はい」となる場合や答えに迷われる場合は、別途、「被保険者の告知書」を当制度の団体窓口からお取寄せいただき、ご提出ください。お申込みいただいた内容をお断りすることもございますが、お申込みいただいた内容どおりでお引受けできることもあります。
「被保険者の告知書」をご提出される際には、告知事項等をもれなく記入いただき、「申込書兼告知書」とあわせて、団体窓口経由生命保険会社へご提出ください。（この場合、「申込書兼告知書」についてもお申込内容をご記入のうえ、「申込印（告知印）」を押印ください。）

●「申込書兼告知書」等への記入の有無にかかわらず、当社で保有するお客様情報により、ご加入もしくは増額等をお断りすることがあります。

●「申込書兼告知書」をご提出された後、告知すべき何らかの事実を思い出された場合には、追加して告知いただくことが可能です。
追加の告知（「被保険者の告知書」の提出）が必要な場合は、当制度に関する団体窓口経由生命保険会社にお申し出ください。
ただし、追加して告知いただいた内容によっては、お申込みいただいた内容がお引受けできなくなる場合があります。

引受保険会社　日本生命保険相互会社
K2015－209　キホサL2005K　H27.11

総合医療保険【契約概要】

総合医療保険（団体型）

この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また、「契約概要」に記載の保障内容等は、概要を示しています。その他詳細につきましては、パンフレット・「注意喚起情報」・「正しく告知いただくために」・「ご加入のみなさまへ」等を必ずご参照ください。

ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容がニーズ（ご意向）に合致しているか、お申込み前に必ずご確認ください。

1.この保険の特徴

●この保険は、団体を契約者とし、その所属員等のうち希望される方にご加入いただく団体保険です。
●保険期間1年の定期保険で、原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により継続してご加入いただくことができます。
●ご加入者（被保険者）の保険期間中のケガや病気等による入院・手術等に対する保障を確保できます。
特定疾病または女性特定疾病により入院されたときは、上乗せした保障を確保できます。
●保険料は毎年算出し、更新日から適用します。保険料は更新時の保険年齢等により変更します。

しくみ図（イメージ）

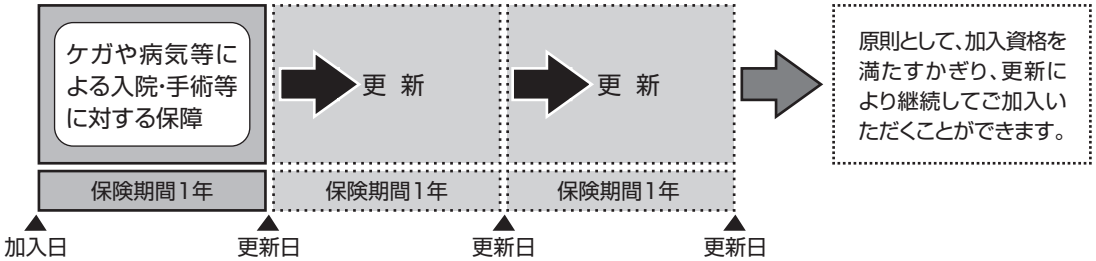

2.主な保障内容と保障額

保険期間中に以下のお支払事由に該当されたときにお支払いします。
給付金のお支払いにあたっては、原因となるケガや病気が加入日（＊）以後に生じることが必要となります。
（＊）その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については加入日を増額日と読替えます。

給付の名称	お支払事由		お支払額	お支払限度 ※1
入院給付金 ※2	基本型	ケガや病気等により1泊2日以上継続して入院をされたとき	入院給付金日額 × 入院日数	〔1回の入院 ※3〕62日 〔通算〕1,095日
	特定疾病倍額型	特定疾病により1泊2日以上継続して入院をされたとき	入院給付金日額 × 2 × 入院日数	
		ケガや特定疾病以外の病気等により1泊2日以上継続して入院をされたとき	入院給付金日額 × 入院日数	
	女性特定疾病倍額型	女性特定疾病により1泊2日以上継続して入院をされたとき	入院給付金日額 × 2 × 入院日数	
		ケガや女性特定疾病以外の病気等により1泊2日以上継続して入院をされたとき	入院給付金日額 × 入院日数	
入院療養給付金	入院給付金の支払われる入院をされたとき		入院給付金日額 × 5	通算30回 ※4
手術給付金（20倍）※5	1泊2日以上継続した入院中に、公的医療保険制度の対象となる手術または先進医療に該当する手術等を受けられたとき		入院給付金日額 × 20	―
手術給付金（5倍）※5	外来または日帰り入院中に、公的医療保険制度の対象となる手術または先進医療に該当する手術等を受けられたとき		入院給付金日額 × 5	通算30回
放射線治療給付金	公的医療保険制度の対象となる放射線治療または先進医療に該当する放射線照射・温熱療法を受けられたとき		入院給付金日額 × 10	通算なし（60日の間に1回）

・特定疾病とは、『がん、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患・大動脈瘤等、脳血管疾患、腎疾患、肝疾患』の7種類の生活習慣病等をいいます。
女性特定疾患とは、『がん等』のほか、『帝王切開や所定の貧血等の女性特有の疾病』をいいます。
・対象となる特定疾病、女性特定疾病の詳細については「ご加入のみなさまへ」をご確認ください。

※1　お支払限度については、更新前後のお支払日数（回数）を通算します。
※2　本人または配偶者の場合、男性の方は特定疾病倍額型、女性の方は女性特定疾病倍額型となり、こどもの場合、一律基本型となります。
※3　入院を2回以上された場合でも、最終の入院の退院日の翌日からの経過日数等によっては1回の入院とみなす場合があります。
※4　すでに入院療養給付金のお支払事由に該当している場合には、入院療養給付金が支払われることとなった最終の入院が開始された日からその日を含めて180日経過後に新たに開始された入院がお支払いの対象となります。
※5　一部の所定の手術については、お支払いの対象外となります。<対象外の手術の例>…「創傷処理」「皮膚切開術」等
また、同一の日に複数回の手術を受けられた場合には、1つの手術についてのみがお支払いの対象となります。
この場合、手術給付金（20倍）が支払われるときは、手術給付金（5倍）のお支払いはいたしません。

※保障額・保障内容に関する詳細、「給付金のお受取りにあたっての日数制限」や上表の注記（※1～※5）等の制限事項の詳細については、パンフレット、「ご加入のみなさまへ」等の該当箇所を必ずご確認ください。

3.保険料

●保険料は、毎年の更新時に、ご加入者（被保険者）の加入状況等に基づき、契約（団体）ごとに算出し、変更します。
※保険料の詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

4.加入資格

本　　人：公的医療保険制度に加入している団体の所属員等で
新規加入（増額）は、年齢14歳6カ月超65歳6カ月以下の方。
継続加入は、年齢75歳6カ月以下の方。

配 偶 者：本人の配偶者の方で
新規加入（増額）は、年齢満16歳以上65歳6カ月以下の方。
継続加入は、年齢75歳6カ月以下の方。

こ ど も：本人と生計を一にするこどもで年齢0歳以上22歳6カ月以下の方。

※配偶者･こどものみで加入することはできません。
※年齢は効力発生日現在の年齢です。
※加入資格の詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

5.保険期間

●保険期間は効力発生日～平成31年12月31日までです。以降は毎年1月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。
※実際に加入される方の保険期間、更新の条件の詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

6.受取人

●受取人の詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

7.配当金

●1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額（年間払込保険料から配当金を控除した金額）が軽減されます。
※ご加入や脱退の時期等により配当金をお受取りになれない場合があります。

8.脱退による払戻金

●この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

9.制度運営および引受保険会社

●当制度は、契約者である団体が日本生命保険相互会社と締結した総合医療保険（団体型）契約に基づいて運営します。

10.ご相談窓口等

●お手続きや当制度の内容に関するご照会・苦情につきましては、パンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。
（なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。）
●この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
●一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
（「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス　http://www.seiho.or.jp/　をご覧ください。）
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

特にご注意いただきたい事項【注意喚起情報】

総合医療保険（団体型）

この「注意喚起情報」は、ご加入（＊）のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また、お支払事由等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、パンフレット・「契約概要」・「正しく告知いただくために」・「ご加入のみなさまへ」等を必ずご参照ください。

（＊）保障額を増額する場合、増額部分については、ご加入を増額、加入日を増額日と読替えます。

1.クーリング・オフ

●この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入（＊）のお申込みにはクーリング・オフの適用はありません。

2.告知に関する重要事項

●健康状態等について、被保険者となられる方ご本人が事実のありのままを、正確にもれなく告知してください。（これを告知義務といいます。）
傷病歴等があった場合でも、全てのご加入（＊）のお申込みをお断りするものではありません。

●引受保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）、団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことになりません。必ず指定された書面（「申込書兼告知書」等）にて告知してください。

●告知義務に違反された場合は、ご加入（＊）を解除させていただき、給付金をお支払いできないことがあります。

●後日、給付金をご請求の際に、告知内容等を確認させていただくことがあります。
※告知に関しては、「正しく告知いただくために」にて必ず詳細をご確認ください。

3.責任開始期

●引受保険会社がご加入（＊）を承諾した場合、所定の加入日（＊）から保険契約上の責任を負います。
ただし、被保険者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約は効力を発生しません。（更新できません。）
※所定の加入日（＊）については、「申込書兼告知書」、またはパンフレット等に記載された「効力発生日」です。

●引受保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）には、ご加入（＊）を承諾する権限がありません。

4.給付金をお支払いしない場合等

●次のような場合、給付金をお支払いしないことがあります。
例えば、

（1）次のいずれかにより給付金の支払事由に該当した場合
- 保険契約者、被保険者または給付金受取人の故意または重大な過失によるとき
- 被保険者の犯罪行為によるとき
- 被保険者の精神障がいの状態を原因とする事故によるとき
- 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
- 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故によるとき
- 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
- 被保険者の薬物依存によるとき
- 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないものによるとき（原因の如何を問いません。）

（2）原因となる疾病や不慮の事故が加入日（＊）前に生じている場合
※ ただし、加入日（＊）からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したとき等は、加入日（＊）以後の原因によるものとみなします。

（3）告知義務違反による解除（注）の場合
- 引受保険会社が告知を求めた事項について保険契約者または被保険者から告知していただいた内容が、故意または重大な過失によって事実と相違し、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が告知義務違反により解除されたとき

（4）詐欺による取消（注）の場合
- 保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消されたとき（この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。）

（5）不法取得目的による無効（注）の場合
- 保険契約者または被保険者に給付金の不法取得目的があって、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が無効とされたとき（この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。）

（6）保険契約が失効（注）した場合
- 保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき

（7）重大事由による解除（注）の場合
次のような事由に該当し、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が解除されたとき
① 保険契約者、被保険者または給付金受取人が給付金を詐取する目的または、他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
② この保険契約の給付金の請求に関し、給付金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
③ 保険契約者、被保険者または給付金受取人が、次の（ア）～（オ）のいずれかに該当するとき
（ア）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること

（イ）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
（ウ）反社会的勢力を不当に利用していると認められること
（エ）反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
（オ）その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

④ 上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または給付金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき

●以下のいずれかによって給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、給付金を削減してお支払いするかまたは給付金をお支払いしないことがあります。
・地震、噴火または津波によるとき
・戦争その他の変乱によるとき

（注）解除、取消、無効または失効の場合、ご加入を継続できません。

5.この保険契約から脱退いただく場合

●本人（主たる被保険者）が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。
●配偶者・こどもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、こどもは次の①または③に定める日にこの保険契約から脱退となります。
①本人の脱退日・死亡日
②加入資格を失われた日
③更新日にこどもが加入資格を失われている場合はその更新日の前日
●この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

6.制度内容の変更

●団体の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

7.法令等の改正に伴う変更

●この保険契約の支払事由、保険料その他この保険契約の内容（以下「支払事由等」といいます。）にかかわる法令等の改正による公的医療保険制度等の改正があり、その改正がこの保険契約の支払事由等に影響を及ぼすと引受保険会社が認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この保険契約の支払事由等を変更することがあります。

8.生命保険契約者保護機構

●引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、給付金額等が削減されることがあります。
●保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。
（お問合せ先）　生命保険契約者保護機構　TEL　03-3286-2820
月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）　午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス　http://www.seihohogo.jp/

9.給付金のお支払いに関する留意事項

●お支払事由が発生する事象、給付金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、「ご加入のみなさまへ」に記載しておりますので、ご確認ください。なお、給付金のご請求は、団体経由で行っていただく必要があります。ご請求に応じて、給付金をお支払いする必要がありますので、給付金のお支払事由が生じた場合だけでなく、給付金のお支払いの可能性があると思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに団体のご相談窓口にご連絡ください。
●給付金のお支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、他の給付金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
●給付金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等の事例については、以下のニッセイのホームページをご参照ください。
（http://www.nissay.co.jp/hojin/oshirase/hokinuketori/）

10.ご相談窓口等

●お手続きや当制度の内容に関するご照会・苦情につきましては、パンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。
（なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。）
●この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
●一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
（「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス　http://www.seiho.or.jp/　をご覧ください。）
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

総合医療保険（団体型）ご加入のみなさまへ 〈お申込みの前に必ずお読みください。〉

Ⅰ．「医療保障保険契約内容登録制度」について

あなたのご契約内容が登録されます。
なお、以下の記載における医療保障保険(団体型)には、新医療保障保険(団体型)、およびこの保険契約〔総合医療保険（団体型）〕を含むものとします。

当社[日本生命保険相互会社]は、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社(以下「各生命保険会社等」といいます。)とともに、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とすることを目的として、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、当社の医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

医療保障保険(団体型・個人型)契約のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、医療保障保険(団体型・個人型)契約をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について医療保障保険(団体型・個人型)契約のお申込みがあった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間およびお引受けの判断の参考とさせていただく期間は、契約日から医療保障保険(団体型・個人型)契約の消滅時までとします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

当社の医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して登録事項が取扱われている場合、当社の定める手続きに従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細について、当社にお問合せいただくことができます。

【登録事項】
①被保険者の氏名、生年月日および性別
②保険契約の種類(医療保障保険（団体型・個人型))
③治療給付率
④入院給付金日額
⑤保険契約の種類が医療保障保険(団体型)の場合、ご契約者名
⑥保険契約の種類が医療保障保険(個人型)の場合、ご契約者の住所（市・区・郡までとします。）
⑦契約日
その他、正確な情報の把握のため、契約および申込みの状態に関して相互に照会することがあります。

※「医療保障保険契約内容登録制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（http://www.seiho.or.jp/）の「加盟会社」をご参照ください。

Ⅱ．給付金のお支払いについて

1．入院給付金・入院療養給付金・手術給付金・放射線治療給付金について

保険期間中、被保険者が次の支払事由に該当された場合に、入院給付金、入院療養給付金、手術給付金（20倍）、手術給付金（5倍）、放射線治療給付金をお支払いします。

また、入院給付金、入院療養給付金、手術給付金（20倍）、手術給付金（5倍）、放射線治療給付金の受取人は本人（主たる被保険者）となります。

なお、入院給付金の型は、次のいずれかになります。
①本人または配偶者の場合、男性の方は特定疾病倍額型
②本人または配偶者の場合、女性の方は女性特定疾病倍額型
③こどもの場合は一律基本型

給付の名称	支払事由		支払額	支払限度（＊1）
入院給付金	基本型	ケガや病気、または骨髄幹細胞の採取術により1泊2日以上継続して入院をされたとき	入院給付金日額×入院日数	・1回の入院についての限度日数は加入勧奨パンフレット等にてご確認ください ・通算1，095日
	特定疾病倍額型	特定疾病（別表1）により1泊2日以上継続して入院をされたとき	入院給付金日額×2×入院日数	
		ケガや特定疾病（別表1）以外の病気、または骨髄幹細胞の採取術により1泊2日以上継続して入院をされたとき	入院給付金日額×入院日数	
入院給付金	女性特定疾病倍額型	女性特定疾病（別表2）により1泊2日以上継続して入院をされたとき	入院給付金日額×2×入院日数	・1回の入院についての限度日数は加入勧奨パンフレット等にてご確認ください ・通算1，095日
		ケガや女性特定疾病（別表2）以外の病気、または骨髄幹細胞の採取術により1泊2日以上継続して入院をされたとき	入院給付金日額×入院日数	
入院療養給付金	入院給付金の支払われる入院をされたとき		入院給付金日額×5	通算して30回を限度
手術給付金（20倍）	1泊2日以上継続した入院中に手術（＊2）（＊3）を受けたとき 入院給付金日額×20		入院給付金日額×20	お支払限度はございません
手術給付金（5倍）	外来または日帰り入院中に手術（＊2）（＊3）を受けたとき 入院給付金日額×5		入院給付金日額×5	通算して30回を限度 ただし、手術給付金（20倍）が支払われる場合は除きます
放射線治療給付金	放射線治療（＊2）を受けたとき 入院給付金日額×10		入院給付金日額×10	お支払限度はございません ただし、60日の間に1回のお支払いとなります

＊1 給付限度については、更新前後のお支払日数（回数）を通算します。
＊2 公的医療保険制度（別表3）（以下「公的医療保険制度」といいます。）の対象となるものまたは先進医療（別表8）（以下「先進医療」といいます。）に該当するものに限ります。
＊3 骨髄幹細胞の採取術を含みます。

2．お支払いの対象となる入院について

被保険者が、保険期間中に次の(1)または(2)に定める入院をされたときに、給付金をお支払いします。

(1)次のすべての条件を満たす入院をしたとき
①その被保険者についての加入（増額）日以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病（別表4に記載する異常分娩を含みます。）を直接の原因とする入院であること
（注）被保険者がこの保険契約の更新後に、その被保険者についての加入（増額）日前に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として入院した場合でも、その被保険者についての加入（増額）日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院はその被保険者についての加入（増額）日以後の原因によるものとみなします。

②傷害または疾病の治療を目的とする入院であること
医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。)または歯科医師による治療(柔道整復師による施術を含みます。)が必要であり、かつ、自宅等（病院または診療所以外の施設を含みます。）での治療または通院による治療によっては治療の目的を達することができないため、病院または診療所に入り、常に医師または歯科医師の管理下において治療に専念することをいいます。
（注）美容上の処置による入院、治療を主たる目的としない診断のための検査による入院、介護を主たる目的とする入院等は、「治療を目的とする入院」に該当しません。

③ 1泊2日以上の継続した入院であること
④ 別表5に定める病院または診療所における入院であること

(2)次のすべての条件を満たす入院をしたとき
①骨髄幹細胞の採取術を直接の目的とする入院であること（ただし、その被保険者についての加入（増額）日からその日を含めて1年を経過した日以後の入院に限るものとし、その入院中に骨髄幹細胞の採取術を受けることを要します。）
②1泊2日以上の継続した入院であること
③別表5に定める病院または診療所における入院であること

3．入院給付金・入院療養給付金の支払に関するその他の事項

(1)2回以上入院をされた場合
・入院給付金について
①入院給付金の型が「基本型」の場合
それぞれの入院の原因の如何を問わず、1回の入院とみなします。ただし、入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については新たな入院とみなします。

総医⑥ K2012-259

②入院給付金の型が「特定疾病倍額型」の場合
(ｱ)特定疾病（別表1）を直接の原因とする場合
入院給付金の支払事由に該当する入院（下記(2)-①が適用された入院を含みます。）を2回以上したときは、原因の如何を問わず、それらの入院については1回の入院とみなします。ただし、入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。

(ｲ)特定疾病以外の傷病または骨髄幹細胞の採取術を直接の原因とする場合
入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合、それぞれの入院の原因の如何を問わず、それらの入院については1回の入院とみなします。ただし、入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
※なお、(ｱ)(ｲ)の入院を別々にされた場合、各々1回の入院とみなします。

③入院給付金の型が「女性特定疾病倍額型」の場合
(ｱ)女性特定疾病（別表2）を直接の原因とする場合
入院給付金の支払事由に該当する入院（下記(2)-②が適用された入院を含みます。）を2回以上したときは、入院の原因の如何を問わず、それらの入院については1回の入院とみなします。ただし、入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については新たな入院とみなします。
(ｲ)女性特定疾病以外の傷病または骨髄幹細胞の採取術を直接の原因とする場合
入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上したときは、原因の如何を問わず、それらの入院については1回の入院とみなします。ただし、入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
※なお、(ｱ)(ｲ)の入院を別々にされた場合、各々1回の入院とみなします。

・入院療養給付金について
すでに入院療養給付金の支払事由に該当している場合には、入院療養給付金が支払われることとなった最終の入院が開始された日からその日を含めて180日経過後に新たに開始された入院については、新たに入院療養給付金をお支払します。（この場合、いずれの入院についても、入院が開始された日は、入院療養給付金の支払対象となった最初の日とします。）

(2)入院中に他のお支払事由が生じた場合
入院給付金の支払事由に該当する入院を開始したときに異なる不慮の事故による傷害または疾病（骨髄幹細胞の採取術を含みます。以下、この項目では「傷病等」といいます。）が生じていたとき、またはその入院中にその入院の直接の原因である傷病等とは異なる傷病等が生じたとき、次のとおり取り扱います。
①特定疾病倍額型の場合
生じているそれらの傷病等に特定疾病（別表1）が含まれている場合で、その特定疾病について入院によることが必要な治療を受けたときには、その入院については、その入院開始のときから特定疾病を直接の原因として継続して入院していたものとみなします。
②女性特定疾病倍額型の場合
生じているそれらの傷病等に女性特定疾病（別表2）が含まれている場合で、その女性特定疾病について入院によることが必要な治療を受けたときには、その入院については、その入院開始のときから女性特定疾病を直接の原因として継続して入院していたものとみなします。
(3)入院中に入院給付金日額の減額があった場合
入院中に入院給付金日額の減額があった場合には、入院給付金の支払額は入院中の各日現在の入院給付金日額に基づいて計算します。

(4)入院中に保険期間が満了した場合
入院給付金の支払事由に該当する入院中に保険期間が満了し、ご契約が更新されない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。この場合の入院給付金日額は、保険期間の満了した日のそれと同額とします。

4. お支払いの対象となる手術について

被保険者が保険期間中に次の(1)または(2)に定める手術を受けたときに、手術給付金をお支払いします。

(1)次のすべての条件を満たす手術をしたとき
①その被保険者についての加入（増額）日以後に生じた不慮の事故または発病した疾病（異常分娩（別表4）を含みます。）を直接の原因とした手術であること
（注）被保険者がその被保険者の加入（増額）日前に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として手術を受けた場合でも、その被保険者の加入（増額）日からその日を含めて2年を経過した後に手術を受けたときは、その手術は加入（増額）日以後の原因によるものとみなします。

②治療を直接の目的とした、病院または診療所における手術であること
病院または診療所とは、別表5に該当するものをいいます。
（注）美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査（生検、腹腔鏡検査等）のための手術等は、「治療を直接の目的とした手術」には該当しません。また、移植については、被保険者が受容者となる手術に限るものとします。
③次の（a）（b）いずれかの手術であること
（a）公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表（別表6）（以下「医科診療報酬点数表」といいます。）によって手術料の算定対象として列挙されている手術（公的医療保険制度に基づく歯科診療報酬点数表（別表7）（以下「歯科診療報酬点数表」といいます。）によって手術料の算定対象として列挙されている手術については、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている手術以外は含まれません。）。ただし、次に定めるものを除きます。
（ｉ）創傷処理
（ii）皮膚切開術
（iii）デブリードマン
（iv）骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術
（ｖ）外耳道異物除去術
（vi）鼻内異物摘出術
（vii）抜歯手術

（b）先進医療に該当する診療行為のうち、器具を用い、生体に切断、摘除、修復等の操作を加える手術。ただし、次に定めるものを除きます。
（ｉ）歯、義歯または歯肉の処置に伴う手術
（ii）（a）において、支払事由に該当する手術から除いているもの
なお、検査、診断、計画、測定、試験、解析、検出、評価および検索を主たる目的とした診療行為ならびに輸血、注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為は含まれません。

(2)次の①に定める骨髄移植術または②に定める骨髄幹細胞の採取術のいずれかを受けたとき
①(1)の①および②を満たす、医科診療報酬点数表によって輸血料の算定対象として列挙されている骨髄移植術であること
②別表5に定める病院または診療所における、その被保険者についての加入（増額）日からその日を含めて1年を経過した日以後に受けた骨髄幹細胞の採取術であること

5. 手術給付金の支払に関するその他の事項

(1)同一の日に複数回手術を受けた場合（1つの手術を2日以上にわたって受けた場合には、その手術の開始日をその手術を受けた日とみなします。）
お支払いの対象となる1つの手術についてのみ、手術給付金（20倍）または手術給付金（5倍）をお支払いします。
この場合、手術給付金（20倍）と手術給付金（5倍）のお支払対象となる手術を同一の日に受けたときには、手術給付金（20倍）をお支払いします。

(2)一連の手術を受けた場合
お支払いの対象となる同一の手術を複数回受けた場合で、かつ、その手術が医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術に該当するときは、それらの手術のうち給付金額の高いいずれか1つの手術についてのみ手術給付金（20倍）または手術給付金（5倍）をお支払いします。

(3)入院中に保険期間が満了した場合
保険期間中の入院とみなされる場合でも、保険期間満了後の手術については、お支払いの対象とはなりません。

6. お支払いの対象となる放射線治療について

被保険者が保険期間中に次のすべての条件を満たす放射線治療を受けたときに、放射線治療給付金をお支払いします。
(1)その被保険者についての加入（増額）日以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とする放射線治療であること
（注）被保険者がその被保険者の加入（増額）日前に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として放射線治療を受けた場合でも、その被保険者の加入（増額）日からその日を含めて2年を経過した後に放射線治療を受けたときは、その放射線治療は加入（増額）日以後の原因によるものとみなします。
(2)治療を直接の目的とした、病院または診療所における放射線治療であること
病院または診療所とは、別表5に該当するものをいいます。
(3)次のいずれかの放射線治療であること
①医科診療報酬点数表によって放射線治療料の算定対象として列挙されている施術（歯科診療報酬点数表によって放射線治療料の算定対象として列挙されている施術については、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている施術以外は含まれません。）
②先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による施術
(4)すでに放射線治療給付金の支払事由に該当している場合
放射線治療給付金が支払われることとなった最後の施術日からその日を含めて60日経過後に受けた施術であること

7. 放射線治療給付金の支払に関するその他の事項

入院中に保険期間が満了した場合
保険期間中の入院とみなされる場合でも、保険期間満了後の放射線治療については、お支払いの対象とはなりません。

Ⅲ. 給付金をお支払いできない場合等について

1. 次のような場合には、給付金のお支払いはできません。
(1)被保険者が次のいずれかにより支払事由に該当されたとき
・保険契約者もしくはその被保険者の故意または重大な過失によるとき（注1）
・その被保険者の犯罪行為によるとき
・その被保険者の精神障がいの状態を原因とする事故によるとき
・その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
・その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故によるとき
・その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
・その被保険者の薬物依存によるとき（注2）
・頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないもの（原因の如何を問いません。）
（注1）家族特約に加入されている配偶者・こどもが、その主契約の被保険者（給付金受取人）の故意または重大な過失により支払事由に該当された場合にも、給付金のお支払いはできません。
（注2）「薬物依存」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬・幻覚薬等を含みます。
(2)入院または手術の原因となる疾病や不慮の事故が加入（増額）日前に生じている場合
※ただし、加入（増額）日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始し、または手術を受けたときは、その入院または手術は加入（増額）日以後の原因によるものとみなします。

K2012-259

(3) 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失により、引受保険会社が告知を求めた事項について、告知の際に事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたため、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が解除されたとき

(4)保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消されたとき(この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。)

(5)保険契約者または被保険者が給付金を不法に取得する目的もしくは他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、この保険契約の締結・被保険者の加入等を行ったために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が無効とされたとき(この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。)

(6)保険契約者から保険料の払込みがなくこの保険契約が失効したとき

(7)次のような事由に該当し、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が解除されたとき(この場合、その事由が生じたとき以降に発生した給付金の支払事由については、給付金をお支払いしません。)

①保険契約者、被保険者または給付金受取人が、給付金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき

②この保険契約の給付金の請求に関し、給付金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があったとき

③保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するとき

(ア)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること

(イ)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること

(ウ)反社会的勢力を不当に利用していると認められること

(エ)反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること

(オ)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

④上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または給付金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき

(8)支払事由に該当された際に、脱退等により被保険者でなくなっているとき

2. 次のような場合、給付金を削減してお支払いするかまたは給付金をお支払しないことがあります。
以下のいずれかによって支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすとき
・地震、噴火または津波によるとき
・戦争その他の変乱によるとき

Ⅳ. 給付金のご請求について

○給付金の支払事由が生じたときは、すみやかに保険契約者へご連絡ください。
○請求書類は、保険契約者である団体に用意してあります。保険契約者を経由して当社へご提出ください。
○請求書類は、次のとおりです。
・当社所定の『給付金請求書』
・国内の病院または診療所の場合
ー 当社所定の様式による『入院・手術・3大疾病診断書(証明書)』または所定の要件を満たした診断書

ただし、入院給付金または手術給付金を請求する場合は、以下の条件に該当する場合、『入院・手術・3大疾病診断書(証明書)』に代わり、『治療内容報告書』と『領収書のコピー』をあわせてご提出いただくことでご請求いただけます。
(1)入院給付金をご請求いただく場合
・入院日数が**30日以下**、または給付金額が**10万円以下**であること。
・すでに**退院している**こと。
・病気による入院の場合、**ご加入(増額)から2年経過後の入院**であること。
(2)手術給付金をご請求いただく場合
・受けられた手術が**1回のみ**であること。
・病気による手術の場合、**ご加入(増額)から2年経過後の手術**であること。

<以下の場合は当社所定の『入院・手術・3大疾病診断書(証明書)』のご提出が必要です。>
・先進医療または放射線治療を受けられた場合。
・労災保険や自賠責保険等の対象となり領収証に手術料の記載がない(健康保険の対象外)が、医科診療報酬点数表で手術料の算定対象として列挙されている手術を受けられた場合。
※なお、ご提出いただいた『治療内容報告書』にて、お支払可否が判断できない場合は、当社所定の『入院・手術・3大疾病診断書(証明書)』をご提出いただく場合があります。

・不慮の事故を原因とする場合
ー 事故状況報告書
ー 交通事故による場合、自動車安全センター発行の交通事故証明書
(ただし、入院給付金のみのご請求で、入院日数20日未満かつ退院後の請求の場合は省略可)

・海外の病院または診療所の場合
ー 入院もしくは手術、放射線治療を受けられたとき、海外の医療施設が証明する診断書　※診断書の和訳文も添付願います。
ー 不慮の事故を原因とする場合には、不慮の事故であることを証明する書類

<ご注意>
○給付金の請求は、支払事由発生の時から3年間をすぎますと、その権利がなくなります。
○ご請求があった場合で、当社が必要と認めたときには事実の確認を行い、また給付金の請求について当社の指定する医師に診断を行わせることがあります。

Ⅴ. 法令等の改正に伴う変更について

この保険契約の支払事由、保険料その他この保険契約の内容(以下「支払事由等」といいます。)にかかわる法令等の改正による公的医療保険制度等の改正があり、その改正がこの保険契約の支払事由等に影響を及ぼすと引受保険会社が認めた場合には、主務官庁の許可を得て、この保険契約の支払事由等を変更することがあります。

Ⅵ. 当社からのお願い

被保険者の改姓・ご家族の異動などの場合には、すみやかに保険契約者を経由して当社へお知らせください。

Ⅶ. 個人情報の取扱いについて

この保険契約の運営にあたっては、保険契約者(以下、団体といいます。)および団体所属の事業所等(加盟企業・子会社等を含みます。以下同じ。)は加入対象者の個人情報(氏名・性別・生年月日・健康状態等)を取扱い、団体が保険契約を締結した引受保険会社へ提出します。団体・事業所等は、この保険契約の運営において入手する個人情報を、この保険契約の事務手続きのため使用します。引受保険会社は受領した個人情報を各種保険の引受け・継続・維持管理、給付金等の支払い、その他保険に関連・付随する業務のため利用し、また、団体・事業所等へその目的の範囲内で提供します。また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き団体・事業所等および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。なお、引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。なお、団体等がこの保険契約の事務を委託する場合には、当該事務の受託会社も団体等と同様に個人情報を取扱います。
(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

K2012-259

別表1　対象となる特定疾病

1.対象となる特定疾病の範囲は、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

特定疾病の種類	分類項目	基本分類コード
がん	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
	消化器の悪性新生物	C15～C26
	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
	骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
	皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43～C44
	中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
	乳房の悪性新生物	C50
	女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
	男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
	腎尿路の悪性新生物	C64～C68
	眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
	甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
	部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
	リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
	独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
	上皮内新生物	D00～D09
	真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
	骨髄異形成症候群	D46
	リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物(D47)のうち	
	慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
	本態性(出血性)血小板血症	D47.3
糖尿病	糖尿病	E10～E14
心疾患	慢性リウマチ性心疾患	I05～I09
	虚血性心疾患	I20～I25
	肺性心疾患および肺循環疾患	I26～I28
	その他の型の心疾患	I30～I52
高血圧性疾患 大動脈瘤等	高血圧性疾患	I10～I15
	大動脈瘤および解離	I71
脳血管疾患	脳血管疾患	I60～I69
腎疾患	糸球体疾患	N00～N08
	腎尿細管間質性疾患	N10～N16
	腎不全	N17～N19
肝疾患	ウイルス肝炎	B15～B19
	肝疾患	K70～K77

2.上記1において「がん」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類ー腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

第5桁性状コード番号
／2　・・・上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3　・・・悪性、原発部位
／6　・・・悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9　・・・悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

別表2　対象となる女性特定疾病

1.対象となる女性特定疾病の範囲は、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

女性特定疾病の種類	分類項目	基本分類コード	左記のうち対象とならないもの
がん	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14	
	消化器の悪性新生物	C15～C26	
	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39	
	骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41	
	皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43～C44	
	中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49	
	乳房の悪性新生物	C50	
	女性生殖器の悪性新生物	C51～C58	
	腎尿路の悪性新生物	C64～C68	
	眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72	
	甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75	
	部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80	
	リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96	
	独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97	
	上皮内新生物	D00～D09	D07.4、D07.5、D07.6
	真正赤血球増加症＜多血症＞	D45	
	骨髄異形成症候群	D46	
	リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物(D47)のうち		
	慢性骨髄増殖性疾患	D47.1	
	本態性(出血性)血小板血症	D47.3	
良性新生物および性状不詳の新生物	乳房の良性新生物	D24	
	子宮平滑筋腫	D25	
	子宮のその他の良性新生物	D26	
	卵巣の良性新生物	D27	
	その他および部位不明の女性生殖器の良性新生物	D28	
	腎尿路の良性新生物	D30	
	甲状腺の良性新生物	D34	
	女性生殖器の性状不詳または不明の新生物	D39	
	腎尿路の性状不詳または不明の新生物	D41	
	内分泌腺の性状不詳または不明の新生物(D44)のうち		
	甲状腺	D44.0	
	その他および部位不明の性状不詳または不明の新生物(D48)のうち		
	乳房	D48.6	
血液および造血器の疾患	栄養性貧血	D50～D53	
	後天性溶血性貧血	D59	
	無形成性貧血およびその他の貧血	D60～D64	
	紫斑病およびその他の出血性病態	D69	
内分泌、栄養および代謝疾患	甲状腺障がい	E00～E07	E03.0、E03.1
	クッシング症候群	E24	
	卵巣機能障がい	E28	
	治療後内分泌および代謝障がい、他に分類されないもの(E89)のうち		
	治療後甲状腺機能低下症	E89.0	
	治療後卵巣機能不全(症)	E89.4	
循環器系の疾患	慢性リウマチ性心疾患	I05～I09	
	その他の部位の静脈瘤(I86)のうち		
	外陰静脈瘤	I86.3	
	低血圧(症)	I95	
	循環器系の処置後障がい、他に分類されないもの(I97)のうち		
	乳房切断後リンパ浮腫症候群	I97.2	
消化器系の疾患	胆石症	K80	
	胆のう＜嚢＞炎	K81	
	胆のう＜嚢＞のその他の疾患	K82	
	胆道のその他の疾患	K83	
筋骨格系および結合組織の疾患	血清反応陽性関節リウマチ	M05	
	その他の関節リウマチ	M06	
	乾せん＜癬＞性および腸病(性)関節障がい	M07	
	若年性関節炎	M08	
	他に分類される疾患における若年性関節炎	M09	
	その他の明示された関節障がい(M12)のうち		
	リウマチ熱後慢性関節障がい ［ジャクー病］	M12.0	
	その他のえ＜壊＞死性血管障がい(M31)のうち		
	大動脈弓症候群[高安病]	M31.4	
	全身性エリテマトーデス<紅斑性狼瘡><SLE>	M32	
	皮膚(多発性)筋炎	M33	
	全身性硬化症	M34	
	その他の全身性結合組織疾患(M35)のうち		
	乾燥症候群[シェーグレン症候群]	M35.0	
	その他の重複症候群	M35.1	
	ベーチェット病	M35.2	
	リウマチ性多発筋痛症	M35.3	

K2012-259

女性特定疾病の種類	分類項目	基本分類コード	左記のうち対象とならないもの
腎尿路生殖器系の疾患	糸球体疾患 腎尿細管間質性疾患 慢性腎不全 腎結石および尿管結石 下部尿路結石 他に分類される疾患における尿路結石 腎および尿管のその他の障がい、他に分類されないもの 他に分類される疾患における腎および尿管のその他の障がい 尿路系のその他の疾患 乳房の障がい 女性骨盤臓器の炎症性疾患 女性生殖器の非炎症性障がい 腎尿路生殖器系のその他の障がい	N00～N08 N10～N16 N18 N20 N21 N22 N28 N29 N30～N39 N60～N64 N70～N77 N80～N98 N99	
妊娠、分娩および産じょく＜褥＞	流産に終わった妊娠 妊娠、分娩および産じょく＜褥＞における浮腫、たんぱく＜蛋白＞尿および高血圧性障がい 主として妊娠に関連するその他の母体障がい 胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題 分娩の合併症 鉗子分娩および吸引分娩による単胎分娩 帝王切開による単胎分娩 その他の介助単胎分娩 多胎分娩 主として産じょく＜褥＞に関連する合併症 その他の産科的病態、他に分類されないもの	O00～O08 O10～O16 O20～O29 O30～O48 O60～O75 O81 O82 O83 O84 O85～O92 O94～O99	

2.上記1において「がん」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類ー腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

第5桁性状コード番号
／2 ･･･上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性 ／3 ･･･悪性、原発部位 ／6 ･･･悪性、転移部位 悪性、続発部位 ／9 ･･･悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

別表3　公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

1. 健康保険法
2. 国民健康保険法
3. 国家公務員共済組合法
4. 地方公務員等共済組合法
5. 私立学校教職員共済法
6. 船員保険法
7. 高齢者の医療の確保に関する法律

別表4　対象となる異常分娩

対象となる異常分娩とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものを伴う分娩とし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD－10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
妊娠、分娩および産じょく＜褥＞における浮腫、たんぱく＜蛋白＞尿および高血圧性障がい	O10～O16
主として妊娠に関連するその他の母体障がい	O20～O29
胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	O30～O48
分娩の合併症	O60～O75
分娩（単胎自然分娩（O80）を除きます。）	O81～O84
主として産じょく＜褥＞に関連する合併症	O85～O92
その他の産科的病態、他に分類されないもの	O94～O99

別表5　病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

(1)医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所（患者を入院させるための施設と同等の施設を有する柔道整復師法に定める施術所において、四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受ける場合には、その施術所を含みます。）。ただし、手術給付金および放射線治療給付金については、患者を入院させるための施設を有しないものを含みます。
なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。

(2)前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表6　医科診療報酬点数表

「医科診療報酬点数表」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

別表7　歯科診療報酬点数表

「歯科診療報酬点数表」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

別表8　対象となる先進医療

「先進医療」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、平成18年9月12日厚生労働省告示第495号「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養」の規定に基づき、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。

備考

1. 骨髄幹細胞の採取術
「骨髄幹細胞の採取術」とは、組織の機能に障がいがある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした骨髄からの骨髄幹細胞の採取術をいい、末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞の採取術を含みます。ただし、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。

2. 骨髄移植術
「骨髄移植術」とは、組織の機能に障がいがある者に対し組織の機能の回復または付与を目的として骨髄幹細胞を輸注することをいい、末梢血幹細胞移植および臍帯血幹細胞移植についても骨髄移植とみなします。ただし、移植はヒトからヒトへの同種移植に限り、異種移植は含みません。

日本生命保険相互会社
企業保険サービス課
平成24年8月3日
K2012-259

【ご加入の生命保険をご活用いただくために】

ご加入の商品と保障内容をお受取人の方へお伝えください！

【商品ごとの保障内容】

商品ごとの保障内容（お受取りの対象となる保険金・給付金）については、下表のとおりです。
なお、保障内容の詳細については、加入勧奨パンフレットや【契約概要】「主な保障内容」をご参照ください。

保障内容		団体定期保険	総合医療保険（団体型）
死亡保険金	被保険者が死亡された場合	○	
高度障がい保険金	被保険者が所定の高度障がい状態になられた場合	○	
入院給付金	被保険者が病気や不慮の事故により所定の入院をされた場合		○
入院療養給付金	被保険者が入院給付金の支払対象となる所定の入院をされた場合		○
手術給付金	被保険者が「公的医療保険制度」の対象となる所定の手術を受けられた場合		○
放射線治療給付金	被保険者が所定の放射線治療を受けられた場合		○

複数の保険金・給付金をお受取りいただける可能性がございます。以下は代表的な事例となりますので、ご請求に際してはご請求もれのないよう、ご加入の商品ごとの保障内容を十分にご確認ください！
※保険金・給付金のご請求手続きは、ご加入の商品ごとに必要となります。

【事例】　病気や不慮の事故が原因で所定の入院をされた場合

たとえば・・・こんな事例の場合
Ａ病院にて入院の後、手術のためＢ病院へ転院した。その後経過良好につきＢ病院を退院した。

転院により複数の病院でそれぞれ２日以上の入院をされた場合、最後のＢ病院での入院についてのみ入院給付金をご請求され、他の入院について請求を失念されるケースがみられます。
転院前のＡ病院での入院期間（２日以上）についても入院給付金をお受取りいただける可能性がございます。

【事例】　手術をされた場合

たとえば・・・こんな事例の場合
入院を伴わない手術は支払いの対象にならないと思い、手術給付金の請求をしなかった。

総合医療保険（団体型）では、入院期間を問わず、「公的医療保険制度」の対象となる手術等を受けられた際には、手術給付金をお受取りいただける可能性がございます。

【事例】　放射線治療を受けられた場合

たとえば・・・こんな事例の場合
放射線治療を受けた。

総合医療保険（団体型）では、「公的医療保険制度」の対象となる放射線治療等を受けられた際には、放射線治療給付金をお受取りいただける可能性がございます。

上記内容は、給付金等を適切にお受取りいただくためにご確認いただきたい代表的事例をあげたものです。
保険金・給付金等のお受取りについては所定の要件を満たす必要がありますので、保障内容の詳細は必ず加入勧奨パンフレットや【契約概要】「主な保障内容」をご参照ください。

事務幹事会社　日本生命保険相互会社
K2011-250

B＋総医－2

正しく告知いただくために

団体定期保険・総合医療保険（団体型）セット

◆生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態のよくない方等が無条件にご加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。

◆この保険への新たなご加入もしくは保険金額等の増額のお申込みをお引受けできるのは、「申込書兼告知書」に記載の「質問事項」に対する答えが全て「いいえ」となる方です。以下に、被保険者となられる方に正しく告知いただくための重要な事項について記載しておりますので、お申込みいただく前に必ずご確認ください。

1.健康状態等について、被保険者ご本人がありのままを告知してください。（告知義務）

●現在および過去の健康状態等について、ありのままをお知らせいただくことを告知といいます。
この保険に新たにご加入もしくは保険金額等の増額をお申込みいただく際には、加入申込者ご本人に告知（確認）いただく義務があります。

●過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）、現在の健康状態、身体の障がい状態について、「申込書兼告知書」でおたずねすることを十分ご確認のうえ、お申込みください。

●告知にあたり、生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）が、傷病歴や健康状態等について、事実を告知いただかないよう依頼や誘導をすることはありません。

2.生命保険会社の職員等に口頭でお伝えいただいただけでは告知されたことになりません。

●告知をお受けできる権限（告知受領権）は、生命保険会社が有しています。必ず指定された書面（「申込書兼告知書」等）にて告知いただくようお願いいたします。

●生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

3.傷病歴等があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。

●生命保険会社では、契約者間の公平性を保つため、被保険者の健康状態等に応じたお引受けの判断を行っていますが、傷病歴があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。詳細については、「6.『申込書兼告知書』の質問事項とその補足説明」をご確認ください。

4.告知義務に違反された場合は、ご加入・増額等のお申込内容を解除させていただき、保険金等をお支払いできないことがあります。

●告知いただく事項は、「申込書兼告知書」等に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知いただけなかったり、事実と異なることを告知された場合、責任開始日から1年以内であれば、生命保険会社は「告知義務違反」としてお申込みいただいた内容を解除することがあります。（＊）

●責任開始日から1年を経過していても、保険金等のお支払事由が1年以内に発生していた場合には、お申込みいただいた内容を解除することがあります。

●お申込みいただいた内容を解除した場合には、保険金等のお支払事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、すでにお払込みいただいた保険料は払戻しません。
（ただし、保険金等のお支払事由発生が解除の原因となった事実にもとづかない場合には、保険金等のお支払いをいたします。）

（＊）告知にあたり、生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）が、傷病歴や健康状態等について告知をすることを妨げた場合、告知をしないことを勧めた場合、または事実と異なることを告げることを勧めた場合、生命保険会社はお申込みいただいた内容を解除することはできません。
こうした、生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）の行為がなかった場合でもご契約者または被保険者が、生命保険会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実と異なることを告知したと認められる場合、生命保険会社は、お申込みいただいた内容を解除することがあります。

※「告知義務違反」としてお申込内容を解除させていただく場合以外にも、保険金等をお支払いできないことがあります。
たとえば、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、上記にかかわらず、詐欺による取消を理由として、保険金等をお支払いできないことがあります。この場合、すでにお払込みいただいた保険料は払戻しません。また、高度障がい保険金、災害保険金、給付金等については、原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始日前に生じている場合は、その傷病や不慮の事故等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません。
ただし、総合医療保険（団体型）の給付金等のお支払いにあたっては、責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したとき、手術を受けたとき等は、告知義務違反等によりご契約または特約が解除される場合を除き、その入院・手術等は責任開始日以降の原因によるものとみなします。

5.後日、告知内容等を確認させていただくことがあります。

●生命保険会社の職員または生命保険会社で委託した者が、保険金等のご請求の際、お申込内容、告知内容、請求内容について、確認させていただくことがあります。また、被保険者を診療した医師等に対し、病状等について照会・確認させていただくことがあります。

6.「申込書兼告知書」の質問事項とその補足説明

●新規加入･増額する申込者それぞれがパンフレット等に記載の加入資格を満たしていること、および「申込書兼告知書」の裏面(※)に記載されている質問事項をご確認のうえ、告知ください。

(※)「申込書兼告知書」によっては、質問事項が裏面ではなく表面に記載されている場合もあります。

●主たる被保険者(本人)が新規加入･増額する申込者の告知内容(質問事項に対する答え)をとりまとめのうえ、「申込書兼告知書」の該当箇所にとりまとめ結果を記入のうえ、ご提出ください。

●「申込書兼告知書」をご提出いただく際には、加入勧奨時に通知･配付された説明資料等に記載された重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」を含む)、医療保障保険契約内容登録制度ならびに個人情報の取扱い等を必ずご確認いただき、告知内容が事実に相違ないことを確認のうえ、「申込印(告知印)」欄に押印ください。

●「申込書兼告知書」に記載の「質問事項」は以下のとおりです。

≪質問事項≫

【団体定期保険】

1.申込日現在、健康上の理由で就業制限*1 を受けていますか。(配偶者･こどもの場合、申込日から過去3カ月以内に、医師の治療･投薬*2 を受けたことがありますか。)

2.申込日から過去1年以内に、病気やけがで手術を受けたこと、または継続して2週間以上の入院をしたことがありますか。

3.申込日から過去1年以内に、病気やけがで2週間以上にわたり*3 、医師の治療･投薬*2 を受けたことがありますか。

【総合医療保険(団体型)】

1.申込日から過去3カ月以内に、医師の治療･投薬*2 を受けたことがありますか。

2.申込日から過去5年以内に、病気やけがで手術を受けたこと、または7日以上にわたり*3 、医師の治療･投薬*2 を受けたことはありますか。

<補足説明>

＊1　「就業制限」とは、勤務先または医師等により欠勤(公休･普通休暇等によるものも含む)を指示されている場合などをいいます。

＊2　「医師の治療･投薬」とは、医師による診察･検査･治療･投薬のほか、指示･指導を含みます。

(注) 一過性の軽微な疾患(かぜ、アレルギー性鼻炎、歯治療)、手足の骨折によるものは含みません。

＊3　「2週間(※)以上にわたり」とは、初診から終診までの期間が2週間(※)以上の場合をいいます。

たとえば、受診は2日でも、その間が2週間(※)以上の場合や、合計2週間(※)分以上の投薬を受けた場合は、「2週間(※)以上」となります。

※総合医療保険(団体型)の場合は、7日間となります。

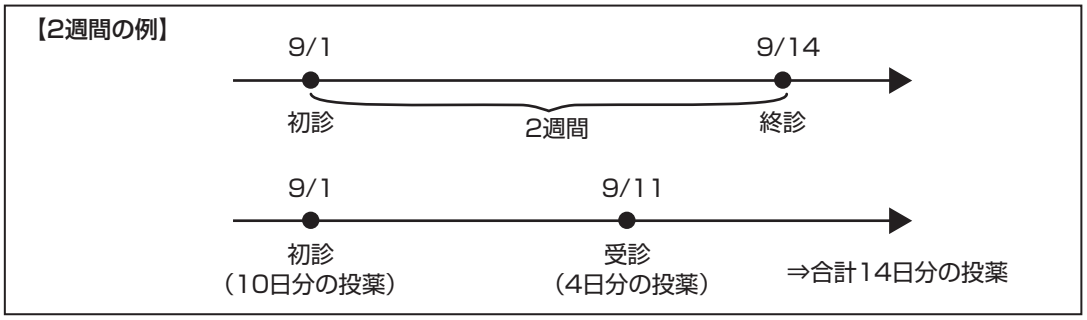

(注1)　以下のような内容は、告知書に記載している事項に該当しないので、告知いただく必要はありません。

・医師の指示でなく、自分で市販のかぜ薬を服用した
・歯科医師による虫歯の治療、抜歯
・健康診断や人間ドックで「要経過観察」と指摘された
・健康増進のため、ビタミン剤を飲んでいる
・妊娠(正常)による入院

(注2)　「質問事項」に対する答えが「はい」となる場合や答えに迷われる場合は、別途、「被保険者の告知書」を当制度の団体窓口からお取寄せいただき、ご提出ください。お申込みいただいた内容をお断りすることもございますが、お申込みいただいた内容どおりでお引受けできることもあります。
「被保険者の告知書」をご提出される際には、告知事項等をもれなく記入いただき、「申込書兼告知書」とあわせて、団体窓口経由生命保険会社へご提出ください。(この場合、「申込書兼告知書」についてもお申込内容をご記入のうえ、「申込印(告知印)」を押印ください。)

●「申込書兼告知書」等への記入の有無にかかわらず、当社で保有するお客様情報により、ご加入もしくは増額等をお断りすることがあります。

●「申込書兼告知書」をご提出された後、告知すべき何らかの事実を思い出された場合には、追加して告知いただくことが可能です。追加の告知(「被保険者の告知書」の提出)が必要な場合は、当制度に関する団体窓口経由生命保険会社にお申し出ください。ただし、追加して告知いただいた内容によっては、お申込みいただいた内容がお引受けできなくなる場合があります。

重要事項のご説明

契約概要のご説明（団体長期障害所得補償保険 親介護一時金支払特約）

平成 29 年 10 月

■ご加入に際して保険商品の内容をご理解いただくための事項をこの「契約概要のご説明」に記載しています。加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いします。
■この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細はパンフレット、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券（注）などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
（注）ご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券は保険契約者に交付されます。
■申込人と被保険者（補償の対象となる方）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いします。

1 商品の仕組み

（１）商品の仕組み
団体長期障害所得補償保険の親介護一時金支払特約は、この特約の被保険者（以下、「特約被保険者」といいます）が要介護状態となった場合に保険金をお支払いする特約です。

（２）特約被保険者の範囲
特約被保険者は、主契約の被保険者本人またはその配偶者の親に限ります。また、加入できる特約被保険者の年令が決まっています。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

2 基本となる補償および保険金額の設定等

（１）保険金をお支払いする場合
主なものを記載しています。詳細はパンフレット等の該当箇所、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合
介護一時金	特約被保険者である親が要介護状態となり、その要介護状態が要介護状態開始日からその日を含めて保険証券記載のフランチャイズ期間を超えて継続した場合に保険金をお支払いします。

※保険金支払対象外となる事由の影響などによって、要介護状態の程度が大きくなった場合は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

（２）保険金をお支払いできない主な場合
主なものを記載しています。詳細はパンフレット等の該当箇所、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

保険金の種類	保険金をお支払いできない主な場合
介護一時金	①保険期間開始時（注 1）より前に要介護状態となる事由が発生していた場合（注 2）は保険金をお支払いできません。 ②次のいずれかによって発生した要介護状態に対しては保険金をお支払いできません。 ・保険契約者、特約被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ・特約被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ・治療を目的として医師が使用した場合以外における特約被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用 ・むちうち症、腰痛等で医学的他覚所見のないもの（注 3） ・自動車等の無資格運転中、酒気帯び運転中の事故 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ③特約被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金受取人が治療をさせなかったことにより、要介護状態となった場合や要介護状態が要介護状態開始日からその日を含めてフランチャイズ期間を超えて継続した場合　など

（注1）継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間開始時となります。
（注2）前記の取扱いは、「ご契約時に正しく告知して契約された場合」または「ご契約時に自覚症状がない原因による要介護状態であっても、その原因が保険期間の開始時（継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時となります）よりも前に発生した場合」であっても適用されますのでご注意ください。ただし、要介護状態開始日が保険期間の開始時からその日を含めて３６５日を経過した後の場合には、保険金をお支払いできることがあります。
（注3）特約被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

（３）セットできる主な特約とその概要
ご希望によりセットできる主な特約の詳細については、パンフレット等の該当箇所、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

（４）保険期間
お客さまの保険期間については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

（５）保険金額の設定
保険金額の設定については、引受の限度額にご注意ください。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。また、お客さまの保険金額については、パンフレットでご確認ください。

3 保険料の決定の仕組みと払込方法等

（１）保険料の決定の仕組み
保険料は、保険金額、特約被保険者の年令、フランチャイズ期間等によって決まります。お客さまの保険料については、パンフレットでご確認ください。

（２）保険料の払込方法
お客さまの保険料の払込方法等については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合は、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。なお、解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還する場合があります。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

■保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について

保険商品・契約内容に関するお問合わせ、保険会社等の連絡・相談・苦情窓口や事故時の連絡先については、「注意喚起情報のご説明」の**保険商品・契約内容に関するお問合わせについて**、**保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について**および**指定紛争解決機関について**をご確認ください。

（2018 年 7 月承認）A18-101368

重要事項のご説明　**注意喚起情報のご説明（団体長期障害所得補償保険 親介護一時金支払特約）**　平成 29 年 10 月

■ご加入に際して申込人・被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報のご説明」に記載しています。加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いします。

■この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細はパンフレット、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券（注）などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

（注）ご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券は保険契約者に交付されます。

■申込人と被保険者（補償の対象となる方）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いします。

1 告知義務（ご加入時にお申し出いただく事項）

（１）申込人、被保険者または特約被保険者になる方には、ご加入時に危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めた項目（申込書兼告知書上の「※」印の項目（告知事項））について、事実を正確に告知する義務（告知義務）があります。

（２）故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合、ご契約を解除することや保険金をお支払いできないことがありますので、今一度、告知内容をご確認ください。

告知事項	①特約被保険者の生年月日、年令 ②特約被保険者の健康状態告知（注 1）（注 2）（注 3）（注 4）

（注1）健康状態告知は、質問事項をよくお読みになったうえ、回答を「回答欄」に正しくご記入ください。その際、必ず被保険者本人が回答内容について事実に相違ないことを確認のうえ、ご署名ください。また、回答内容により、契約をお引受けできない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

（注2）健康状態告知の回答にあたっては、被保険者本人が必ず特約被保険者の方に質問事項と「健康状態告知についてのご案内」に記載された事項をすべて説明し、特約被保険者に確認した回答内容をそのままご記入ください。

※被保険者本人が、親介護一時金支払特約の特約被保険者を代理してご回答ください。

（注3）継続契約については、補償内容が拡大しない契約内容で継続する場合は告知事項とはなりません。

（注4）保険契約者または特約被保険者の故意または重大な過失により、回答がなかった場合や回答内容が事実と異なっている場合には、保険期間の開始時（＊）から１年以内であれば、ご契約を解除することがあります。また、保険期間の開始時（＊）から１年を経過していても、回答がなかった事実または回答内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が、保険期間の開始時（＊）から１年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。

（＊）継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。

2 クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等について）

この保険は、ご契約のお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）はできません。ご契約内容をお確かめのうえ、お申込みください。

3 現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約

（１）現在のご契約について解約、減額などをする場合の不利益事項

多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込み保険料の合計額よりも少ない金額となります。

（２）新たな契約（団体長期障害所得補償保険の親介護一時金支払特約）の申込みをする場合のご注意事項

①特約被保険者の健康状態などにより、新たな契約をお引受けできない場合があります。

②新たな契約の保険期間の開始時より前に要介護状態の原因となった事由が発生していた場合、保険金をお支払いできないことがあります。

③新たな契約の始期日における特約被保険者の年令により計算した保険料（注）を適用し、新たな契約の普通保険約款・特約を適用します。そのため、新たな契約の商品内容が、現在のご契約と異なることがあります。

（注）保険料の改定により、同じ年令でも保険料が異なることがあります。

4 補償の開始・終了時期

（１）補償の開始：始期日の午後４時（保険申込書に異なる時刻が記載されている場合はその時刻）に始まります。

（２）補償の終了：満期日の午後４時に終わります。

5 保険金をお支払いできない主な場合

「契約概要のご説明」**2 基本となる補償および保険金額の設定等**（２）保険金をお支払いできない主な場合をご確認ください。

6 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合は、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までお申し出ください。

（１）解約の条件によって、解約日から満期日までの期間等に応じて、解約返れい金を返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

（２）始期日から解約日までの期間に応じて払い込むべき保険料の払込状況により、追加の保険料を請求する場合があります。追加で請求したにも関わらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

7 被保険者からの解約

特約被保険者が保険契約者以外である場合において、次の①から⑥のいずれかに該当するときは、その特約被保険者は保険契約者に対しこの保険契約の解約を求めることができます。この場合、保険契約者は、引受保険会社に対する通知をもって、その保険契約を解約しなければなりません。

※解約する範囲はその被保険者にかかる部分に限ります。

①この保険契約の特約被保険者となることについての同意をしていなかった場合（＊）

②以下に該当する行為のいずれかがあった場合

・保険契約者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として要介護状態を発生させ、または発生させようとした場合

・保険金を受け取るべき方が、その保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合

③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する場合

④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合

⑤保険契約者または保険金を受け取るべき方が、上記②から④までの場合と同程度に特約被保険者のこれらの方に対する信頼を損ない、そ

（2018 年 7 月承認）A18-101368

の保険契約の存続を困難とする重大な事がらを発生させた場合
⑥保険契約者と特約被保険者との間の親族関係の終了などにより、その保険契約の特約被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合
（＊）その特約被保険者は、引受保険会社に対する通知をもって、保険契約を解約することができます。その際は本人であることを証明する書類を提出してください。

8 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。

9 個人情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社（海外にあるものを含む）が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。
ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第 53 条の 10）により、利用目的が限定されています。
詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険（株）のホームページをご覧ください。http://www.aioinissaydowa.co.jp/

＜その他ご注意いただきたいこと＞

■ご契約内容および事故報告内容の確認について

事故について保険金のお支払いが迅速かつ確実に行われるよう同一事故にかかるご契約の状況や保険金請求の状況等について、損害保険会社等の間で確認をさせていただく場合がありますのであらかじめご了承ください。

■無効・取消し・失効について

（1）保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合、この保険契約は無効となり、既に払い込んだ保険料は返還できません。
（2）保険契約者、被保険者、特約被保険者または保険金受取人の詐欺または強迫によって契約を締結した場合は、この保険契約は取消しとなることがあります。この場合、既に払い込んだ保険料は返還できません。
（3）次のいずれかの場合は、この保険契約は失効となります。この場合、普通保険約款・特約に定める規定により保険料を返還または請求します。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
①被保険者または特約被保険者が死亡した場合
②特約被保険者が、保険期間中に要介護状態となり、その要介護状態が保険証券に記載のフランチャイズ期間を超えて継続した場合

■重大事由による解除

次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません。
（1）保険契約者、被保険者、保険金受取人が、保険金を支払わせることを目的として身体障害等を発生させた場合
（2）保険契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
（3）被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合
（4）複数の保険契約に加入することで特約被保険者の保険金額の合計額が著しく過大となるとき　　など

■税法上の取扱い（平成 30 年 6 月現在）

保険料負担者が個人の場合、払い込んだ保険料のうち、ご契約内容により所定の金額について、税法上の生命保険料控除の対象となります。
※上記「税法上の取扱い」は、今後の税制改正により変更となる場合がありますので、ご注意ください。

■事故が発生した場合

1 事故の発生

事故が発生した場合には、30 日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡が遅れた場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。また、他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。

2 保険金の支払請求時に必要となる書類等

特約被保険者または保険金受取人は、**＜別表「保険金請求書類」＞**のうち引受保険会社が求める書類を提出する必要があります。なお、必要に応じて**＜別表「保険金請求書類」＞**以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

3 保険金のお支払時期

引受保険会社は特約被保険者または保険金受取人より保険金請求書類の提出受領後その日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる事項の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、引受保険会社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

4 保険金の代理請求

特約被保険者に保険金を請求できない次のような事情がある場合に、下記【特約被保険者の代理人となりうる方】が特約被保険者の代理人として保険金を請求することができる制度（「代理請求制度」といいます）があります（特約被保険者に法定代理人がいる場合や第三者に保険金の請求を委任している場合は、この制度は利用できません）。
●保険金等のご請求を行う意思表示が困難であると引受保険会社が認めた場合
●引受保険会社が認める傷病名等の告知を受けていない場合　など

【特約被保険者の代理人となりうる方】

①特約被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
②上記①の方がいない場合や、上記①の方が保険金を請求できない事情がある場合には、特約被保険者と同居または生計を共にする３親等内の親族
③上記①および②の方がいない場合や、上記①および②の方が保険金を請求できない事情がある場合には、上記①以外の配偶者（注）または上記②以外の３親等内の親族

（注）法律上の配偶者に限ります。

万一、特約被保険者が保険金を請求できない場合に備えて、上記に該当する方々にご契約の存在や代理請求制度の概要等をお知らせくださるようお願いします。特約被保険者の代理人からの保険金の請求に対して引受保険会社が保険金をお支払いした後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、引受保険会社は保険金をお支払いできません。

5 保険金請求権の時効

保険金請求権については時効（３年）がありますのでご注意ください。保険金請求権が発生する時期等、詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

（2018 年 7 月承認）A18-101368

＜別表「保険金請求書類」＞

（1）	保険金請求書（個人情報の取扱いに関する同意を含みます）		
（2）	引受保険会社の定める傷害（疾病・損害など）状況報告書 ※事故日時、発生場所、原因等を申告する書類をいいます。また、事故状況を確認するためにこの報告書の他、（4）に掲げる書類も必要な場合があります。		
（3）	保険金の請求権をもつことの確認書類		
	書類の例	・印鑑証明書、資格証明書　・戸籍謄本　・委任状　・未成年者用念書　など	
（4）	介護一時金を請求する場合に必要となる書類		
	① 保険事故の発生を示す書類		
	書類の例	・要介護状態の内容を証明する医師の診断書および診療報酬明細書または公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類（注）　など （注）公的介護保険制度を定める法令の規定による被保険者証、公的介護保険制度の要介護認定等の申請に要した書類の写しおよび特約被保険者が受領した公的介護保険制度の要介護認定等に関する通知書その他要介護状態区分を証明する書類をいいます。	
	② その他の書類		
	書類の例	・他の保険契約等がある場合はその内容がわかるもの ・調査同意書（引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な同意書）　など	

＜ご加入いただく内容に関する確認事項（ご意向の確認）＞

この保険商品およびご契約プランは、引受保険会社で把握したお客さま情報およびご意向に基づき提案させていただいております。申込書兼告知書にご記入の内容が、最終的にお客さまのご意向に沿った内容であるか再度ご確認、ご了解のうえご加入ください。また、払い込む保険料が正しいものとなるよう保険料算出に関わる事項などについてもご確認ください。その結果、修正すべき点があった場合は、加入内容を訂正させていただきます。なお、ご不明な点などございましたら保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

●今回お申込みのご契約についてご確認をお願いします。

1．特約被保険者に関する「生年月日」「年令」「続柄」について、すべて正しい内容となっていることをご確認ください。

2．下記項目について、お客さまのご意向どおりとなっていることをご確認ください。

①補償の内容（お支払いする保険金、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない場合など）

②保険金額

③被保険者の範囲（注）

（注）被保険者本人またはその配偶者の親のうち、申込書兼告知書で指定された方が特約被保険者となります。

※保険期間、保険料に関する事項および契約者配当金制度の有無については「契約概要のご説明」に記載のとおりの設定であることをご確認ください。

●現在ご加入のご契約（満期を迎えるご契約）にご不明な点がある場合には、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお申し出ください。

保険商品・契約内容に関するお問合わせについて

【取扱代理店】	イオン保険サービス株式会社
【電話番号】	０１２０－１０５－３８１　【受付時間】９：００～１７：００　※土日・祝日・年末年始を除く　※おかけ間違いにご注意ください。

保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について

お問合わせ、ご相談・苦情がある場合は

0120-101-060（無料）

【受付時間】 平日　9:00～17:00
（土・日・祝日および年末年始は休業させていただきます）

※ご加入の団体名（イオングッドライフクラブ）をお知らせください。
「加入者証」等をお持ちの場合、お手元にご用意ください。

※一部のご用件は営業店等からのご対応となります。

事故が発生した場合は

遅滞なくご契約の取扱代理店または下記にご連絡ください。

あんしん24受付センター

0120-985-024（無料）

※受付時間［24 時間 365 日］
※IP電話からは **0276-90-8852**（有料）におかけください。
※おかけ間違いにご注意ください。

指定紛争解決機関について

引受保険会社との間で問題を解決できない場合は

一般社団法人日本損害保険協会のお客さま対応窓口で、損害保険に関する一般的なご相談に対応しています。
また、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社の業務に関連する苦情の受付や紛争解決の支援を行っています。

そんぽADRセンター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）

［ナビダイヤル］0570-022-808

（全国共通・通話料有料）

※受付時間［平日 9:15～17:00（土・日・祝日および年末年始を除きます）］
※携帯電話からも利用できます。
※IP電話からは **03-4332-5241** におかけください。
※おかけ間違いにご注意ください。
※詳細は、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
http://www.sonpo.or.jp/efforts/adr/

＜引受保険会社＞

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

（2018 年 7 月承認）A18-101368

親介護保険

お支払いする保険金のご説明【団体長期障害所得補償保険（親介護一時金支払特約セット）】

親介護一時金支払特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご参照ください。※ご契約のしおり（普通保険約款・特約）は保険契約者にお渡しいたします。

【親介護保険の特約被保険者の主な補償内容についての注意事項】
※ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、ご継続時の親介護一時金支払特約の特約被保険者の年令が89才まで、保険契約の満了する日と同一内容で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は、継続日現在の保険料率および特約被保険者の年令によって計算されます。
また、保険期間中に会員区分（特別会員・A会員・B会員）の異動が生じた場合、保険契約の満期までは、加入時の補償内容が継続されます。保険期間の途中で補償内容の変更を希望される場合には、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。
※健康状態告知書質問事項の回答内容や申込書兼告知書記載事項（年令）等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
(ご注意)保険金請求事項が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。

■親介護一時金支払特約の補償内容

1．被保険者が要介護状態となった場合に保険金をお支払いします。
※要介護状態とは、被保険者が次のいずれかに該当する状態をいいます。

①公的介護保険制度の第１号被保険者(＊1)である場合	公的介護保険制度に基づく要介護状態区分が「３」以上(＊3)の状態
②公的介護保険制度の第２号被保険者(＊2)である場合	公的介護保険制度に基づく要介護状態区分が「３」以上(＊3)の状態。ただし、介護が必要な状態となった原因が、公的介護保険制度の要介護認定等の対象となる特定疾病(＊4)に該当しない場合は、寝たきりにより介護が必要な状態または認知症により介護が必要な状態とします。
③公的介護保険制度の被保険者でない場合	寝たきりにより介護が必要な状態または認知症により介護が必要な状態

(＊1)介護保険法第９条第１号に規定する65才以上の方をいいます。
(＊2)介護保険法第９条第２号に規定する40才以上65才未満の方をいいます。
(＊3)「要介護３以上から要介護２以上への補償範囲拡大に関する特約（介護一時金支払特約用）」をセットした場合は、要介護状態区分「２」以上となります。
(＊4)介護保険法第７条第３項第２号に定める特定疾病をいい、平成29年４月現在では、次の病気をいいます。
がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したもの）、関節リウマチ、筋萎縮性側索硬化症、後縦靭帯骨化症、骨折を伴う骨粗鬆症、初老期における認知症（脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能およびその他の認知機能が低下した状態をいいます）、進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病、脊髄小脳変性症、脊柱管狭窄症、早老症、多系統萎縮症、糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症、脳血管疾患、閉塞性動脈硬化症、慢性閉塞性肺疾患、両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

2．親介護一時金支払特約の被保険者は、その特約の被保険者として保険証券に記載された方となります。
（注）保険金支払対象外となる事由の影響などによって、要介護状態の程度が大きくなった場合は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
介護一時金	被保険者が要介護状態となり、その要介護状態が要介護状態開始日からその日を含めて保険証券に記載されたフランチャイズ期間を超えて継続した場合 ※ 要介護状態開始日とは、次のいずれか早い日をいいます。 ①被保険者が要介護状態であることを医師が診断した日 ②被保険者に対し、公的介護保険制度の要介護認定等（要介護状態区分「３」以上(＊)）の効力が生じた日 (＊)「要介護３以上から要介護２以上への補償範囲拡大に関する特約（介護一時金支払特約用）」をセットした場合は、要介護状態区分「２」以上となります。	**介護一時金額(＊)の全額** (＊)保険証券等に「親介護一時金」として記載されている金額をいいます。 ※ 介護一時金をお支払いした場合、その被保険者についてこの特約は失効します。	(1)保険期間の開始時(継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時)より前に要介護状態の原因となる事由が発生していた場合は、保険金をお支払いできません。※1 (2)次のいずれかによって発生した要介護状態に対しては保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変、暴動※2 ④地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑤核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑥上記⑤以外の放射線照射または放射能汚染 ⑦むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のないもの※3 ⑧治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用 ⑨治療を目的として医師が薬物を使用した場合以外における被保険者のアルコール依存、薬物依存または薬物乱用 ⑩被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア．法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ．道路交通法第 65 条第１項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 (3)被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金受取人が治療をさせなかったことにより、要介護状態となった場合や要介護状態が保険証券に記載されたフランチャイズ期間を超えて継続した場合は、保険金をお支払いできません。 など ※1 被保険者が要介護状態の原因となる事由が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日から保険契約の継続する期間を遡及して365日以前である場合は、その要介護状態の原因となった事由は、保険期間の開始時以降に発生したものとして保険金お支払いの対象となります。 ※2 テロ行為によって発生した要介護状態に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※3 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

（2018年7月承認）A18-101368

Memo

健康状態告知についてのご案内

健康状態告知をしていただくにあたって重要な事項をご説明します。

申込書兼告知書を記入する前に必ずご覧ください。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

団体長期障害所得補償保険
親介護一時金支払特約

全力サポート宣言

告知の内容が正しくないと、ご契約が解除され保険金を**お支払いできない**場合があります。以下の説明をすべてご確認・ご理解のうえ正しい告知をお願いします。なお、被保険者ご本人とは、申込書兼告知書の申込人（被保険者）氏名欄に記載された方をいいます。

※本紙はお客さまご自身で確認するための帳票です。ご提出の必要はありません。
※『申込書兼告知書の写し』と『健康状態告知についてのご案内』（本紙）、『重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明』はお客さまの控えとなりますので、大切に保管してください。

お客さまチェック欄 ☐ 1 告知の重要性

健康状態告知は公平な保険契約の引受判断のための重要な事項ですから、**必ず被保険者ご本人が、「事実を」「ありのまま」「もれなく」お答えください。**
健康状態告知の回答にあたっては、必ず特約被保険者となる方に健康状態に関する質問事項と「健康状態告知についてのご案内」に記載された事項をすべて説明し、回答内容をそのまま記入ください。
※親介護一時金支払特約の特約被保険者となる方に、被保険者ご本人が代理して回答する旨を了解いただき、被保険者ご本人が特約被保険者の健康状態を回答してください。

お客さまチェック欄 ☐ 2 正しく告知しなかった場合の取扱い

告知する事項は**「申込書兼告知書」の書き方の裏面**に記載しています。もし、故意または重大な過失によって、これらについて事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知した場合、告知を受領した保険契約の**保険期間の開始時（補償の開始時）（注）から1年以内であれば、引受保険会社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。**
保険期間の開始時から1年を経過していても、告知のなかった事実、または告知の内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が保険期間の開始時から1年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。また、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、保険期間の開始時からの経過期間に関係なく保険契約を『詐欺による取消し』とすることがあります。
（注）継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。

告知義務違反によりご契約が解除された場合	○ 解除後の補償はなくなり、たとえ保険金支払事由が発生していても保険金をお支払いすることはできません。 ※ ただし、「解除前に発生した保険金支払事由」と「解除の原因となった事実」との因果関係の有無によっては、保険金をお支払いすることがあります。
『詐欺による取消し』となった場合	○ 保険期間の開始時期から補償がなくなるため、たとえ保険金支払事由が発生していても保険金をお支払いすることはできません。 ○ 既に払い込んだ保険料は返還できません。

お客さまチェック欄 ☐ 3 書面によるご回答のお願い

質問事項へのご回答は、保険会社の引受判断上、重要な事項のため、取扱代理店への口頭によるご回答ではなく、**書面にてご回答くださるようお願いします。**
※健康状態告知書質問事項回答欄は申込書兼告知書の一部となっています。取扱代理店は保険契約の告知受領権を有していますが、取扱代理店に口頭でご回答されても告知をしたことになりませんのでご注意ください。

お客さまチェック欄 ☐ 4 傷病歴等を告知した場合の取扱い

引受保険会社では、ご加入者間の公平性を保つため、お客さまのお身体の状態すなわち保険金等のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っています。**告知内容によってはご加入をお断りすることがあります。**

● 傷病歴等を告知した場合の取扱い（加入条件について、告知の内容から、以下のいずれかとさせていただきます）

1	お引き受けします。	2	お引き受けできませんのでご了承ください。

お客さまチェック欄 ☐ 5 告知内容を確認させていただく場合があります。

お申込み後または保険金請求の際、告知内容について確認させていただく場合があります。

お客さまチェック欄 ☐ 6 お客さまによるご契約内容の確認について

ご加入後、加入内容について記載した「加入者証」または「申込書兼告知書の写し」で**告知内容に誤りがないかのご確認**をお願いします。
※万一、告知内容が事実と異なる場合には、ただちに取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

お客さまチェック欄 ☐ 7 健康状態の告知が必要な方

健康状態告知書質問事項回答欄に回答いただく必要のある方は、以下のいずれかに該当する方です。

● 今回新たに加入する方
● 継続して加入する際に、補償項目の追加などの変更（注）をする方

（注）健康状態に関する告知の対象となる補償項目について、新たな補償を追加する場合、保険金額を増額する場合、フランチャイズ期間を短縮する場合などが該当します。
※前契約からすべての条件を変更することなく継続して加入する方は、新たに告知する必要はありません。

継続して加入する場合の告知要否チェック

保険金額の増額など補償内容を拡大しますか？

補償内容を拡大する →	健康状態告知が**必要**です。
補償内容は変更なし、または縮小する →	健康状態告知は不要です。

お客さまチェック欄 ☐ 8 その他ご注意いただきたい事項

正しく告知をした場合でも、保険期間の開始時より前に要介護状態の原因となった事由が生じた場合は、引受保険会社は保険金をお支払いできません。

そのほかにも、「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」には、ご加入に際して特に確認いただきたいことを記載しています。お申込みの前に必ずお読みください。

（2018年7月承認）A18-101368

親介護保険

親介護一時金専用 健康状態告知書質問事項、健康状態告知書質問事項回答欄記入要領および解説

団体長期障害所得補償保険の親介護一時金支払特約に今回新たに加入する方、および継続して加入する場合で保険金額の増額など補償内容を拡大する契約条件の変更を伴う方は、申込書兼告知書の親介護一時金専用健康状態告知書質問事項回答欄（以下「親介護一時金専用告知回答欄」といいます）に下記の質問事項に対する回答および告知日をご記入のうえ、ご署名ください。
●継続して加入する場合で、補償内容を拡大する契約条件の変更がない方は、親介護一時金専用告知回答欄へのご記入は不要です。
●親介護一時金支払特約の特約被保険者となる方に、被保険者ご本人が代理して回答する旨を了解いただき、被保険者ご本人が特約被保険者の健康状態を回答してください。
（注）被保険者ご本人とは、申込書兼告知書の申込人（被保険者）氏名欄に記載された方をいいます。
●質問に該当する場合は「はい」に、該当しない場合は「いいえ」に〇印をしてください。

質問事項

＜質問＞
健康状態に関するご質問

親介護一時金支払特約の加入を希望する方はご回答ください。
※病気・症状名が不明な方や検査等の結果待ちの方は、病気・症状名が判明するまではお引き受けできません。

●以下の①～⑥いずれかに該当する項目はありますか。
①今まで「がん」（悪性新生物をいい、上皮内がん・肉腫・白血病・悪性リンパ腫・骨髄腫などの悪性腫ようを含みます）にかかったことがある。または、現在医師から「がん」の検査を受けるように指示されている。
②今までに医師から「糖尿病」「高血糖症」「耐糖能異常」と診断されたことがある。または、現在医師からこれらの検査を受けるように指示されている。
③現在、日常生活上の行為を行う際に、他人の介護や付き添い（一部介助・見守り・支えを含みます）を受けている。
※日常生活上の行為とは、食事・歩行・寝返り・立ち上がり・入浴・排泄・衣類着脱・金銭の管理をいいます。
④今までに、公的介護保険制度の要介護・要支援認定を受けたこと、または要介護・要支援の認定申請をしたことがある。
⑤現在、医療機関に入院中、介護施設に入所中、もしくは療養のため就床中である。または医師より入院・手術をすすめられている。
⑥過去5年以内に、下記の「病気・症状一覧表」に掲載されている病気・症状により、医師の診察・検査・治療（医師の指示による服薬を含みます）を受けたことがある。

はい → お引き受けできません。ご了承ください。

いいえ → 親介護一時金専用告知回答欄の「質問」欄は「いいえ」に〇印をしてください。

【質問事項の解説】
①について、悪性・良性の区別がつかない場合は、検査結果が出た後にお申込みください。
②の「医師」には歯科医師を含み、柔道整復師・指圧師・鍼灸師は含みません（以下の質問も同様です）。
③の「他人の介護や付添いを受けている」とは、日常生活上の行為を行うにあたり、何らかのかたちで他人の力を借りている状態をいいます。
④の「要介護・要支援の認定申請をしたことがある」とは、過去に要介護・要支援認定の申請を行ったが、非該当となった場合も含みます。
⑤の「就床中」とは、食事、排泄、入浴等の日常生活を営むうえで最低限の行為を行う以外は、終日床について寝ているような状態をいいます。
告知日現在において入院しなくても、医師により入院・手術をすすめられている場合も該当します。
⑥「要検査」または「要精密検査」の指示を受けており、現在病名が確定していない場合には、検査を受検し、正式な病名（診断名）が確定した後にお申込みください。

病気・症状一覧表			
	A群	脳・循環器系の疾病	●脳卒中（脳出血、くも膜下出血、脳こうそく、脳血栓、脳塞栓、一過性脳虚血発作（TIA）など） ●脳腫よう ●動脈硬化症 ●動脈狭窄症 ●動脈瘤 ●心筋こうそく ●心臓弁膜症 ●狭心症 ●心筋症 ●心不全
	B群	呼吸器系の疾病	●肺がん ●咽頭がん ●結核 ●肺気腫 ●間質性肺炎 ●肺線維症 ●気管支ぜん息
	C群	消化器系の疾病	●胃・腸のがん ●食道がん ●かいよう性大腸炎 ●クローン病
	D群	肝臓系の疾病	●肝臓のがん ●肝硬変 ●慢性肝炎 ●B型肝炎 ●C型肝炎
	E群	胆のう・すい臓系の疾病	●胆のう・すい臓のがん ●すい炎
	F群	腎臓・泌尿器系の疾病	●腎臓・膀胱・前立腺のがん ●慢性腎不全 ●慢性腎炎 ●ネフローゼ ●のう胞腎 ●尿毒症
	H群	婦人科系の疾病	●子宮がん ●卵巣がん
	I群	骨・筋肉の疾病	●リウマチ（関節リウマチ、リウマチ熱、リウマチ性心疾患） ●脊椎カリエス ●後縦靭帯骨化症 ●筋ジストロフィー症 ●重症筋無力症
	K群	その他の疾病	●精神障害（うつ病などの精神病や神経症、アルコール・薬物依存症を含みます）・知的障害・発達障害（注1） ●膠原（こうげん）病 ●血友病 ●カリエス ●厚生労働省指定の難病（ただし、メニエール病を除きます）（注2）

（注1）具体的には、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によります。
（注2）厚生労働省指定の難病には、パーキンソン病関連疾患、全身性エリテマトーデス、全身性強皮症、皮膚筋炎／多発性筋炎、特発性血小板減少性紫斑病、網膜色素変性症、脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）、サルコイドーシス、ベーチェット病、原発性胆汁性肝硬変などが含まれます（平成29年3月現在）。最新の内容は「難病情報センター」ホームページ（http://www.nanbyou.or.jp/）をご確認ください。

【病気・症状一覧表の解説】
●「脳卒中」について：心脳内の血管の障害で急激に発症する病気の総称です。脳出血（血管が破れること）や脳こうそく（血管が詰まること）は脳卒中の一種です。
●「精神障害」について：精神障害には、「うつ病」「躁病」「統合失調症」などの精神病、「パニック障害」「適応障害」などの神経症のほか、「非器質性睡眠障害」「心因反応」などが含まれます。

ご注意
・質問事項に対するご回答の記載がない場合やご回答の内容が事実と異なっている場合は、ご契約が解除され保険金が支払われないことがあります。
・ご回答の内容によっては、保険契約をお引き受けできない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
・ご回答の内容にかかわらず、加入初年度契約の保険期間の開始時より前に原因が発生した要介護状態については、保険金をお支払いできません（ご加入後365日を経過した場合は保険金をお支払いできることがあります）。

記入例

特約被保険者の氏名をカナで記入してください。

被保険者ご本人が記入してください。

回答を記入した被保険者ご本人が署名してください。

親介護一時金 「親介護一時金支払特約」にご加入される場合、下記をご記入ください。この特約は単独ではご加入いただけません。GLTD基本契約とセットでお申し込みください。

親介護一時金支払特約

特約被保険者の氏名	続柄	※生年月日	親介護一時金専用 健康状態告知書質問事項回答欄 ※質問	確認方法	※告知日	申込内容（現在ご加入内容を印字しております。変更される場合は、二重線で抹消のうえ、記入ください）
（カタカナ）〇〇〇 △△	①父 ②母	①大正 ②昭和 ③平成 ## 年 ## 月 ## 日	①はい ②いいえ	①対面 ②電話 ③FAX・郵送 ④メール等の通信手段	㊐平成 ## 年 ## 月 ## 日	A 1 タイプ
（カタカナ）〇〇〇 □□	①父 ②母	①大正 ②昭和 ③平成 ## 年 ## 月 ## 日	①はい ②いいえ	①対面 ②電話 ③FAX・郵送 ④メール等の通信手段	＜告知者ご署名＞	
（カタカナ）□□ 〇〇	①父 ②母	①大正 ②昭和 ③平成 ## 年 ## 月 ## 日	①はい ②いいえ	①対面 ②電話 ③FAX・郵送 ④メール等の通信手段	〇〇〇 △△	
（カタカナ）	①父 ②母	①大正 ②昭和 ③平成 年 月 日	①はい ②いいえ	①対面 ②電話 ③FAX・郵送 ④メール等の通信手段		

今回新たに加入される方、継続加入される場合で補償内容を拡大するご契約条件の変更（保険金額の増額、免責期間の短縮等）を伴う方は、別紙「親介護一時金専用 健康状態告知書質問事項、健康状態告知書質問事項回答欄記入要領および解説」をお読みいただき、必ず基本セットの被保険者ご本人が特約被保険者の健康状態を確認し、回答と告知日をご記入のうえ、フルネームでご署名ください。
※印の項目は、ご契約に際して引受保険会社がみだずねする特に重要な事項（告知事項）です。事実と相違する場合はご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分にご確認のうえご回答（ご記入）ください。

被保険者ご本人から見た特約被保険者との関係に〇をしてください。

健康状態について、特約被保険者へのご説明と回答受領にあたり実際に取られた確認方法を1つ選び〇をしてください。

セットを記入してください。特約被保険者（親）ごとに異なるセットを選択する事はできません。口数は「1」を記入してください。

重要事項のご説明

契約概要のご説明（団体長期障害所得補償保険）

平成 29 年 10 月

■ご加入に際して保険商品の内容をご理解いただくための事項をこの「契約概要のご説明」に記載しています。加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いします。
■この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細はパンフレット、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券および協定書（注）などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
（注）ご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券は保険契約者に交付されます。また、協定書は引受保険会社と保険契約者との間で取り交わしています。
■申込人と被保険者（補償の対象となる方）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いします。

この書面における主な用語について説明します。

危険	身体障害の発生の可能性をいいます。
協定書	保険契約締結の際、引受保険会社と保険契約者の間で協議のうえ保険契約の内容を定める書類をいいます。
最高保険金支払月額	１被保険者について、１か月あたりの保険金支払の最高限度となる協定書に記載された金額をいいます。
支払基礎所得額	保険金の算出の基礎となる協定書に記載された所得の額をいいます。
就業障害	身体障害を被り、就業に支障が発生している協定書に記載された状態をいいます。なお、死亡した後は就業障害とはいいません。
所得	業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業障害となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は所得に含みません。
身体障害	傷害（「ケガ」といいます）または疾病（「病気」といいます）をいいます。また、ケガにはケガの原因となった事故を含みます。
てん補期間	引受保険会社が保険金をお支払いする限度とする期間で免責期間終了日の翌日からその日を含めて協定書に記載された期間をいいます。
免責期間	保険金をお支払いできない協定書に記載された就業障害が継続する期間をいいます。
平均月間所得額	就業障害が開始した日の属する月の直前 12 か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。ただし、就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により計算します。
約定給付率	保険金の算出の基礎となる協定書に記載された率をいいます。

1 商品の仕組み

（１）商品の仕組み
団体長期障害所得補償保険は、身体障害による就業障害時の損失を補償する保険です。
※基本となる補償部分を解約し、補償が終了した場合等は、その契約にセットされた特約の補償も終了します。

（２）被保険者の範囲
基本となる補償部分の被保険者は、会社員の方など、働いて収入（所得）を得ている方で、事前に保険契約者と協定した範囲の方のうち、始期日時点における年令が満 15 才から満 59 才までの方となります。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

2 基本となる補償、支払基礎所得額および保険金額の設定等

（１）保険金をお支払いする場合
主なものを記載しています。詳細はパンフレット等の該当箇所、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）および協定書をご確認ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合
基本となる補償の保険金	身体障害を被り、その直接の結果として保険期間中に就業障害が開始した場合に、てん補期間中の就業障害である期間１か月について、支払基礎所得額を基に協定書に記載の方法により算出した額を保険金としてお支払いします。ただし、てん補期間中の就業障害である期間１か月について、被保険者１名につき最高保険金支払月額を限度とします。 ※てん補期間中における就業障害である期間が１か月に満たない場合または１か月未満の日数がある場合、その日数については１か月を30日とした日割計算により保険金の額を決定します。

※保険金支払対象外の身体障害の影響などにより、保険金を支払うべき身体障害の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

（２）保険金をお支払いできない主な場合
主なものを記載しています。詳細はパンフレット等の該当箇所、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）および協定書をご確認ください。

保険金の種類	保険金をお支払いできない主な場合
基本となる補償の保険金	①保険期間開始時（注 1）より前に就業障害の原因となった身体障害を被っていた場合（注 2）は保険金をお支払いできません。ただし、協定書に別の定めがある場合を除きます。 ②次のいずれかによって被った身体障害による就業障害に対しては保険金をお支払いできません。 ・保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ・闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ・治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用 ・むちうち症、腰痛等で医学的他覚所見のないもの（注 3） ・自動車等の無資格運転中、酒気帯び運転中のケガ ・発熱等の他覚的症状のない感染 ③健康状態告知の回答内容等により補償対象外とする病気等（保険証券に記載されます）による就業障害は保険金をお支払いできません。 など

（注1）継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間開始時となります。
（注2）この取扱いは、「ご契約時に正しく告知をして契約した場合」または「ご契約時に自覚症状がない身体障害であってもそれが保険期間開始時（注1）よりも前に被ったものである場合」にも適用されますのでご注意ください。
（注3）被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

（３）セットできる主な特約とその概要
ご希望によりセットできる主な特約の詳細については、パンフレット等の該当箇所、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）および協定書をご確認ください。

（４）保険期間
お客さまの保険期間については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

（５）支払基礎所得額および保険金額の設定
支払基礎所得額および保険金額の設定については、以下の点にご注意ください。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。また、お客さまの支払基礎所得額および保険金額については、パンフレットをご確認ください。
支払基礎所得額は次のとおり設定してください。なお、支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額が平均月間所得額を超える場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

定額型の場合	所得の平均月間額に対して次の範囲内となるよう設定してください。 ・健康保険、共済保険の加入者（給料所得者など）　：８５％

（2018 年 7 月承認）A18-101368

3 保険料の決定の仕組みと払込方法等

（１）保険料の決定の仕組み

保険料は、支払基礎所得額、保険金額、年令、性別、免責期間、てん補期間等によって決まります。お客さまの保険料については、パンフレットをご確認ください。

（２）保険料の払込方法

お客さまの保険料の払込方法等については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合は、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。なお、解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還する場合があります。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

■保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について

保険商品・契約内容に関するお問合わせ、保険会社等の連絡・相談・苦情窓口や事故時の連絡先については、「注意喚起情報のご説明」の**保険商品・契約内容に関するお問合わせについて**、**保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について**および**指定紛争解決機関について**をご確認ください。

重要事項のご説明

注意喚起情報のご説明（団体長期障害所得補償保険）

平成 29 年 10 月

■ご加入に際して申込人・被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報のご説明」に記載しています。加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いします。

■この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細はパンフレット、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券または協定書（注）などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

（注）ご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券は保険契約者に交付されます。また、協定書は引受保険会社と保険契約者との間で取り交わしています。

■申込人と被保険者（補償の対象となる方）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いします。

この書面における主な用語は「契約概要のご説明」に記載していますのでご確認ください。

1 告知義務（ご加入時にお申し出いただく事項）

（１）申込人または被保険者になる方には、ご加入時に危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めた項目（申込書兼告知書上の「※」印の項目（告知事項））について、事実を正確に告知する義務（告知義務）があります。

（２）故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合、ご契約を解除することや保険金をお支払いできないことがあります（次の③に該当した場合は、ご契約を解除することがあります）ので、今一度、告知内容をご確認ください。

告知事項	①被保険者の生年月日、年令、性別 ②被保険者の健康状態告知（注 1）（注 2）（注 3） ③同じ被保険者について身体障害による就業障害に対して保険金が支払われる他の保険契約等（注 4）の有無

（注1）健康状態告知は、質問事項をよくお読みになったうえ、回答を「回答欄」に正しくご記入ください。その際、必ず被保険者ご自身が回答内容について事実に相違ないことを確認のうえ、ご署名ください。また、回答内容により、契約をお引受けできない場合や、特別な条件付きでお引受けする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

（注2）継続契約については、補償内容が拡大しない契約内容で継続する場合は告知事項とはなりません。

（注3）保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により、回答がなかった場合や回答内容が事実と異なっている場合には、保険期間の開始時（＊）から１年以内であれば、ご契約を解除することがあります。また、保険期間の開始時（＊）から１年を経過していても、回答がなかった事実または回答内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が、保険期間の開始時（＊）から１年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。

（＊）継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。

（注4）所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等をいい、いずれも団体契約、生命保険、共済契約を含みます。

2 クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等について）

この保険は、ご契約のお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）はできません。ご契約内容をお確かめのうえ、お申込みください。

3 複数のご契約があるお客さまへ

被保険者またはそのご家族が加入されている他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、加入の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※1 複数あるご契約のうち、これらの補償が１つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

※2 補償が重複する可能性のある主な補償は、別紙「お支払いする保険金のご説明」をご確認ください。

4 現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約

（１）現在のご契約について解約、減額などをする場合の不利益事項

多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込み保険料の合計額よりも少ない金額となります。

（２）新たな契約（団体長期障害所得補償保険）の申込みをする場合のご注意事項

①被保険者の健康状態などにより、新たな契約をお引受けできない場合があります。

②新たな契約の保険期間の開始時より前に就業障害の原因となった身体障害を被っていた場合、保険金をお支払いできないことがあります。

③新たな契約の始期日における被保険者の年令により計算した保険料（注）を適用し、新たな契約の普通保険約款・特約を適用します。そのため、新たな契約の商品内容が、現在のご契約と異なることがあります。

（注）保険料の改定により、同じ年令でも保険料が異なることがあります。

5 通知義務等（ご加入後にご連絡いただく事項）

ご加入後、次の事項が発生した場合には、ご契約内容の変更等が必要となります。遅滞なく取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

①ご契約時に支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額を保険契約締結直前12か月における被保険者の所得の平均月間額より高く設定していたことが判明した場合

②ご契約後に被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合

6 補償の開始・終了時期

（１）補償の開始：始期日の午後４時（保険申込書に異なる時刻が記載されている場合はその時刻）に始まります。

（２）補償の終了：満期日の午後４時に終わります。

7 保険金をお支払いできない主な場合

「契約概要のご説明」**2 基本となる補償、支払基礎所得額および保険金額の設定等**（２）保険金をお支払いできない主な場合をご確認ください。

8 解約と解約返れい金

（2018 年 7 月承認）A18-101368

ご契約を解約する場合は、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までお申し出ください。
（１）解約の条件によって、解約日から満期日までの期間等に応じて、解約返れい金を返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
（２）始期日から解約日までの期間に応じて払い込むべき保険料の払込状況により、追加の保険料を請求する場合があります。追加で請求したにも関わらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

9 被保険者からの解約

被保険者が保険契約者以外の方の場合、保険契約者との間に別段の合意があるときを除き、被保険者は保険契約者に対しこの保険契約の解約を求めることができます。この場合、保険契約者は、引受保険会社に対する通知をもって、その保険契約を解約しなければなりません。
※解約する範囲はその被保険者にかかる部分に限ります。

10 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。

11 個人情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社（海外にあるものを含む）が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。
ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第 53 条の 10）により、利用目的が限定されています。
詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険（株）のホームページをご覧ください。http://www.aioinissaydowa.co.jp/

＜その他ご注意いただきたいこと＞

■ご契約内容および事故報告内容の確認について

事故について保険金のお支払いが迅速かつ確実に行われるよう同一事故にかかるご契約の状況や保険金請求の状況等について、損害保険会社等の間で確認をさせていただく場合がありますのであらかじめご了承ください。

■無効・取消し・失効について

（１）保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合、この保険契約は無効となり、既に払い込んだ保険料は返還できません。
（２）保険契約者、被保険者または保険金受取人の詐欺または強迫によって契約を締結した場合は、この保険契約は取消しとなることがあります。この場合、既に払い込んだ保険料は返還できません。
（３）次のいずれかの場合は、この保険契約は失効となります。この場合、普通保険約款・特約に定める規定により保険料を返還または請求します。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
①被保険者が死亡した場合
②身体障害以外の原因で業務に従事できなくなった場合

■重大事由による解除

次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません。
（１）保険契約者、被保険者、保険金受取人が、保険金を支払わせることを目的として身体障害等を発生させた場合
（２）保険契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
（３）被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合　など

■税法上の取扱い（平成 30 年 6 月現在）

保険料負担者が個人の場合、払い込んだ保険料のうち、ご契約内容により所定の金額について、税法上の生命保険料控除の対象となります。
※上記「税法上の取扱い」は、今後の税制改正により変更となる場合がありますので、ご注意ください。

■請求権等の代位について

保険金について、損失が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、引受保険会社がその損失に対して保険金をお支払いしたときは、その債権は引受保険会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
（１）引受保険会社が損失の額の全額を保険金としてお支払いした場合：被保険者が取得した債権の全額
（２）上記（１）以外の場合：被保険者が取得した債権の額から、保険金をお支払いしていない損失の額を差し引いた額
（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。
※保険金のお支払いの前に、被保険者が第三者から損害賠償を受け、その損害賠償に保険金に相当する額が含まれている場合は、引受保険会社はその額を差し引いた損失の額に対して保険金をお支払いします。

■ 事故が発生した場合

1 事故の発生

（１）事故が発生した場合には、30 日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡が遅れた場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
（２）他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。
（３）補償が重複する他の保険契約等がある場合、発生した損失に対して既に支払われた保険金の有無によって、引受保険会社がお支払いする保険金の額が異なります。詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。
＜引受保険会社がお支払いする保険金の額＞（注１）
①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の就業障害である期間１か月あたりの支払責任額（注２）をお支払いします。
②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた額をお支払いします。ただし、この保険契約の就業障害である期間１か月あたりの支払責任額（注２）を限度とします。
（注1）お支払いする保険金の額や他の保険契約等の保険金の支払条件によっては、上記と異なる場合があります。詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。
（注2）他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

2 保険金の支払請求時に必要となる書類等

被保険者または保険金受取人は、**＜別表「保険金請求書類」＞**のうち引受保険会社が求める書類を提出する必要があります。なお、必要に応じて**＜別表「保険金請求書類」＞**以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

3 保険金のお支払時期

引受保険会社は被保険者または保険金受取人より保険金請求書類の提出受領後その日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる事項の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、引受保険会社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

4 保険金の代理請求

被保険者に保険金を請求できない次のような事情がある場合に、下記【被保険者の代理人となりうる方】が被保険者の代理人として保険金を請求することができる制度（「代理請求制度」といいます）があります（被保険者に法定代理人がいる場合や第三者に保険金の請求を委任している場合は、こ

（2018 年 7 月承認）A18-101368

の制度は利用できません）。
●保険金等のご請求を行う意思表示が困難であると引受保険会社が認めた場合
●引受保険会社が認める傷病名等の告知を受けていない場合 など

【被保険者の代理人となりうる方】

①被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
②上記①の方がいない場合や、上記①の方が保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする３親等内の親族
③上記①および②の方がいない場合や、上記①および②の方が保険金を請求できない事情がある場合には、上記①以外の配偶者（注）または上記②以外の３親等内の親族

（注）法律上の配偶者に限ります。

万一、被保険者が保険金を請求できない場合に備えて、上記に該当する方々にご契約の存在や代理請求制度の概要等をお知らせくださるようお願いします。被保険者の代理人からの保険金の請求に対して引受保険会社が保険金をお支払いした後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、引受保険会社は保険金をお支払いできません。

5 保険金請求権の時効

保険金請求権については時効（３年）がありますのでご注意ください。保険金請求権が発生する時期等、詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）および協定書をご確認ください。

＜別表「保険金請求書類」＞

（1）	保険金請求書（個人情報の取扱いに関する同意を含みます）		
（2）	引受保険会社の定める傷害（疾病・損害など）状況報告書 ※事故日時、発生場所、原因等を申告する書類をいいます。また、事故状況を確認するためにこの報告書の他、（4）に掲げる書類も必要な場合があります。		
（3）	保険金の請求権をもつことの確認書類		
	書類の例	・印鑑証明書、資格証明書　・戸籍謄本　・委任状　・未成年者用念書	など
（4）	所得に関する保険金を請求する場合に必要となる書類		
	① 保険事故の発生を示す書類		
	書類の例	・公的機関が発行する証明書（事故証明書など）	など
	② 保険金支払額の算出に必要な書類		
	書類の例	・引受保険会社の定める診断書　・所得確認書類（源泉徴収票、確定申告書、決算書など）	など
	③ その他の書類		
	書類の例	・調査同意書（事故またはケガ・病気などの調査を行うために必要な同意書）	など

＜ご加入いただく内容に関する確認事項（ご意向の確認）＞

この保険商品およびご契約プランは、引受保険会社で把握したお客さま情報およびご意向に基づき提案させていただいております。申込書兼告知書にご記入の内容が、最終的にお客さまのご意向に沿った内容であるか再度ご確認、ご了解のうえご加入ください。また、払い込む保険料が正しいものとなるよう保険料算出に関わる事項などについてもご確認ください。その結果、修正すべき点があった場合は、加入内容を訂正させていただきます。なお、ご不明な点などございましたら保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

●今回お申込みのご契約についてご確認をお願いします。

1．被保険者に関する「生年月日」「年令」「性別」について、すべて正しい内容となっていることをご確認ください。
2．「他の保険契約等」について、正しい内容となっていることをご確認ください。
3．下記項目について、お客さまのご意向どおりとなっていることをご確認ください。
　①補償の内容（お支払いする保険金、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない場合など）
　②支払基礎所得額・最高保険金支払月額・約定給付率・保険金額
　③被保険者の範囲（ご本人のみの補償）
　※保険期間、保険料に関する事項および契約者配当金制度の有無については「契約概要のご説明」に記載のとおりの設定であることをご確認ください。
4．支払基礎所得額が平均所得額の範囲内で設定されていることをご確認ください。
　※支払基礎所得額の設定については「契約概要のご説明」2基本となる補償、支払基礎所得額および保険金額の設定等（５）支払基礎所得額および保険金額の設定をご確認ください。
5．補償の重複する可能性のある他のご契約の有無をご確認いただき、ご契約の要否をご確認ください。

●現在ご加入のご契約（満期を迎えるご契約）にご不明な点がある場合には、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお申し出ください。

保険商品・契約内容に関するお問合わせについて

【取扱代理店】	イオン保険サービス株式会社
【電話番号】	０１２０－１０５－３８１　【受付時間】９：００～１７：００　※土日・祝日・年末年始を除く　※おかけ間違いにご注意ください。

保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について

お問合わせ、ご相談・苦情がある場合は

0120-101-060（無料）

【受付時間】平日　9:00～17:00
（土・日・祝日および年末年始は休業させていただきます）
※ご加入の団体名（イオングッドライフクラブ）をお知らせください。
「加入者証」等をお持ちの場合、お手元にご用意ください。
※一部のご用件は営業店等からのご対応となります。

事故が発生した場合は

遅滞なくご契約の取扱代理店または下記にご連絡ください。

あんしん24受付センター

0120-985-024（無料）

※受付時間［24 時間 365 日］
※IP電話からは **0276-90-8852**（有料）におかけください。
※おかけ間違いにご注意ください。

指定紛争解決機関について

引受保険会社との間で問題を解決できない場合は

一般社団法人日本損害保険協会のお客さま対応窓口で、損害保険に関する一般的なご相談に対応しています。
また、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社の業務に関連する苦情の受付や紛争解決の支援を行っています。

そんぽADRセンター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）

［ナビダイヤル］0570-022-808

（全国共通・通話料有料）

※受付時間［平日 9:15～17:00（土・日・祝日および年末年始を除きます）］
※携帯電話からも利用できます。
※IP電話からは **03-4332-5241** におかけください。
※おかけ間違いにご注意ください。
※詳細は、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
http://www.sonpo.or.jp/efforts/adr/

＜引受保険会社＞

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

（2018 年 7 月承認）A18-101368

お支払いする保険金のご説明【団体長期障害所得補償保険】

団体長期障害所得補償保険の普通保険約款、特約または協定書の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）または協定書をご参照ください。

※ご契約のしおり（普通保険約款・特約）は保険契約者にお渡しいたします。また、協定書は保険契約者と引受保険会社との間で取り交わしております。

■通常保険約款の補償内容

＜ご注意＞

被保険者またはそのご家族が加入されている他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、契約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※　複数あるご契約のうち、これらの補償が１つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

1．被保険者（補償の対象となる方）が身体障害を被り、その直接の結果として保険期間中に就業障害が開始した場合に限り、てん補期間中の就業障害である期間に対して、保険金の算出の基礎となる支払基礎所得額を基に協定書記載の方法により算出した額を保険金としてお支払いします。

2．被保険者は協定書に規定された方となります。

3．保険金支払対象外の身体障害の影響などにより、保険金を支払うべき身体障害の程度が大きくなった場合は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
身体障害により、就業障害となった場合	てん補期間中の就業障害である期間１か月につき、次の額をお支払いします。 支払基礎所得額 × 所得喪失率 × 約定給付率（100%） ※ お支払いする保険金の額は、てん補期間中の就業障害である期間１か月について、協定書に定める最高保険金支払月額を限度とします。 ※ 協定書に定めるてん補期間を限度とします。 ※ 支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額が平均月間所得額を超える場合は、平均月間所得額を約定給付率で割った額を支払基礎所得額とします。 ※ てん補期間中における就業障害である期間が１か月に満たない場合または１か月未満の端日数が生じた場合は、１か月を30日とした日割計算により保険金の額を決定します。 ※ 同一の身体障害により、免責期間を超える就業障害が終了した日からその日を含めて６か月以内に再び就業障害となった場合は、前の就業障害と同一の就業障害として取り扱います。 ※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(＊)の合計額が、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額を超えるときは、下記の額を就業障害である期間１か月あたりの保険金としてお支払いします。 ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の就業障害である期間１か月あたりの支払責任額(＊) ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額から、他の保険契約等から支払われた就業障害である期間１か月あたりの保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の就業障害である期間１か月あたりの支払責任額(＊)を限度とします。 (＊)他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。	(1)新規加入日から 12 か月以内に就業障害になった場合、就業障害の原因となった身体障害について、新規加入日前 12 か月以内に、医師等の治療、診察、診断を受けたとき、治療のために服薬していたとき、または、通常は医師に診察を受けるような症状が現れていたときは、保険金をお支払いできません。 (2)次のいずれかの就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失によって被った身体障害による就業障害 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって被った身体障害による就業障害 ③治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって被った身体障害による就業障害 ④戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動によって被った身体障害による就業障害※1 ⑤地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被った身体障害による就業障害※2 ⑥核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性によって被った身体障害による就業障害 ⑦上記⑥以外の放射線照射または放射能汚染によって被った身体障害による就業障害 ⑧むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のないものによる就業障害※3 ⑨被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故によって被ったケガによる就業障害 ア．法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ．道路交通法第65条第１項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ⑩被保険者が被った精神障害を原因として発生した就業障害※4 ⑪被保険者の妊娠、出産、早産または流産によって被った身体障害による就業障害※5 ⑫発熱等の他覚的症状のない感染による就業障害※6 など (3)健康に関する告知の回答内容等により補償対象外とする病気等（保険証券等に記載されます。）による就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。 ※1 テロ行為によって発生した身体障害に関しては、自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※2「天災危険補償特約」がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。 ※3 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。 ※4 「精神障害補償特約」がセットされた場合、平成６年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目(*)中の次の分類番号に該当する精神障害（統合失調症、躁(そう)病、うつ病等）を原因として発生した就業障害は保険金

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

（2018年7月承認）A18-101368

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
		のお支払い対象となります。 (1) F 04～F 09 (2) F 20～F 51 (3) F 53～F 54 (4) F 59～F 63 (5) F 68～F 69 (6) F 84～F 89 (7) F 91～F 92 (8) F 95 (9) F 99 (*)分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD - 10(2003 年度版)準拠」によります。 ※5「妊娠に伴う身体障害補償特約」(*)がセットされた場合、保険金のお支払い対象となります。 (*)女性の被保険者にのみセット可能です。 ※6 病原体が生体内に侵入、定着、増殖することをいいます。

＜用語の説明＞

【回復所得額】とは
免責期間開始以降に業務に復帰して得た所得の額をいいます。ただし、免責期間開始時点と比べて物価の変動があった場合には、物価の変動による影響がなかったものとして算出します。

【最高保険金支払月額】とは
１被保険者について、１か月あたりの保険金支払の最高限度となる協定書に記載された金額をいいます。

【支払基礎所得額】とは
保険金の算出の基礎となる額をいい、１口あたり保険金額 × 加入口数によって算出した額となります。
保険金の算出の基礎となる額をいいます。

【所得】とは
業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業障害となることにより支出を免れる金額を差し引いたものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は所得に含みません。

【所得喪失率】とは
次の算式によって算出された割合をいいます。

$$\text{割合} = 1 - \frac{\text{免責期間終了日の翌日から起算した各月における回復所得額}}{\text{免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}}$$

ただし、所得の額につき給与体系の著しい変動その他の特殊な事情の影響があった場合、または身体障害の程度や収入の状況の勘案が必要な場合は、所得喪失率の算出につき公正な調整を行うものとします。

【就業障害】とは
被保険者が身体障害を被り、その直接の結果として就業に支障が発生している協定書に記載された状態をいいます。
てん補期間開始後においては、身体障害により、被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率が20%超であることをいいます。
免責期間中においては、被保険者の経験・能力に応じたいかなる業務にも従事できない状態をいいます。
なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合でも就業障害とはいいません。

【身体障害】とは
傷害（「ケガ」といいます）および疾病（「病気」といいます）をいいます。また、ケガにはケガの原因となった事故を含みます。

【他の保険契約等】とは
この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

【てん補期間】とは
引受保険会社が保険金をお支払いする限度とする期間で、免責期間終了日の翌日からその日を含めて協定書に記載された期間をいいます。
「精神障害補償特約」がセットされた場合、この特約による保険金のお支払いは、特別会員・A会員は基本契約のてん補期間と同一、B会員は基本契約のてん補期間にかかわらず、免責期間終了日の翌日から起算して「24か月」が限度です。

【免責期間】とは
保険金をお支払いできない協定書に記載された就業障害が継続する期間をいいます。
免責期間開始後に一時的に復職し、その後再度就業障害となった場合には、免責期間に応じて定めた日数（特別会員・A会員は28日、B会員は14日）を限度として復職日数および免責期間を加えた期間を通算して１免責期間とします。

【平均月間所得額】とは
被保険者の就業障害が開始した日の属する月の直前12か月について、以下のとおり計算した額をいいます。ただし、就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により計算します。

$$\text{平均月間所得額} = \frac{(\text{年間収入額※1}) - (\text{働けなくなったことにより支出を免れる金額※2})}{12(\text{か月})}$$

※1 給与所得、事業所得または原稿料等の雑所得に係る税引き前の収入で、利子所得、配当所得、不動産所得等は含みません。就労の有無にかかわらず得られる役員報酬等がある場合にはこれも含みません。
※2 被保険者が事業所得者の場合は、その事業に要する経費のうち、接待交際費・旅費交通費などをいいます。

【約定給付率】とは
保険金の算出の基礎となる協定書に記載された率をいいます。

【特別会員・A会員・B会員の主な補償内容についての注意事項】
※ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、ご継続時一定の被保険者本人の年令まで、保険契約の満了する日と同一内容で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は、継続日現在の保険料率および被保険者の年令によって計算されます。
また、保険期間中に会員区分（特別会員・A会員・B会員）の異動が生じた場合、保険契約の満期までは、加入時の補償内容が継続されます。保険期間の途中で補償内容の変更を希望される場合には、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。
※健康状態告知書質問事項の回答内容や申込書兼告知書記載事項（年令・他保険加入状況等）等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
（ご注意）保険金請求事項が多発した場合などについて、ご継続を注意させていただくことがあります。
※他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として申込書兼告知書に記入していただきます。
正しく記入していただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。

健康状態告知についてのご案内　健康状態告知書質問事項回答欄の記入にあたり重要な事項を

告知の内容が正しくないと、ご契約が解除され保険金を**お支払いできない**場合があります。
以下の説明をすべてご確認・ご理解のうえ正しい告知をお願いします。
なお、被保険者ご本人とは、加入申込票・被保険者明細書の被保険者（基本部分）欄に記載された方をいいます。

お客さまチェック欄 □

1 告知の重要性

健康状態告知は公平な保険契約の引受判断のための重要な事項ですから、**必ず被保険者ご本人が、「事実を」「ありのまま」「もれなく」お答えください。**

親介護一時金支払特約をセットする場合の健康状態告知の回答にあたっては、必ず特約被保険者となる方に健康状態に関する質問事項と「健康状態告知についてのご案内」に記載された事項をすべて説明し、回答内容をそのまま記入ください。

※親介護一時金支払特約の特約被保険者となる方に、被保険者本人が代理して回答する旨を了解いただき、被保険者ご本人が特約被保険者の健康状態を回答してください。

しっかり記入しましょう。

お客さまチェック欄 □

2 正しく告知しなかった場合の取扱い

告知する事項は**加入申込票・被保険者明細書裏面「健康状態告知書質問事項」**に記載しています。もし、故意または重大な過失によって、これらについて事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知した場合、告知を受領した保険契約の**保険期間の開始時（補償の開始時）（注）から1年以内であれば、引受保険会社は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります。**

保険期間の開始時から1年を経過していても、告知のなかった事実、または告知の内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が保険期間の開始時から1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。また、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、保険期間の開始時からの経過期間に関係なく保険契約を『詐欺による取消し』とすることがあります。

（注）継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。

正しく告知しないと、保険金が受け取れない場合もあるんだね。

告知義務違反によりご加入が解除された場合	○解除後の補償はなくなり、たとえ保険金支払事由が発生していても保険金をお支払いすることはできません。 ※ただし、「解除前に発生した保険金支払事由」と「解除の原因となった事実」との因果関係の有無によっては、保険金をお支払いすることがあります。
『詐欺による取消し』となった場合	○保険期間の開始時期から補償がなくなるため、たとえ保険金支払事由が発生していても保険金をお支払いすることはできません。 ○既に払い込んだ保険料は返還できません。

お客さまチェック欄 □

3 書面によるご回答のお願い

質問事項へのご回答は、保険会社の引受判断上、重要な事項のため、取扱代理店への口頭によるご回答ではなく、**書面にてご回答くださるようお願いします。**

※健康状態告知書質問事項回答欄は加入申込票・被保険者明細書の一部となっています。取扱代理店は保険契約の告知受領権を有していますが、取扱代理店に口頭でご回答されても告知をしたことになりませんのでご注意ください。

加入申込票の回答欄へ記入してください。

お客さまチェック欄 □

4 傷病歴等を告知した場合の取扱い

引受保険会社では、ご加入者間の公平性を保つため、お客さまのお身体の状態すなわち保険金等のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っています。

告知内容によってはご加入をお断りすることや特定疾病等を補償対象外とする等の特別な条件を付けてお引き受けすることがあります（傷病歴等がある方をすべてお断りするものではなく、また、傷病の状況によっては特別な条件を付けずにお引き受けできる場合があります）。

●**傷病歴等を告知した場合の取扱い**（加入条件について、告知の内容から、以下のいずれかとさせていただきます）

1	特別な条件なしでお引き受けします。	2	特定疾病等を補償対象外とする条件でお引き受けします。	3	お引き受けできませんのでご了承ください。

※「親介護一時金支払特約」につきましては、1または3のいずれかの取扱いとなります。

告知したら、契約はどうなるの？

お客さまチェック欄 □

5 告知内容を確認させていただく場合があります。

お申込み後または保険金請求の際、告知内容について確認させていただく場合があります。

告知内容を確認させてください。

お客さまチェック欄 □

6 お客さまによるご契約内容の確認について

ご加入後、加入内容について記載した「加入者証」または「加入申込票の写し」で**告知内容に誤りがないかのご確認**をお願いします。

※特定疾病等を補償対象外とする条件での加入については、加入申込票・被保険者明細書の健康状態告知書質問事項回答欄の記載によって決定します（**加入時に決定し、個別に引受保険会社から引受条件を通知するわけではありません**のでご注意ください）。

※万一、告知内容が事実と異なる場合には、ただちに取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

加入後の確認も大切なのね。

所得補償保険

ご説明します。 **健康状態告知書質問事項回答欄を記入する前に必ずご覧ください。**

※本紙はお客さまご自身で確認するための帳票です。ご提出の必要はありません。
※『加入申込票･被保険者明細書の写し』と『健康状態告知についてのご案内』(本紙)、『重要事項のご説明 契約概要のご説明･注意喚起情報のご説明』はお客さまの控えとなりますので、大切に保管してください。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

団体長期障害所得補償保険

全力サポート宣言

お客さまチェック欄 ☐ 7 健康状態の告知が必要な方

健康状態告知書質問事項回答欄に回答いただく必要のある方は、以下のいずれかに該当する方です。

- **今回新たに加入する方**
- **継続して加入する際に、補償項目の追加などの変更(注)をする方**

(注) 健康状態に関する告知の対象となる補償項目について、新たな補償を追加する場合、保険金額を増額する場合、てん補期間を延長する場合、特定疾病等を補償対象外とする条件を変更する場合などが該当します。

※前契約からすべての条件を変更することなく継続して加入する方は、新たに告知する必要はありません。

継続して加入する場合の告知要否チェック

保険金額の増額など補償内容を拡大しますか?
補償内容を拡大する → 健康状態告知が**必要**です。
補償内容は変更なし、または縮小する

現在の特定疾病等を補償対象外とする条件を変更しますか?
補償対象外条件を変更する → 健康状態告知が**必要**です。
補償対象外条件なし、または変更しない → 健康状態告知は不要です。

ご注意ください

保険金額の増額など補償内容の拡大に伴い改めて健康状態告知をした結果、特定疾病等を補償対象外とする条件となった場合、その条件は増額等の拡大した補償部分だけでなく、継続後の補償全体に対して適用されます。

例えばこんな場合… 現在は特定疾病等を補償対象外とする条件なしで加入。ただし、先日の健康診断で異常を指摘されている(告知事項に該当する)ケース

	現在のご契約		継続後のご契約	
ケース1(同条件で継続)	特定疾病等を補償対象外とする条件なし	→	特定疾病等を補償対象外とする条件なし	前契約と同条件で継続する場合、告知は不要で特定疾病等を補償対象外とする条件も付きません。
ケース2(増額して継続)	特定疾病等を補償対象外とする条件なし	増額 →	特定疾病等を補償対象外とする条件が付くと全体に適用される	保険金額を増額する場合は告知が必要です。告知の結果、特定疾病等を補償対象外とする条件が付いた場合は、継続後の補償全体に対して適用します。

お客さまチェック欄 ☐ 8 再告知の取扱い

特定疾病等を補償対象外とする条件で加入する方は、新たに告知しなおすこと(再告知)によって、継続後の加入条件を変更できることがあります。継続して加入する際には現在の引受条件をご確認ください。

例えばこんな場合… 数年前に告知した際、健康状態告知書質問事項に該当したため特定疾病等を補償対象外とする条件となったが、その後一切病気をすることもなく健康を保ち、現時点で告知すればすべての告知回答が「いいえ」となるケース

※加入申込票･被保険者明細書の「特定疾病等対象外欄」の「疾病コード」欄に「A1」～「Y1」のコードが印字されている場合の補償対象外とする疾病の範囲は別紙「親介護一時金以外用 健康状態告知書質問事項および健康状態告知書質問事項回答欄記入要領」または別紙「親介護一時金以外用 健康状態告知書質問事項回答欄の解説」の『病気･症状一覧表の解説』をご参照ください。なお、「病気･症状一覧表」にある「A1」～「Y1」以外のコードが印字されている場合の補償対象外とする疾病の範囲は別紙「親介護一時金以外用 健康状態告知書質問事項回答欄の解説」の『「特定疾病等対象外欄」に関するご注意』をご参照ください。
※継続後の引受条件を変更する場合は、現在の引受条件にかかわらず、別紙「親介護一時金以外用 健康状態告知書質問事項および健康状態告知書質問事項回答欄記入要領」または別紙「親介護一時金以外用 健康状態告知書質問事項回答欄の解説」「病気･症状一覧表の解説」を参照し、再告知をしてください。
※再告知をした場合は、上記1～7が適用されますので、ご注意ください。

お客さまチェック欄 ☐ 9 その他ご注意いただきたい事項

正しく告知をした場合でも、保険期間の開始時より前に病気、ケガまたはその他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合は、引受保険会社は保険金をお支払いできません(始期前治療について協定書に定めのある場合、その規定により保険金をお支払いできることがあります)。

例えばこんな場合… 加入申込み時点では健康だったが、その後保険期間の開始時より前に発病と診断され、保険期間の開始時より後にその病気によって就業不能となったケース

そのほかにも、「重要事項のご説明 契約概要のご説明･注意喚起情報のご説明」には、ご加入に際して特に確認いただきたいことを記載しています。お申込みの前に必ずお読みください。

DX3D-4(170401)(2017年3月承認)GN16D011090(V02-133)GLTD10

年金保険・積立保険【契約概要】

拠出型企業年金保険

この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また、「契約概要」に記載のお支払事由等は、概要を示しています。その他詳細につきましては、パンフレット・「注意喚起情報」等を必ずご参照ください。

ご自身が選択された保険料（加入口数）、および、その他の商品内容がニーズ（ご意向）に合致しているか、お申込み前に必ずご確認ください。

1.この保険の特徴

●この保険は、団体をご契約者、その所属員等のうち希望される方をご加入者とし、ご加入者の自助努力による財産形成や老後の生活資金確保を支援するための団体年金保険です。

●年金保険と積立保険は、税務上の取扱いが異なります。年金保険のご加入者が負担された保険料は、個人年金保険料控除の対象です。積立保険のご加入者が負担された保険料は、一般の生命保険料控除の対象です。（当資料作成時点の税制に基づくものであり、今後、変更となる場合があります。）

●在職中に保険料を払込み、保険料払込期間満了後は、保険料払込期間満了時積立金額を原資とした年金をお受取りになれます。年金でのお受取りにかえて、一時金で受取ることもできます。また、積立保険のご加入者は、「4.給付内容」に記載の個人保険へのご契約をご選択いただくこともできます。

●ご加入者が保険料払込期間中に死亡された場合、ご遺族が遺族一時金をお受取りになれます。

しくみ図（イメージ）

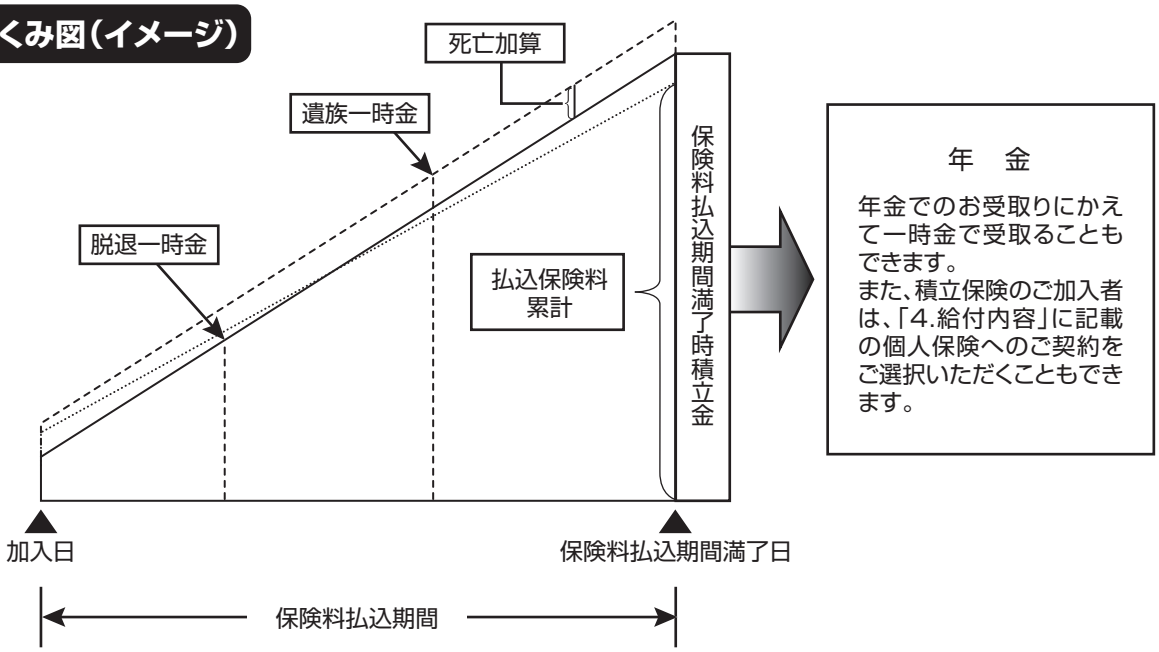

※上記しくみ図はイメージです。詳細につきましてはパンフレット等の給付額試算表等をご確認ください。

2.加入資格

年金保険…加入日現在正常に勤務されており、保険料払込期間満了日までの期間が満10年以上ある団体の所属員の方。
積立保険…加入日現在正常に勤務されており、保険料払込期間満了日までの期間が満2年以上ある団体の所属員の方。

※加入資格を満たせば年金保険・積立保険の両方にご加入になれますが、いずれか一方の積立金を他方へ移し換えることはできません。

3.保険料

●年金保険･積立保険それぞれ、下記のとおりご加入いただくことができます。

・月　　払　1口あたり　2,000円とし、最低1口以上最高50口まで加入できます。

・半　年　払　1口あたり10,000円とし、最低1口以上最高50口まで加入できます。

●半年払を活用される場合でも、月払のご加入が必要です。

●保険料払込期間満了日は満60歳到達直後の10日とします。

※保険料の詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

4.給付内容

【保険料払込期間満了後の給付内容】

●保険料払込期間満了後は、次の種類の年金をご加入者にお支払いします。年金種類が複数ある場合、いずれか1つをご選択いただきます。

年金保険:10年確定年金、15年確定年金、20年確定年金、15年保証期間付終身年金

積立保険:10年確定年金、15年確定年金、20年確定年金、15年保証期間付終身年金

●年金の開始は保険料払込期間満了日です。

●年金でのお受取りにかえて一時金で受取ることもできます。

●積立保険のご加入者は、下記個人保険へのご契約をご選択いただくこともできます。

（定期保険特約付）一時払退職後終身保険、ニッセイみらいのカタチ（総合医療保険）

※健康状態等によってはご契約いただくことができない場合があります。

※（定期保険特約付）一時払退職後終身保険については、退職時の運用環境ならびに市中金利動向次第でご契約できない場合があります。

【保険料払込期間中の給付内容】

●保険料払込期間中に脱退された場合、脱退時点の積立金額を脱退一時金としてご加入者にお支払いします。

●保険料払込期間中にご加入者が死亡された場合、死亡時点の積立金額に所定の金額を加算（死亡加算）した金額を遺族一時金としてご遺族にお支払いします。

※脱退一時金･遺族一時金は、積立期間によっては払込保険料の合計を下回ることがあります。

※給付内容の詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

5.受取人

●年金、保険料払込期間満了時一時金、および脱退一時金の受取人はご加入者本人とします。

※受取人の詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

6.配当金

●年金受取開始後に配当金が生じた場合、年金の増額（増加年金）にあてられます。

●保険料払込期間中に配当金が生じた場合、積立金の積増にあてられます。

●毎年の配当金の水準は、引受保険会社におけるお支払時期の前年度決算によって変動します。また、決算実績によっては、配当金をお受取りになれない場合もあります。

※年度途中で脱退される場合、その年度の配当金はお受取りになれません。

7.制度運営および引受保険会社

●当制度は、契約者である団体が生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づいて運営します。

※引受保険会社の詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

8.ご相談窓口等

●お手続きや当制度の内容に関するご照会･苦情につきましては、パンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。（なお、引受保険会社へのご要望･苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。）

●この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。

●一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス　http://www.seiho.or.jp/　をご覧ください。）

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

特にご注意いただきたい事項【注意喚起情報】

拠出型企業年金保険

この「注意喚起情報」は、ご加入または保険料の増額のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また、お支払事由等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、パンフレット・「契約概要」等を必ずご参照ください。

1.クーリング・オフ

●この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入または保険料の増額のお申込みにはクーリング・オフの適用はありません。

2.責任開始期

●引受保険会社がご加入または保険料の増額を承諾した場合、所定の加入日または保険料の増額日から保険契約上の責任を負います。

<複数の保険料払込方法(払方)を併用できる制度で払方を併用された場合>
遺族一時金の死亡加算の一部についての責任開始日は、ご加入日または保険料の増額日よりも遅れることがあります。
この場合、当該部分についての責任開始日前にご加入者が死亡された場合、当該部分の死亡加算はありません。
※詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

●引受保険会社の営業担当者・代理店等にはご加入または保険料の増額を承諾する権限がありません。

3.年金・一時金をお支払いしない場合等

●次のようなとき、年金・一時金をお支払いできないことやご加入を継続できないことがあります。

(1)遺族一時金の受取人が故意にご加入者を死亡させたとき
・その受取人が受取ることになっていた遺族一時金については、その受取人にはお支払いせず、ご加入者の他の法定相続人にお支払いします。

(2)年金の継続受取人が故意に年金受給者を死亡させたとき
・年金の継続受取人が受取ることになっていた年金については、その継続受取人にはお支払いせず、未支払いの年金原資を年金受給者の他の法定相続人にお支払いします。

(3)この保険契約全体のご加入者の数が15名未満となったとき
・引受保険会社はこの保険契約を解除することがあります。解除した場合、所定の払戻金をお支払いします。

(4)保険料が払込まれないまま猶予期間が経過したとき
・保険契約者から保険料が払込まれないまま猶予期間が経過したときは、保険料の払込みが中止されたものとして取扱われ、遺族一時金の死亡加算はなくなります。
・保険料の払込みが中止された後、払込みが再開されないまま3年を経過したとき、引受保険会社はこの保険契約を解除することがあります。解除した場合、所定の払戻金をお支払いします。

(5)ご契約時またはご加入時に保険契約者またはご加入者に詐欺の行為があったとき
・この保険契約の全部またはそのご加入者に関する部分が取消となる場合があります。取消となった場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

(6)ご契約後、ご加入後または年金支払事由発生後に以下①～④のこの保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生したとき
・引受保険会社は、この保険契約の全部またはそのご加入者、年金受給者に関する部分を解除することがあります。解除した場合、所定の払戻金をお支払いします。ただし、以下の③の事由にのみ遺族一時金の受取人、年金の継続受取人だけが該当した場合で、複数の遺族一時金の受取人、年金の継続受取人のうちの一部の遺族一時金の受取人、年金の継続受取人が以下の③の事由に該当したときに限り、継続年金・遺族一時金のうち、その受取人にお支払いすることとなっていた継続年金・遺族一時金を除いた額を、他の遺族一時金の受取人、年金の継続受取人にお支払いします。

<重大な事由>
①保険契約者または受取人による年金を詐取する目的または他人に詐取させる目的での事故招致(未遂を含みます。)
②この保険契約の年金・一時金の請求に関する年金の受取人または継続受取人の詐欺(未遂を含みます。)
③保険契約者、ご加入者、遺族一時金の受取人、年金の受取人または継続受取人が、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するとき
(ア)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
(イ)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
(ウ)反社会的勢力を不当に利用していると認められること
(エ)反社会的勢力により企業等の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
(オ)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
④上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、ご加入者、遺族一時金の受取人、年金の受取人または継続受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由

4.加入資格を失われた場合

●保険料払込期間中にご加入者が加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。

5.積立金額(脱退一時金額)等

●積立金額(脱退一時金額)および遺族一時金額は、積立期間によっては、払込保険料の合計を下回ることがあります。

6.基礎率(予定利率・予定死亡率等)の変更

●引受保険会社は、金利水準の低下その他の著しい経済変動等、この保険契約の締結の際予見しえない事情の変更により特に必要と認めた場合には、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより、主務官庁に届け出たうえで基礎率(予定利率・予定死亡率等)を変更することがあります。

7.制度内容の変更

●団体の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

8.共同取扱契約

●この拠出型企業年金保険契約が共同取扱契約の場合(この拠出型企業年金保険契約を複数の引受保険会社でお引受けしている場合)は、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行いますが、引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。
なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

9.生命保険契約者保護機構

●引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、年金額・一時金額・保険金額・給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、年金額・一時金額・保険金額・給付金額等が削減されることがあります。

●保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。
(お問合せ先)　生命保険契約者保護機構　TEL 03-3286-2820
月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)　午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス　http://www.seihohogo.jp/

10.年金・一時金のお支払いに関する留意事項

●お支払事由が発生する事象、年金・一時金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、パンフレット等に記載しておりますので、ご確認ください。年金・一時金のご請求は、団体経由で行っていただく必要がありますので、年金・一時金のお支払事由が生じた場合、すみやかに団体のご相談窓口にご連絡ください。

●ご請求に応じて、年金・一時金をお支払いする必要がありますので年金・一時金のお支払事由が生じた場合だけでなく、年金・一時金のお支払いの可能性があると思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに団体のご相談窓口にご連絡ください。

●年金・一時金のお支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、他の年金・保険金等のお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等には、すみやかに団体のご相談窓口にご連絡ください。

11.ご相談窓口等

●お手続きや当制度の内容に関するご照会・苦情につきましては、パンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。
(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。)

●この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。

●一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス　http://www.seiho.or.jp/　をご覧ください。)
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

Memo

Memo

ご相談窓口等

●お手続きや当制度の内容に関するご照会・苦情につきましては、下記の団体窓口までお問合せください。

<みらいスタイルについてのお問合せ窓口>

GLC団体保険コンタクトセンター

0120-990-112　【受付時間】月曜日～金曜日 9:00 ～ 17:00

dhcc@aeonglc.jp

件名に、「GLC団体保険　資料請求」と明記してください。

本文に、①氏名②社員番号③会社名④送付先（会社or自宅）郵便番号・住所⑤連絡先電話番号をご入力ください。

●団体生命保険、三大疾病保険、総合医療保険、年金保険、積立保険に関する引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、下記の日本生命窓口までご連絡ください。

<日本生命お問合せ先>　**日本生命保険相互会社　法人サービスセンター**

※お問合せの際には、以下の記号証券番号をお申し出ください。

商品名	TEL	記号証券番号
団体生命保険	0120-563-925	930-46623
三大疾病保険	0120-563-925	939-44
総合医療保険	0120-563-925	900-95070
年金保険	0120-563-924	970-99059
積立保険	0120-563-924	970-99059

【受付時間】月曜日～金曜日 9:00～17:00（祝日・12/31～1/3はお取扱いしておりません。）

●この商品（団体生命保険、三大疾病保険、総合医療保険、年金保険、積立保険部分）に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。

●一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
（「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス　http://www.seiho.or.jp/　をご覧ください。）
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

●親介護保険、所得補償保険に関する取扱代理店・引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、下記のイオン保険サービス、あいおいニッセイ同和損保窓口までご連絡ください。

<取扱代理店お問合せ先>　**イオン保険サービス株式会社　親介護保険・所得補償保険担当窓口**

0120−105−381

【受付時間】月曜日～金曜日　9:00～17:00（祝日・12/31 ～ 1/3はお取扱いしておりません。）

〒261-0023　千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

<引受保険会社お問合せ先>　**あいおいニッセイ同和損害保険株式会社　東京企業営業第三部営業第二課**

03−6748−7852

【受付時間】月曜日～金曜日　9:00～17:00（祝日・12/31 ～ 1/3はお取扱いしておりません。）

〒103-8250　東京都中央区日本橋3-5-19　あいおいニッセイ同和損保日本橋本社ビル3階